

2024年4月版

ご契約のしおり 定款・約款

5年ごと利差配当付限定告知型医療保険

健康に不安のある方も安心

がん告知医療保険

5年ごと利差配当付限定告知型医療保険

明治安田

はじめに

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。
内容を十分にご確認のうえ、
ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。
また、ご契約後は、後ほどお送りする保険証券とともに
大切に保管してください。

冊子の構成

この冊子は次の部分で構成されています。

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項を
わかりやすく説明しています。

→ 5
ページ

定 款

当社の組織や事業運営の
基本となる規則などを定めています。

※最新の定款の全文については当社ホームページ（裏表紙参照）から閲覧いただけます。

→ 68
ページ

約款・特約条項

ご契約の内容を記載した、
約款および特約条項を掲載しています。

→ 71
ページ

ご契約のしおり 定款・約款

ご契約のしおり	目的別もくじ	6
ご契約にあたって	① ご契約にあたって	
	① 保険契約の締結と生命保険募集人	8
	② ご契約手続きにおけるお申込みと告知	8
	③ 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）	9
	④ 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ	10
保険の特徴と仕組み	② 保険の特徴と仕組み	11
	③ ご契約の更新	13
告知と保障の開始	④ 健康状態や職業などの告知	15
	⑤ 保障の開始	17
給付金のお支払い	⑥ 給付金のお支払い	20
	⑦ 給付金をお支払いできない場合	29
	⑧ 給付金の請求手続き	33
	⑨ 給付金などのお支払期限	35
	⑩ 保険契約者代理特約（契約者サポート制度）	36
	⑪ 代理請求特約（被保険者請求サポート制度）	39
保険料のお支払い	⑫ 保険料の払込回数など	42
	⑬ 保険料の払込経路	44
	⑭ 猶予期間内に保険料のお支払いがない場合のお取扱い（解除、失効、失効取消）	45
	⑮ 未払込保険料がある場合の給付金のお取扱い	47
ご契約後のお取扱い	⑯ 配当金	48
	⑰ 解約と返戻金	49
	⑱ 死亡給付金受取人の変更	51
	⑲ ご契約者・住所などの変更に伴う手続き	53
	⑳ 給付金の受取人による保険契約の継続	54
	㉑ 被保険者によるご契約者への解約の請求	55
	㉒ 生命保険と税金	56

生命保険に関するお知らせ	◆23 生命保険に関するお知らせ	
	1 個人情報等の取扱い	59
	2 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い	59
	3 税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ	60
	4 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用	61
	5 保険金額などが削減される場合	63
	6 生命保険契約者保護機構	64
手続きに必要な書類一覧		66
定款・当社の運営		68
約款・特約条項	(次ページをご覧ください)	
〈参考〉		
保険のことば		142

ご契約の保障内容は以下のページをご覧ください

- 商品の特徴や特約ごとの「お支払いする場合」などの詳細については、「約款」「特約条項」をお読みください。「約款」「特約条項」では、ご契約者と当社との間の取り決めの内容を記載しています。
- 「ご契約のしおり」のページでは、給付金のお支払いなどの概要をわかりやすく説明しています。
- 付加された特約については、「保険設計書（契約概要）」「保険証券」をご確認ください。（この冊子には今回付加されない特約も含めて掲載しています）
- 付加できる特約の種類や取扱範囲などは、付加する際の当社の取扱いによります。

「約款」「特約条項」参照ページ
 「ご契約のしおり」参照ページ

約 款	5年ごと利差配当付限定告知型医療保険普通保険約款	72	20
特 約	付加された特約の□にチェックを入れてお使いください		
	<input type="checkbox"/> 保険契約者代理特約条項	107	36
	<input type="checkbox"/> 代理請求特約条項	110	39
	<input type="checkbox"/> 保険料口座振替特約条項	120	44
	<input type="checkbox"/> 保険料クレジットカード払特約条項	125	44
	<input type="checkbox"/> 集団扱特約条項（A）	128	44
	<input type="checkbox"/> 集団扱特約条項（B）	132	44

ご契約のしおり

ご契約について知っていただきたい事項を
わかりやすく説明しています。

こんなときは → 以下のページをご覧ください。

ご契約にあたって

保険の仕組みや
保障内容を
知りたい



- 2 保険の特徴と仕組み 11 ページ
- 6 給付金のお支払い 20 ページ

お申込みを
撤回したい



- 3 保険契約のお申込みの撤回または解除 (クーリング・オフ制度) 9 ページ

告知について
知りたい



- 4 健康状態や職業などの告知 15 ページ

保障が始まる時を
知りたい



- 5 保障の開始 17 ページ

保険料のお支払い

保険料の払込方法
を変えたい



- 12 保険料の払込回数など 42 ページ
- 13 保険料の払込経路 44 ページ

失効した契約を
有効に戻したい



- 14 猶予期間内に保険料のお支払いがない場合のお取扱い (解除、失効、失効取消) 45 ページ

専門用語の意味については、「保険のことは」(142ページ)をご確認ください。

給付金のお支払い

給付金が支払われる
 場合について
 知りたい



➔ 6 給付金のお支払い

20
ページ

給付金が支払われない
 場合について
 知りたい



➔ 7 給付金をお支払い
 できない場合

29
ページ

給付金の請求手続きについて
 知りたい



➔ 8 給付金の請求手続き

33
ページ

本人が手続きできない
 場合について
 知りたい



➔ 10 保険契約者代理特約
 (契約者手続サポート制度)

36
ページ

➔ 11 代理請求特約
 (被保険者請求サポート制度)

39
ページ

ご契約後のお取扱い

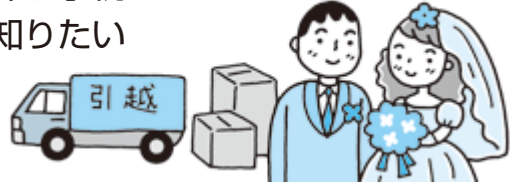
契約を
 解約したい



➔ 17 解約と返戻金

49
ページ

受取人変更、改姓、住所変更
 に伴う手続きを
 知りたい



➔ 18 死亡給付金受取人の変更

51
ページ

➔ 19 ご契約者・住所などの
 変更に伴う手続き

53
ページ

保険料や給付金の
 税金について
 知りたい



➔ 22 生命保険と税金

56
ページ

1 ご契約にあたって

1 保険契約の締結と生命保険募集人

保険契約は、当社が承諾したときに成立します。

- 当社の生命保険募集人（代理店を含みます）は、お客さまと当社の保険契約締結の媒介を行なう者で、保険契約締結の代理権はありません。
- 従いまして、保険契約は、お客さまからの保険契約のお申し込みに対して当社が承諾したときに有効に成立します。
- また、ご契約の成立後にご契約の内容を変更等される場合にも、原則としてご契約内容の変更等に対する当社の承諾が必要になります。

当社の承諾が必要な手続き

- ◆特約の中途付加 など

媒介

生命保険募集人が保険契約締結の「媒介」を行なう場合は、保険契約のお申し込みに対して保険会社が承諾したときに保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、
保険契約締結の「媒介」を行ないません。

代理

生命保険募集人が保険契約締結の「代理」を行なう場合は、生命保険募集人が保険契約のお申し込みに対して承諾をすれば保険契約は有効に成立します。



当社の生命保険募集人は、
保険契約締結の「代理」は行ないません。

2 ご契約手続きにおけるお申し込みと告知

- お申し込みにあたっては、保険契約者（被保険者欄は被保険者）がご自身でお手続きください。
- 告知にあたっては、当社がおたずねする告知項目について、被保険者がご自身で正確にお答えください。

- ・お申込みの際の住所は保険証券をお送りする際のあて名書きになりますので、所番地・アパート名・棟番号・号室等まで詳しくお知らせください。
- ・告知の詳細については、[4 健康状態や職業などの告知](#)をご覧ください。
- ・ご契約をお引受けしますと、保険証券などをお送りします。

- ◆保険証券とお申込みの内容が違っている場合や、お申込みの際の告知に追加、訂正がある場合には、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）へご連絡ください。

3 保険契約のお申込みの撤回または解除（クーリング・オフ制度）

保険契約のお申込みの撤回または解除ができます。

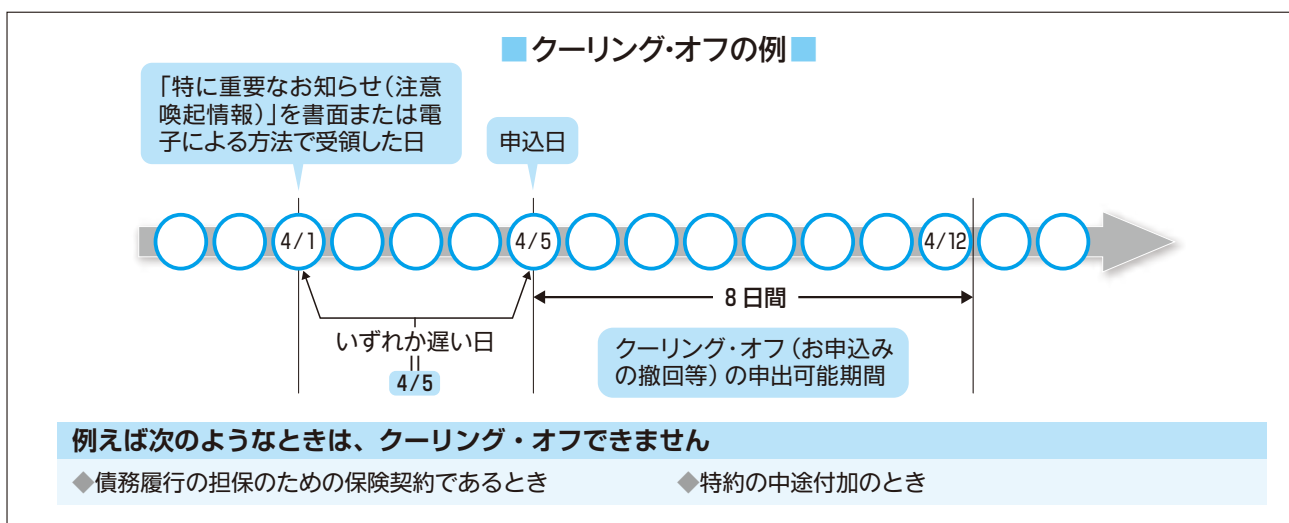
●ご契約の申込日または「特に重要なお知らせ（注意喚起情報）」を書面または電子*1による方法で受領した日のいずれか遅い日から、その日を含めて**8日以内**（土・日・祝日、年末年始の休日を含みます）であれば、書面または電磁的記録*2により保険契約のお申込みの撤回または解除（以下、「お申込みの撤回等」といいます）をすることができます。この場合には、お払込みいただいた金額をお返しいたします。

*1 PDFファイルのダウンロードなど

*2 主たる窓口として、当社ホームページの専用申出フォーム（<https://www.meijiyasuda.co.jp/cooling-off/index>）を設置しています

●お払込みいただいた金額をお返するまでには、お申込み内容の確認等のために時間を要する場合があります。また、すでに保険証券を発送している場合があります。

●生命保険は長期にわたるご契約ですから、ご契約に際しては十分ご検討くださいますようお願いいたします。



郵送によるお申出方法

- ◆ 郵送によるお申込みの撤回等は、書面の発信時（郵便の消印日付）に効力を生じますので、当社の支社または本社あて上記期限内に発信してください。
- ◆ 書面には、お申込みの撤回等をする旨の意思を明記し、ご契約者の氏名・住所・電話番号（お申込み内容と同一）・保険種類・申込日および毎回の保険料などを記載してください。
- ◆ 書面は、個人情報保護のため、封書によるお申し出をおすすめします。

■ お申込みの撤回等の書面記入例 ■

切手を貼ってください。

切手

〒0000-0000

明治安田生命保険相互会社

宛

明治安田生命保険相互会社 行

私は○年○月○日に申し込んだ下記契約のお申込みを撤回します。

申込者（契約者） ○○○○○

保険種類 ○○○○○

毎回の保険料 ○○○,○○○円

住所 ○○県○○市○○町○-○-○

電話番号 ○○○-○○○-○○○○○

氏名 ○○○○○

（ご契約者が自署してください）

申込内容控えから転記してください。

当社の支社または本社をご記入ください。
 支社は当社ホームページまたは当社コミュニケーションセンターにてご確認ください。

4 現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ

●現在ご契約の保険契約または特約を解約、減額するときには、一般的に次の点について、ご契約者にとって不利益となります。

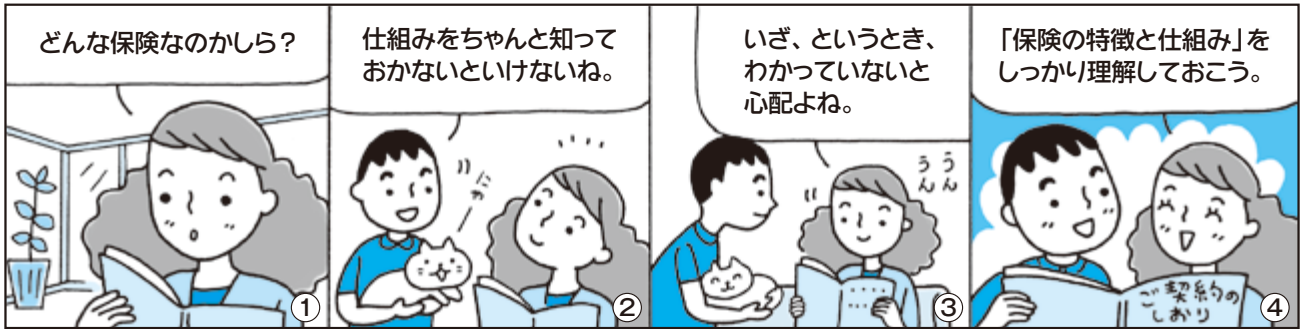
- 多くの場合、返戻金は、お払込保険料の合計額より少ない金額となります。特に、ご契約後短期間で解約されたときの返戻金は、全くないか、あってもごくわずかです。
- 一定期間の契約継続を条件に発生する配当の請求権等を失うことになる場合があります。
- 新たにご契約では現在のご契約と比べて保険料計算に用いる予定利率が引き下げられる場合があります。予定利率が引き下げられた場合、現在のご契約の保険種類によっては保険料が引き上げられる場合があります。
- 現在のご契約と新たにご契約の保険金などの「お支払いする場合」が異なるために、**現在のご契約の保障内容が新たにご契約では保障されないことがあります。**

ご注意



新たにお申込みの保険契約について、被保険者の健康状態などによりお引受けできない場合があります。

2 保険の特徴と仕組み



保険の特徴

- かんたんな告知でお申込みいただけます。
- 病気・ケガによる入院や手術などに対する保障を主な目的とした医療保険です。
- がんで入院した場合は、支払日数無制限で疾病入院給付金をお支払いします。
- 所定の集中治療室管理を受けたときは、入院給付金とは別に集中治療給付金をお支払いします。
- 第1保険年度（契約日から起算した最初の1年間）中に支払事由に該当した場合の給付金額は、第2保険年度以降に支払事由に該当した場合の給付金額の50%となります。
- 保険期間が満了しても、所定の条件を満たす場合には、診査や告知なしで、ご契約は自動的に更新されます。

→参照

③ [ご契約の更新](#)
 (13 ページ)

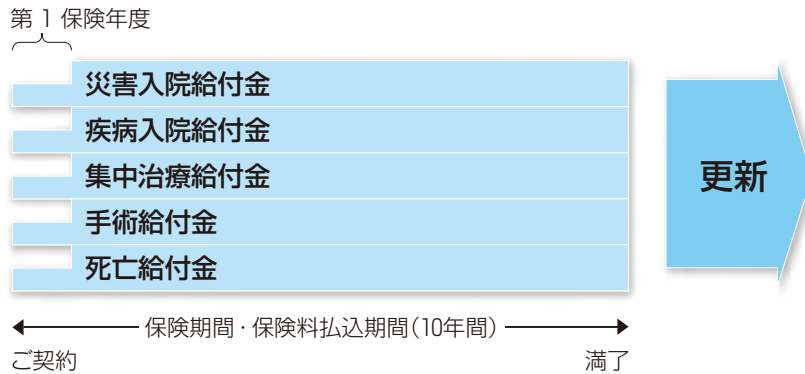
お申込みにあたっての ご注意



- この保険は、健康に不安のある方でも、健康状態などに関する5つの告知項目に該当しなければ、お申込みいただけるように設計された医療保険です*。このため保険料は、当社が取り扱っている通常の医療保険に比べて割増しされています。
 - * 5つの告知項目すべてに該当しない場合であっても、ご職業、すでにご契約されている保険との通算などにより、ご契約いただけないこともあります。
- 健康状態などについて詳細な告知をいただくことや医師の診査を受けることなどにより、保険料が割増しされていない他の保険にお申込みいただくことができます。ただし、その場合、診査結果などによりご契約いただけないことがあります。

保険の仕組み

■仕組み図（イメージ）■



ご注意



- 転換制度はご利用できません。
- 保険期間や保険料払込期間の変更、基準入院給付金日額の増額などのお取扱いはありません。
- 「当社が自動的に保険料を貸し付ける制度」、「ご契約者に対する貸付」、延長定期保険や払済保険への変更のお取扱いはありません。
- 保険料払込免除の仕組みはありません。

3 ご契約の更新



ご契約の更新

●保険期間が満了する際に、次の条件をすべて満たす場合には、診査や告知なしで、ご契約は自動的に更新されます。

1. 更新日における被保険者の年齢が85歳以下であること。かつ、更新後の保険期間の満了日の翌日における被保険者年齢が90歳以下であること
2. 更新日の前日までの保険料が払い込まれていること
3. 更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていること



更新にあたっては、更新のご案内をします。更新をご希望されない場合や基準入院給付金日額を減額して更新される場合には、保険期間満了日の2カ月前までに、その旨をお申し出ください。

更新後の保険期間

●原則として更新前のご契約と同じ10年ですが、更新日における被保険者の年齢によって下表のとおりとします。

更新日の被保険者年齢	更新後の保険期間
75歳以下	10年
76～79歳	85歳まで ^① (その後90歳まで更新できます)
80歳	10年
81～85歳	90歳まで ^①

①例えば、「85歳まで」は、被保険者の年齢が85歳となる年単位の契約応当日の前日までです(被保険者の年齢は、満年齢で計算し、1年未満の端数については、6ヵ月以下は切り捨て、6ヵ月超は切り上げます。このため、契約応当日と誕生日との関係によっては誕生日から最大6ヵ月前後することがあります)。

更新後のご契約の取扱い

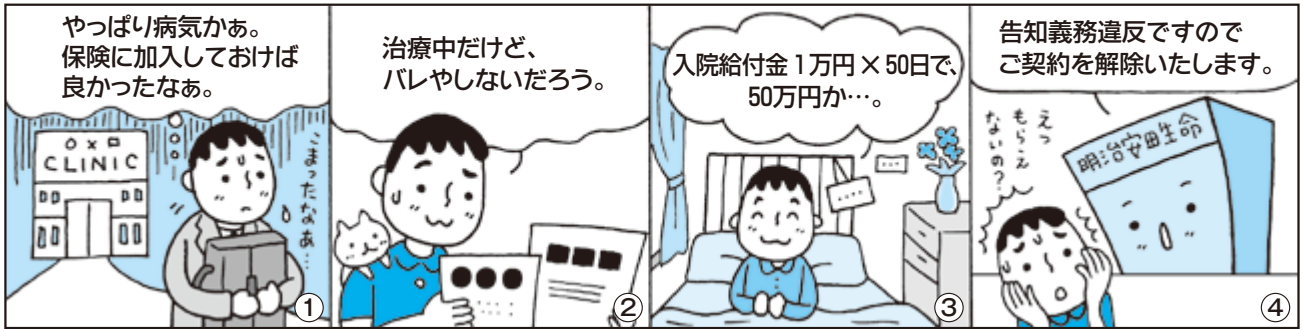
●更新後のご契約の取扱いは、次の表のとおりです。

更新後のご契約について	留意事項
基準入院給付金日額	<ul style="list-style-type: none"> 原則として更新前と同一とします。 ただし、あらかじめお申し出がある場合、当社の定める取扱いの範囲内で、基準入院給付金日額を減額することができます（更新後は給付金額が50%となる期間はありません）。
保険料	<ul style="list-style-type: none"> 更新日における被保険者の年齢および保険料率*によって新たに定めます。通常、同一の保障内容で更新される場合であっても、更新後の保険料は更新前より高くなります。 *更新後は給付金額が50%となる期間がないため、新契約用の保険料率とは異なる、更新後用の保険料率を適用します。このため更新時に同じ保障内容で新たに参加した場合の保険料に比べて、更新後の保険料は高くなります。
給付金の支払い限度	<ul style="list-style-type: none"> 更新前と更新後で支払われた支払日数を通算します。
主約款	<ul style="list-style-type: none"> 更新日時点の主約款を適用します。

更新後の第1回保険料について

- 原則として、更新後の第1回保険料は更新日までにお払込みください。
- 猶予期間内に払い込まれない場合、更新はなかったものとします。
- 更新後の第1回保険料の猶予期間は、払込回数が新年掛および新半年掛の場合には更新日の翌日から2ヵ月間、月掛の場合には更新日の属する月の翌月末日までとなります。

4 健康状態や職業などの告知



告知の義務

ご契約者や被保険者には健康状態や職業などについて告知をしていただく義務があります。

- 生命保険は、多数の人々が保険料を出しあって、相互に保障しあう制度です。従って、はじめから健康状態の良くない方や危険度の高い職業に従事されている方などが無条件に契約されると、保険料負担の公平性が保たれません。
- ご契約にあたっては、過去の傷病歴、現在の健康状態、職業など当社がおたずねする告知項目について、事実をありのままに正確にもれなくお知らせください。
- この保険は、簡単な告知でお申込みいただける保険ですが、告知いただいた内容によっては、ご契約をお引き受けできない場合があります。また、5つの告知項目すべてに該当しない場合でも、ご職業、すでにご契約されている保険との通算などによりご契約いただけないこともあります。

ご注意



- 告知受領権は生命保険会社が有しています。生命保険募集人（代理店を含みます）には告知受領権がなく、生命保険募集人に口頭でお話しされても告知していただいたことにはなりませんので、ご注意ください。
- 当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、ご契約のお申込後、ご契約のお申込内容などについて確認^①させていただく場合があります。

^①確認に際して、事前のご連絡なしに訪問させていただく場合があります。

告知の内容

告知していただいた内容が事実と相違する場合には、ご契約が解除されたり、または取り消しとなって、給付金をお支払いできないことがあります。

●告知いただくことがらについて、故意または重大な過失によって、事実を告知されなかったり、事実と違うことを告知された場合、責任開始日から2年以内*1であれば、当社は「告知義務違反」としてご契約を解除*2することがあります。

*1 責任開始日から2年を経過していても、給付金をお支払いする事由が、解除の原因となる事実に基づいて、2年以内に生じていた場合②には、ご契約を解除することがあります。

*2 ご契約を解除した場合には、たとえ給付金をお支払いする事由が発生していても、これをお支払いすることはできません（ただし、「給付金の支払事由の発生」と「解除の原因となった事実」との因果関係によっては、給付金をお支払いすることがあります）。この場合には、解約の際にお支払いする返戻金があればご契約者にお支払いします。

●上記のご契約を解除させていただく場合以外にも、ご契約の締結状況等により、給付金をお支払いできないことがあります。

- ・例えば、「現在の医療水準では治癒が困難または死亡危険のきわめて高い疾患の既往症・現症等について故意に告知をされなかった場合」等、告知義務違反の内容が特に重大な場合、詐欺による取り消しを理由として、給付金をお支払いできないことがあります。
- ・この場合、告知義務違反による解除の対象外となる2年経過後にも取り消しとなる場合があります。また、すでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

●告知にあたり、生命保険募集人③（代理店を含みます）が、告知をすることを妨げた場合、または告知をしないことや事実でないことを告げることを勧めた場合には、当社のご契約を解除することはできません。ただし、生命保険募集人のこうした行為がなかったとしても、ご契約者または被保険者が、当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められる場合には、当社のご契約を解除することができます。

「現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約」をご検討のお客様は以下の事項にご留意ください。

- ・一般のご契約と同様に告知義務があります。
- ・「現在ご契約の保険契約または特約の解約・減額を前提とした新たなご契約」の場合は「新たなご契約の責任開始日」を起算日として、告知義務違反による解除の規定が適用されます。
- ・また、詐欺による契約の取り消しの規定等についても、新たなご契約の締結に際しての詐欺の行為が適用の対象となります。
- ・よって、告知が必要な傷病歴等がある場合は、新たなご契約への加入ができなかったり、その告知をされなかったために上記のとおり解除・取り消しとなることもありますので、ご注意くださいようお願いいたします。



生命保険にご加入される時は、正しい告知をしてください。

→参照

⑦ 給付金をお支払いできない場合
 (29 ページ)

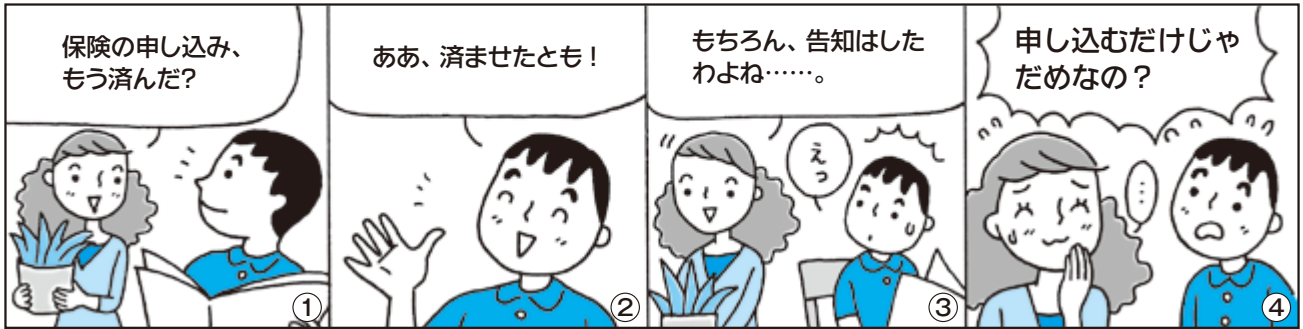
② 責任開始前に原因が生じていたことにより、給付金をお支払いできない場合を含みます。

③ 約款に定める「保険媒介者」に当たります。

→参照

④ ご契約にあたって
 [4] 現在ご契約の保険契約または特約を解約・減額することを前提に、新たな保険契約のお申込みをご検討されている方へ
 (10 ページ)

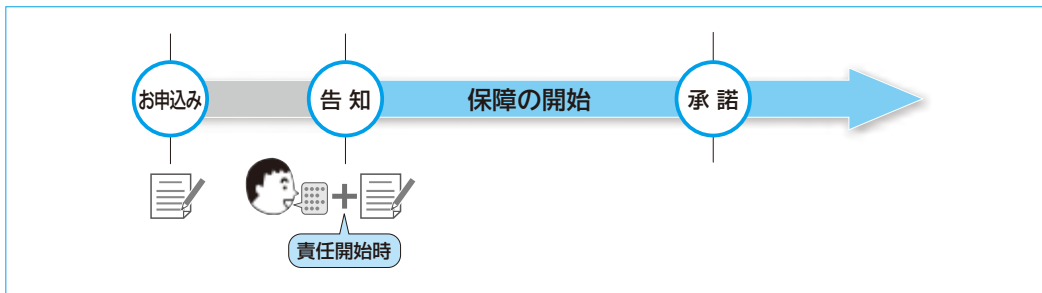
5 保障の開始



保障の開始

お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。

- 申し込まれたご契約を当社が承諾した場合には、お申込みと告知がともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。



第1回保険料のお払込み

- 第1回保険料のお払込みは以下のとおりとなります。
 - 口座振替扱いの場合、「口座振替により払い込む方法」または「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」のいずれかによって払い込んでください。
 - その他の払込経路の場合、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」によって払い込んでください。
 - 「口座振替により払い込む方法」および「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」をご利用できない場合は、「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」によって払い込んでください。
- 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」の場合^①、当社は、第1回保険料相当額が払い込まれたのちに、お申込みを承諾します。

→参照

⑬ 保険料の払込経路
 (44 ページ)

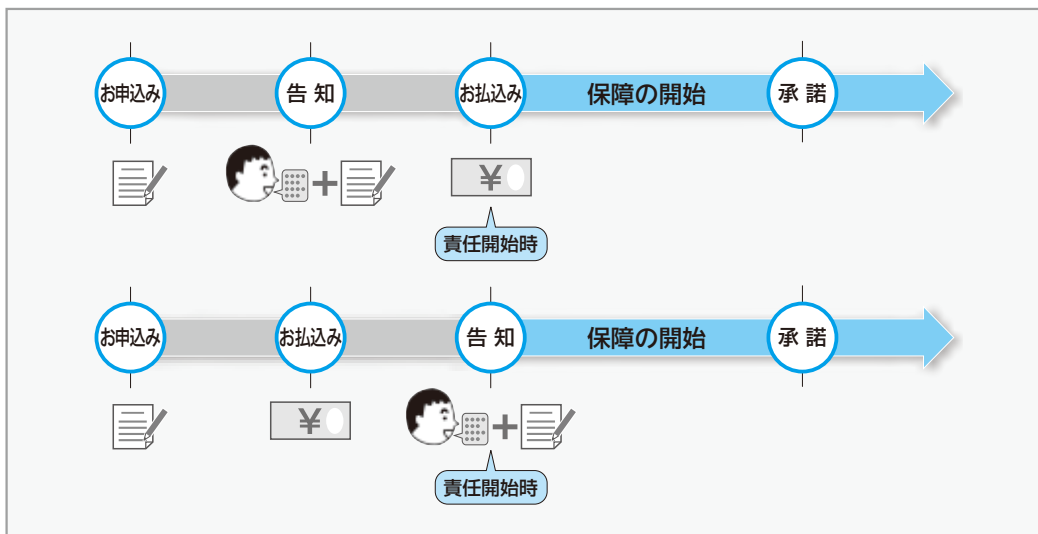
① 「口座振替により払い込む方法」を選択してお申込みをされた後に、「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」または「当社の指定した金融機関の口座に送金することにより払い込む方法」に変更した場合を含みます。

第1回保険料のお払込みに関する留意事項

- 「口座振替により払い込む方法」の場合
 - 当社が定める日までにご契約が成立しないときは、第1回保険料を払込期月の振替日に指定口座から振替できないため、第1回保険料相当額を「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」に変更していただくようご案内をさせていただきます。
 - ただし、この変更を希望されない旨のお申し出があった場合には、改めてお申込みと告知をし直していただく必要があります（保障が開始される時期は当初より遅れることとなります）。
- 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」の場合
 - ご契約のお申込みにあたっては、第1回保険料相当額をお払い込みいただく必要があります。第1回保険料相当額のお払込みがない場合、当社にご契約のお申込みを承諾しません。なお、当社にご契約のお申込みを承諾する前に給付金をお支払いする場合に該当しても、お申込みを承諾して給付金から第1回保険料を差し引いてお支払いするといったお取扱いはいたしません。
 - 「クレジットカード・デビットカードにより払い込む方法」は、第1回保険料相当額が、当社が指定する金額、または金融機関もしくはお客さまが設定しているキャッシュカードの上限金額を超える場合は、ご利用いただけません。

保険料を前払いする場合の保障の開始に関する留意事項

- お申込みを当社が承諾した場合には、告知と保険料のお払込みがともに完了した時から、ご契約上の保障が開始されます。



→参照

◆ 保険料の払込回数など
 (42 ページ)

M E M O

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

.....

6 給付金のお支払い

主契約（5年ごと利差配当付限定告知型医療保険）

5年ごと利差配当付限定告知型医療保険普通保険約款

お支払いする場合

「給付金をお支払いできない場合(29ページ)」もお読みください。

- ケガで入院したときに、災害入院給付金をお支払いします。
- 病気で入院したときに疾病入院給付金をお支払いします。
- 所定の集中治療室管理を受けたときに、集中治療給付金をお支払いします。
- 所定の手術を受けたときに、手術の種類に応じて手術給付金をお支払いします。
- 死亡したときに、死亡給付金をお支払いします。

1 入院給付金・集中治療給付金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
災害入院給付金	被保険者が、不慮の事故 ^① で180日以内に入院したとき	1回の入院につき 基準入院給付金日額 × 入院日数 ^③	被保険者
疾病入院給付金	被保険者が、病気で入院 ^② したとき		
集中治療給付金	被保険者が、所定の集中治療室管理を受けたとき	集中治療室管理1日につき、基準入院給付金日額と同額	

①不慮の事故／急激かつ偶発的な外来の事故（交通事故など）をいいます。
→参照 主約款別表 1 「対象となる不慮の事故」

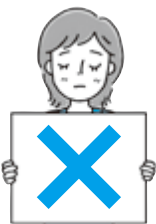
②病気で入院／不慮の事故以外の外因による傷害を原因とする入院、不慮の事故から180日経過後に開始した入院、異常分娩（帝王切開分娩など）のための入院を含みます。

③入院日数／^{こよみ}暦のうえでの日を単位として数え、入院開始日からお支払いします。例えば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

④は次のページにあります。

- 契約日から第1保険年度の末日までに「お支払いする場合」に該当されたときのお支払い額は、第2保険年度以降に該当されたときのお支払い額の50%となります。
- 災害入院給付金・疾病入院給付金について、重複してのお支払いはありません。
- お支払いの対象となる「入院」

お支払いの対象となる「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます）による治療（柔道整復師による施術を含みます）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、病院または診療所^④に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。



以下はお支払いの対象となる入院には該当しません。

- ・美容上の処置のための入院
- ・病気を直接の原因としない不妊手術のための入院
- ・正常な分娩（自然頭位分娩など）のための入院
- ・治療を伴わない人間ドック検査のための入院
- ・自宅での治療または通院による治療が可能であるにもかかわらず入院している場合
- ・外泊や外出を繰り返し、治療に専念しない場合

●在宅ホスピスケアのお取扱い

余命6ヵ月以内と判断されており、かつ、病院または診療所以外において、傷害や病気から生じる各種症状を緩和することを目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けている（在宅ホスピスケアなど）場合は、病院または診療所へ入院しているものとみなして、入院給付金をお支払いします。

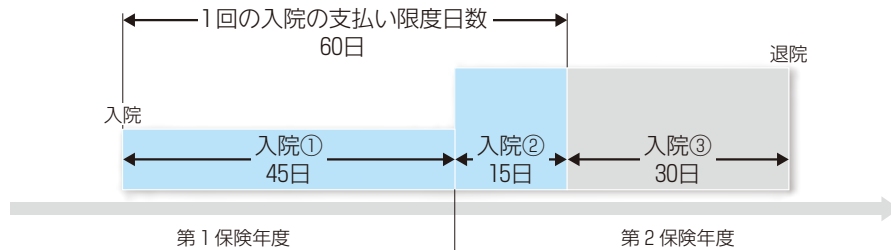
■集中治療給付金のお支払いの対象となる集中治療室管理について■

- 「集中治療室管理」とは、次の各号のいずれかに該当する施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行なうことをいいます。
 - 平成24年3月5日厚生労働省告示第77号「基本診療料の施設基準等」に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院における特定集中治療室および小児特定集中治療室
 - 前号の場合と同等と会社が認めた日本国内にある医療施設
- 被保険者が次に掲げる状態にあつて医師が必要と認める集中治療室管理を受けたときに集中治療給付金のお支払いの対象となります。

意識障害または昏睡、急性呼吸不全または慢性呼吸不全の急性憎悪、急性心不全（心筋梗塞を含みます）、その他外傷等で重篤なもの
- 総合周産期特定集中治療室や新生児特定集中治療室における集中治療室管理は対象とはなりません。

【お支払い例】

- 基準入院給付金日額 5,000円
- 脳梗塞^{こうそく}で連続して90日入院された場合（第1保険年度に45日、第2保険年度に45日入院）



- 入院①の45日については、第1保険年度中の入院であるため給付金額は50%となります。
 [給付金額] 5,000円×45日×50%=112,500円
- 入院②の15日については、第2保険年度中の入院であるため削除されずにお支払いします。
 [給付金額] 5,000円×15日=75,000円
- 入院③の30日については、1回の入院の日数限度（60日分）^⑤を超えた入院であるためお支払いの対象にはなりません。
 ※入院の原因となる疾病が悪性新生物（がん）・上皮内新生物^⑥の場合は、お支払いの対象になります。

④病院または診療所
 /次のいずれかに該当したものとして。

- 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます）
- 上記(1)と同等の日本国外にある医療施設

⑤ 1回の入院の日数限度については、**お支払いの限度**をご覧ください。

⑥ 悪性新生物（がん）・上皮内新生物 / 非浸潤がん・非侵襲がん、皮膚がんもお支払いの対象に含まれます。ただし、国際対がん連合（UICC）の「TNM分類」が「T0」のものは含みません。なお、悪性・上皮内・良性のいずれの新生物に当たるかは、診断確定されたときの「国際疾病分類－腫瘍学」をもとに判断します。

→参照 [主約款別表2「対象となる悪性新生物・上皮内新生物」](#)

2 手術給付金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
手術給付金	被保険者が、所定の手術を受けたとき	1回の手術につき 基準入院給付金日額 × 手術給付表⑦に定める給付倍率	被保険者

⑦手術給付表

→参照 主約款別表

3「手術給付表」

●契約日から第1保険年度の末日までに「お支払いする場合」に該当されたときのお支払い額は、第2保険年度以降に該当されたときのお支払い額の50%となります。

●「所定の手術」について

- お支払いの対象となる手術は、主約款別表3「手術給付表⑦」に定められている手術番号1～89の手術に限ります。
- このうち、手術番号1～88は、皮膚の手術、筋骨の手術、悪性新生物の手術など、部位等によって区分されています。
- 手術番号89は、手術番号1～88に該当しない手術で、次の条件をすべて満たす手術です（ただし、60日の間に1回の給付を限度とします）。

- 入院日数が1日以上入院中に受けた手術
- 手術の直接の原因が入院の原因と同一
- 公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表によって手術料が算定される手術

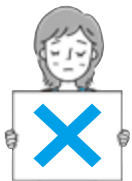
●時期を同じくして2種類以上の手術を受けた場合は、給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金をお支払いします。

【手術給付表に定める手術に該当する例・該当しない例】



虫垂炎と診断され、虫垂を摘出する手術（虫垂摘出術）を受けた場合

虫垂摘出術は手術給付表の手術番号34「虫垂切除術・盲腸縫縮術」に該当するのでお支払いします。



扁桃炎を繰り返すため、入院することなく、扁桃摘出術を受けた場合

扁桃摘出術は手術番号1～88に該当しません。また、手術番号89の要件も満たさないため、お支払いできません。

3 死亡給付金

	お支払いする場合	お支払い額	受取人
死亡給付金	被保険者が死亡したとき	基準入院給付金日額 × 20	死亡給付金受取人

●契約日から第1保険年度の末日までに「お支払いする場合」に該当されたときのお支払い額は、第2保険年度以降に該当されたときのお支払い額の50%となります。

お支払いの限度

●災害入院給付金・疾病入院給付金の各入院給付金のお支払い限度は、それぞれ以下のとおりです。

1回の入院の限度	各入院給付金ごとに支払日数 60日 分 (→事例1)
お支払い日数を通算した限度	各入院給付金ごとに支払日数 ^⑤ 730日 分

●1回の入院の限度を適用するにあたり、次の入院は2回以上の入院であっても、**1回の入院とみなして**1回の入院の限度を適用します。

- 同一の不慮の事故による入院を2回以上した場合、**事故の日を含めて180日以内に開始した入院**

- 同一の病気（**医学上重要な関係^⑥があると認められる場合を含みます**）による入院を2回以上した場合、**前回の入院の退院日の翌日から180日以内に開始した入院** (→事例2)

●在宅ホスピスケアのお取扱いにより入院給付金をお支払いする場合は、災害入院給付金と疾病入院給付金をあわせた支払日数^⑤を通算して**60日分**を限度とします。ただし、それぞれの入院給付金の入院1回あたりのお支払い限度および通算のお支払いの限度内とします。

●悪性新生物（がん）・上皮内新生物^⑦の治療を目的とする入院については、支払日数の限度はなく、入院日数のすべてをお支払いの対象とします。(→事例3)

●集中治療給付金のお支払いは、支払日数^⑤を通算して**120日分**を限度とします。

●手術給付金には**お支払いの限度はありません**。

⑤更新前と更新後で支払われた支払日数を通算します。

⑥医学上重要な関係／病名が違っていても、医学上特に関連があるとされる一連の病気を指します。
 例えば

- 高血圧とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患
- 胆石症とそれに起因する胆のう炎あるいは胆管炎
- 高尿酸血症とそれに起因する痛風などをいいます。

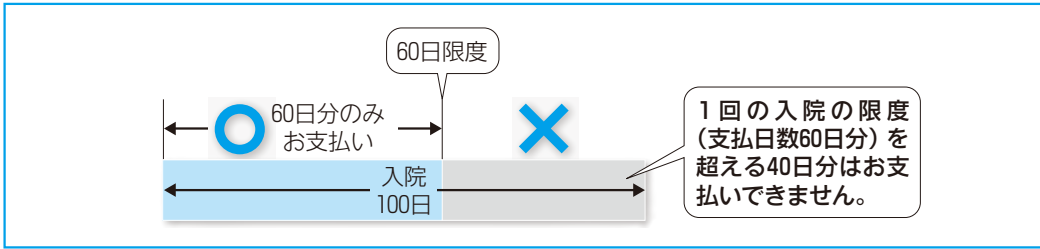
⑦悪性新生物（がん）・上皮内新生物／非浸潤がん・非侵襲がん、皮膚がんもお支払いの対象に含まれます。
 ただし、国際対がん連合(UICC)の「TNM分類」が「T0」のものは含みません。
 なお、悪性・上皮内・良性のいずれの新生物に当たるかは、診断確定されたときの「国際疾病分類－腫瘍学」をもとに判断します。

→参照 [主約款別表 2「対象となる悪性新生物・上皮内新生物」](#)

【1回の入院の限度の例】

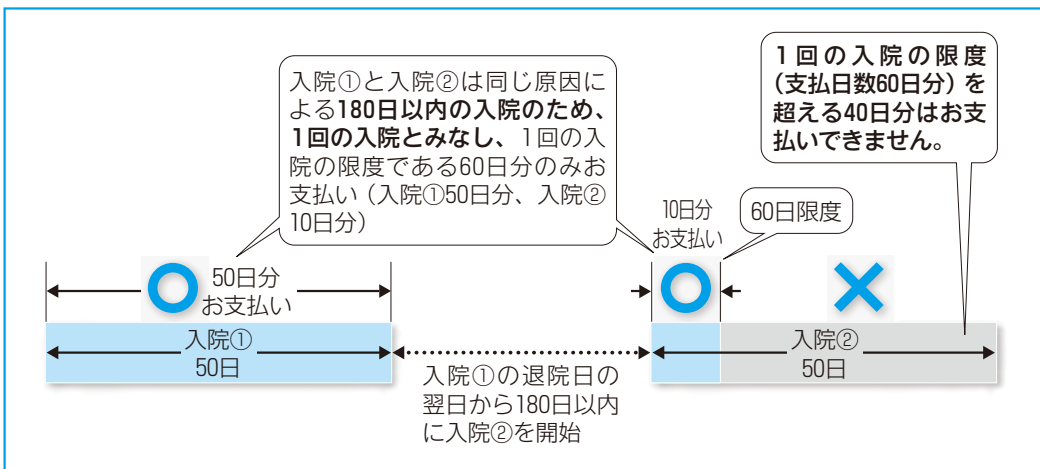
事例1 限度を超過した場合

- 慢性腎不全で100日入院したとき



事例2 同じ原因により2回以上入院した場合

- 慢性腎不全で50日入院(入院①)した後、退院日の翌日から180日以内に同じ慢性腎不全で50日再入院(入院②)、合計100日入院したとき



事例3 悪性新生物(がん)・上皮内新生物の治療を目的として入院したとき

- 上記事例1、事例2で病気が胃がんのとき

○ 悪性新生物(がん)・上皮内新生物による入院のため、支払日数の限度はなく、入院日数のすべてをお支払いの対象とします。

その他ご留意いただきたい事項

- 公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当社は、主務官庁の認可を得て、「お支払いする場合」を変更することがあります。「お支払いする場合」を変更する場合、当社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6ヵ月以内にあらかじめご契約者にご連絡します。

●手術給付表は、以下のとおりです。

「手術」とは、治療を直接の目的とする下表の手術番号1～89を指します。ただし、次の①～③は手術にあたりません。

- ① 吸引、穿刺、洗浄などの「処置」
- ② 神経ブロック
- ③ 輸血・点滴

また、手術番号1～88においては、器具を用い、生体に切断、摘除、およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額に対する給付倍率
倍		
S 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術（25cm ² 未満は除く。）	10
2.	乳房切断術	10
S 筋骨の手術（抜釘術は除く。）		
3.	骨移植術（軟骨移植術は含まない。）	10
4.	骨髄炎・骨結核手術（膿瘍の単なる切開は除く。）	10
5.	頭蓋骨観血手術（鼻骨・鼻中隔を除く。）	10
	➔注1 観血手術	
6.	鼻骨観血手術	10
	➔注1 観血手術	
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術（歯・歯肉の処置に伴うものは含まない。）	10
	➔注1 観血手術	
8.	脊椎（椎骨・椎間板を含む）・骨盤観血手術	10
	➔注1 観血手術	
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
	➔注1 観血手術	
10.	四肢切断術（手指・足指を除く。）	10
	➔注2 手指・足指	
11.	切断四肢再接合術（骨・関節の離断に伴うもの。）	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術（手指・足指を除く。）	10
	➔注1 観血手術 注2 手指・足指	
13.	筋・腱・靭帯観血手術（手指・足指を除く。筋炎手術および筋・腱・靭帯に及ばない皮下軟部腫瘍の摘出術は含まない。）	10
	➔注1 観血手術 注2 手指・足指	
S 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭観血手術（咽頭・扁桃腺に対する手術は含まない。）	10
	➔注1 観血手術	
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術（開胸術を伴うもの。）	10
	➔注3 開胸術	
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	10
S 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術（血液透析用外シャント形成術は除く。）	10
	➔注1 観血手術	
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈・冠動脈手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	10
	➔注3 開胸・開腹術	
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	10
24.	体内用ペースメーカー埋込術（電池交換を含む。）	10
25.	脾摘除術	10

手術給付表注

注1 観血手術

「観血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。

なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「観血手術」として取扱います。

注2 手指・足指

「手指」とは、中手指節関節（ちゅうしゅしせつかんせつ）を含まない末梢（末節骨・中節骨・基節（きせつ）骨の一部）の部位をいいます。

「足指」とは、中足指節関節（ちゅうそくしせつかんせつ）を含まない末梢（末節骨・中節骨・趾（し）骨・基節骨の一部）の部位をいいます。



注3 開頭術・開胸術・開腹術

「開頭術」とは頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる観血手術をいいます。なお頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含まれます。

「開胸術」とは胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお胸膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

「開腹術」とは腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお腹膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額に対する給付倍率
		倍
S 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	10
29.	胃切除術	10
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	10
	→ 注3 開胸・開腹術	
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓膵血手術	10
	→ 注1 膵血手術	
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	10
	→ 注3 開腹術	
37.	痔瘻・脱肛・裂肛・痔核根本手術（根治を目的としたもの。）	10
S 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	10
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱膵血手術（経尿道的操作は除く。）	10
	→ 注1 膵血手術	
40.	尿道狭窄膵血手術（経尿道的操作は除く。）	10
	→ 注1 膵血手術	
41.	尿瘻閉鎖膵血手術（経尿道的操作は除く。）	10
	→ 注1 膵血手術	
42.	陰茎切断術	10
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	10
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	10
51.	卵管・卵巢膵血手術（経膈的操作は除く。）	10
	→ 注1 膵血手術	
52.	その他の卵管・卵巢手術	10
S 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	10
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎摘除術	10
S 神経の手術		
56.	頭蓋内膵血手術	10
	→ 注1 膵血手術	
57.	神経膵血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	10
	→ 注1 膵血手術	
58.	膵血的脊髄腫瘍摘出術	10
	→ 注1 膵血手術	
59.	脊髄硬膜内外膵血手術	10
	→ 注1 膵血手術	

手術給付表注

注1 膵血手術

「膵血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。
 なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「膵血手術」として取扱います。

注3 開頭術・開胸術・開腹術

「開頭術」とは頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる膵血手術をいいます。なお頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含まれます。
 「開胸術」とは胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる膵血手術をいいます。なお胸膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。
 「開腹術」とは腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる膵血手術をいいます。なお腹膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額に対する給付倍率
倍		
S 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
	→注1 観血手術	
66.	虹彩前後癒着剝離術	10
67.	緑内障観血手術	10
	→注1 観血手術	
68.	白内障・水晶体観血手術	10
	→注1 観血手術	
69.	硝子体観血手術	10
	→注1 観血手術	
70.	網膜剝離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	10
S 感覚器・聴器の手術		
75.	観血の鼓膜・鼓室形成術（鼓膜切開術・チュービング術は含まない。）	10
	→注1 観血手術	
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
	→注1 観血手術	
79.	聴神経腫瘍摘出術	10
S 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	10
	→注4 悪性新生物根治手術	
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	10
S 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	10
	→注3 開頭術	
84.	上記以外の開胸術	10
	→注3 開胸術	
85.	上記以外の開腹術	10
	→注3 開腹術	
86.	衝撃波による体内結石破碎術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

手術給付表注

注1 観血手術

「観血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。
 なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「観血手術」として取扱います。

注3 開頭術・開胸術・開腹術

「開頭術」とは頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる観血手術をいいます。なお頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含まれます。
 「開胸術」とは胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお胸膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。
 「開腹術」とは腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお腹膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

注4 悪性新生物根治手術

手術番号80の「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として行なう観血手術で、原発病巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性のあるリンパ節を郭清（かくせい）する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません（手術番号82の「その他の悪性新生物手術」とします）。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額 に対する給付倍率
		倍
S 新生物放射線照射		
88.	新生物放射線照射（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
S その他の入院時手術		
89.	次のすべてを満たす手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	5
	→ 注5 その他の入院時手術	
	(1) 入院日数が1日以上入院中に受けた手術	
	(2) 手術の直接の原因が入院の原因と同一	
	(3) 公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表によって手術料が算定される手術	
	(4) 手術番号1～88以外の手術	

手術給付表注

注5 その他の入院時手術

「その他の入院時手術」の用語の定義は以下のとおりとします。

- ① 「入院」
「入院」とは、第3条備考①によります。
- ② 「入院日数が1日」
「入院日数が1日」とは、第3条備考⑤によります。
- ③ 「公的医療保険制度」
「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
 - (1) 健康保険法
 - (2) 国民健康保険法
 - (3) 国家公務員共済組合法
 - (4) 地方公務員等共済組合法
 - (5) 私立学校教職員共済法
 - (6) 船員保険法
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律
- ④ 「診療報酬点数表」
「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

7 給付金をお支払いできない場合



以下の1～6のいずれかに該当するときは、給付金のお支払いはできません。

1 「お支払いする場合」に該当しない場合 (責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合など)

- **6 給付金のお支払い** の「お支払いする場合」に該当しない場合、給付金のお支払いはできません。
- 責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合には、原則として給付金**1**のお支払いはできません。
- ただし、責任開始時前の病気・ケガを原因とする場合であっても、ご契約の際の告知などにより当社がその原因の発生を知っていた場合や責任開始時前に発病していた疾病が責任開始時以後に悪化**2**して入院・手術等をした場合などには、給付金のお支払いをすることがあります。

→参照

6 給付金のお支払い
 (20 ページ)

1 対象となるのは、約款の「支払事由」で「責任開始時以後に発病した疾病（または発生した不慮の事故など）」を原因とすることを規定している給付金で、入院給付金、集中治療給付金、手術給付金です。

2 「悪化」とは、例えば、通院によって治療していた疾病の程度が進行して、入院・手術等が必要になることなどをいいます。

2 免責事由に該当する場合

●免責事由に該当した場合、「お支払いする場合」に該当していても、給付金のお支払いはできません。

●免責事由は「給付金」の種類によって下表のとおりになります。

詳しくは主約款をご覧ください。●が対象となる給付金の免責事由です。

免責事由	給付金	・災害入院給付金	・疾病入院給付金	・集中治療給付金	・手術給付金	・死亡給付金
被保険者の自殺行為 ^③ または犯罪行為		●※1	●	●	●	●※2
保険契約者または被保険者の故意または重大な過失		●	●	●	●	●※3
被保険者の精神障害の状態を原因とする事故		●	●	●	●	
被保険者の泥酔の状態を原因とする事故		●	●	●	●	
被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故		●	●	●	●	
被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故		●	●	●	●	
地震、噴火または津波 ^④		●	●	●	●	
戦争その他の変乱 ^④		●	●	●	●	●
被保険者の薬物依存			●	●	●	
頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの		●	●	●		

③精神の障害によって心神喪失の状態となり、自己の生命を絶つ認識が全くなかったときは、給付金をお支払いする場合があります。

④支払事由に該当した被保険者の数によっては、給付金をお支払いする場合があります。

※1 免責事由を「被保険者の犯罪行為」と読み替えます。

※2 免責事由を「責任開始日から、3年以内における被保険者の自殺^③」と読み替えます。

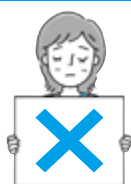
※3 免責事由を「保険契約者または死亡保険金受取人の故意」と読み替えます。

【免責事由に該当する場合 災害入院給付金の例】



お酒で軽く酔っていたが普通に横断歩道を横断中に、車にはねられケガをして入院した場合。

▶ 災害入院給付金の免責事由に該当しないので、お支払いします。



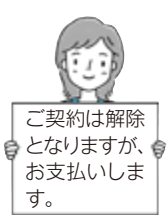
泥酔状態になって道路に寝込んでいたところ、車にはねられ入院した場合。

▶ 災害入院給付金の免責事由の「被保険者の泥酔の状態を原因とする事故」に該当するので、お支払いできません。

3 告知義務違反による解除の場合

- ご契約者または被保険者の故意または重大な過失によって、ご契約時に告知いただいた内容が事実と相違し、主契約に定める告知義務^⑥違反による解除となった場合は、給付金のお支払いはできません。
- この場合に、当社は、すでに給付金をお支払いしていたときにはその返還を請求することができます。
- 告知義務違反による解除をした場合に、返戻金があるときはご契約者にお支払いします。
- ただし、ご請求原因と解除の原因となった事実との間に全く因果関係が認められない場合には、給付金のお支払いをします。

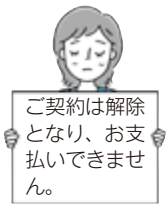
【告知義務違反による解除の場合 疾病入院給付金の例】



ご契約は解除となりますが、お支払いしません。

ご契約加入に際し、被保険者が「胃かいよう」での入院について、正しく告知せず、その後2年以内に「胃かいよう」とは**全く因果関係のない「脳出血」**で入院した場合。

ご契約は告知義務違反のため解除となります。ただし、ご請求原因（「脳出血」）と解除の原因となった事実（「胃かいよう」）との間に**全く因果関係が認められない**ので、疾病入院給付金はお支払いします。

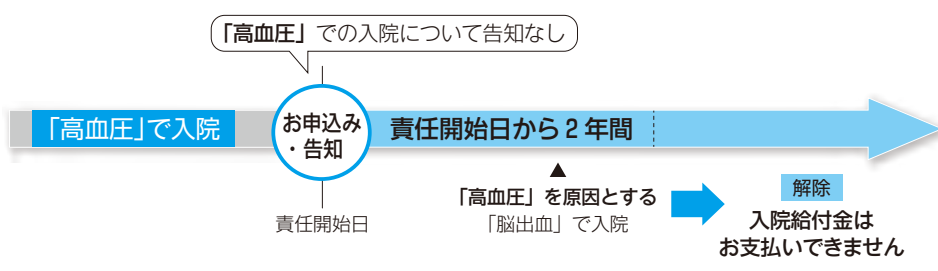


ご契約は解除となり、お支払いできません。

ご契約加入に際し、被保険者が「高血圧」での入院について、正しく告知せず、その後2年以内に「高血圧」を**原因とする「脳出血」**で入院した場合。

ご契約は告知義務違反のため解除となります。さらに、ご請求原因（「脳出血」）と解除の原因となった事実（「高血圧」）との間に**因果関係があるため**疾病入院給付金はお支払いできません。

「高血圧」での入院について告知なし



「高血圧」で入院 → お申込み・告知 (責任開始日) → 責任開始日から2年間 → 「高血圧」を原因とする「脳出血」で入院 → 解除 → 入院給付金はお支払いできません

4 重大事由による解除の場合

- 重大事由によりご契約が解除される場合には、重大事由が生じた後に、給付金の支払事由が生じても、給付金のお支払いはできません。
- この場合に、当社は、すでに給付金をお支払いしていたときにはその返還を請求することができます。
- 重大事由による解除をした場合、返戻金があるときはご契約者にお支払いします。

⑥告知義務
 →参照 **④健康状態**
 や職業などの告知
 (15 ページ)

■ 重大事由とは、次の場合をいいます ■

1. 以下の給付金を詐取する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致（未遂を含みます）をした場合

給付金	事故招致をした者
死亡給付金（他のご契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称のいかんを問いません）	ご契約者 死亡給付金受取人
このご契約の災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金	ご契約者 被保険者 当該給付金の受取人

2. このご契約の以下の給付金の請求に関し、以下の者に詐欺行為（未遂を含みます）があった場合

給付金	詐欺行為を行なった者
死亡給付金	死亡給付金受取人
災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金	当該給付金などの受取人

3. 他のご契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額などの合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合
4. ご契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合^⑥
- ア. 反社会的勢力^⑦に該当すると認められること
 - イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
 - ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
 - エ. ご契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること
 - オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当社のご契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、このご契約を継続することを期待し得ない上記1から4と同等の事由がある場合
- ア. 他のご契約が重大事由によって解除されること
 - イ. ご契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結したご契約または共済契約が重大事由により解除されること

⑥この事由にのみ該当した場合で、複数の給付金の受取人のうちの一部の受取人だけが該当したときに限り、給付金のうち、その受取人にお支払いすることとなっていた給付金を除いた額を、他の受取人にお支払いします。

⑦反社会的勢力／暴力団、暴力団員（暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます）、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力をいいます。

5 詐欺による取り消し、不法取得目的による無効の場合

- 詐欺または給付金の不法取得目的によりご契約を締結した場合、ご契約はそれぞれ取り消しまたは無効となり、給付金のお支払いはできません。この場合はすでにお払込みいただいた保険料は払い戻しません。

6 保険料のお払込みがないことによる解除、失効の場合

- 保険料のお払込みがないことによりご契約が解除となった場合または失効した場合には、その後に給付金の支払事由が発生しても、給付金のお支払いはできません^⑧。

⑧失効が取り消された場合を除きます。

→参照

④ 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い（解除、失効、失効取消）

（45 ページ）

8 給付金の請求手続き



給付金の請求

●給付金のご請求手続きは以下のとおりです。

手順 1 ご連絡をいただく前にご確認ください

●**6 給付金のお支払い**の「お支払いする場合」に、該当したときまたは該当する可能性があると思われるときには、幅広くご案内するため、以下の内容などをお伺いするので事前にご確認ください。

- ・ご契約内容によってはお支払いできる給付金などがありません。

→参照

6 給付金のお支払い
 (20 ページ)

①死亡の原因または入院などの原因により、確認させていただく項目が異なることがあります。

死亡した場合①	病気・ケガをした場合①
<ul style="list-style-type: none"> ・保険証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件） ・死亡した方のお名前・生年月日 ・死亡した日 ・死亡の原因（事故・病気） ・受取人のお名前とご連絡先 ・死亡する前の入院などの有無 	<ul style="list-style-type: none"> ・保険証券番号（ご契約が複数ある場合は、全件） ・入院・手術・通院・放射線治療などをした方、障害状態になった方のお名前・生年月日 ・入院などの原因（事故・病気） ・事故日（事故を原因とする場合） ・入院の期間（入院日・退院日）、通院日 ・手術名および手術日（手術を受けた場合） ・放射線治療名および実施日（放射線治療を受けた場合） ・治療に対する公的医療保険制度の適用有無

●もれなくご請求いただくために、次の項目もご確認ください。



- ・複数のご契約にご加入されていませんか？
- ・がんなど、特定のご病気ではありませんか？
- ・通院をされたときに給付金をお支払いするご契約ではありませんか？
- ・障害状態または要介護状態にあたりませんか？
- ・死亡する前に、入院や手術を受けていた、または障害状態や要介護状態に該当していたということはありませんか？



手順2 担当者へご連絡ください

- 受取人から当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡ください。
- 被保険者がお受け取りになる給付金のご請求について、被保険者ご自身にご請求できない特別な事情があるときは、代理請求人が被保険者に代わってご請求できる場合があります。
- 受取人は給付金によって異なります。



手順3 ご請求のご案内と必要書類をお届けします

- ご連絡いただいた内容に基づき、ご請求の詳しいご案内と必要書類をお届けします。
 - ・このご契約のほか、ご請求いただけるご契約がある場合には、あわせて必要書類をご案内します。



手順4 必要書類をご提出ください

- ご案内した所定の書類に必要事項をご記入いただくとともに、診断書などをご準備いただき、当社へご提出ください。



手順5 ご提出書類の内容を確認し、給付金のお支払いをします

- 請求書類の不足などがある場合には、ご連絡を差しあげます。
- 給付金は、ご指定いただいた口座へ送金します。
- ご提出いただいた書類（診断書など）に基づいてお支払いした給付金のほか、お支払いできる可能性がある場合などには、改めてご案内します。



手順6 お支払明細書をご確認ください

- 当社からお支払金額などを記載した明細書を郵送しますので、内容をご確認ください。
 - ・給付金のお支払いができない場合、その理由をご説明しています。



ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、ご契約者のご住所を変更された場合や給付金受取人の変更が必要となった場合には、変更手続きをお早めにしてください。

ご注意



当社の確認担当職員または当社で委託した確認担当者が、給付金のご請求の際、ご請求内容などについて確認^②させていただく場合があります。また、被保険者を診療した医師などに対し、症状などについて照会や確認をさせていただく場合があります。

→参照

④ 代理請求特約(被保険者請求サポート制度)
(39 ページ)

→参照

⑥ 給付金のお支払い
(20 ページ)

→参照

⑨ 給付金などのお支払期限
(35 ページ)

→参照

⑩ 死亡給付金受取人の変更
(51 ページ)

→参照

⑪ ご契約者・住所などの変更に伴う手続き
(53 ページ)

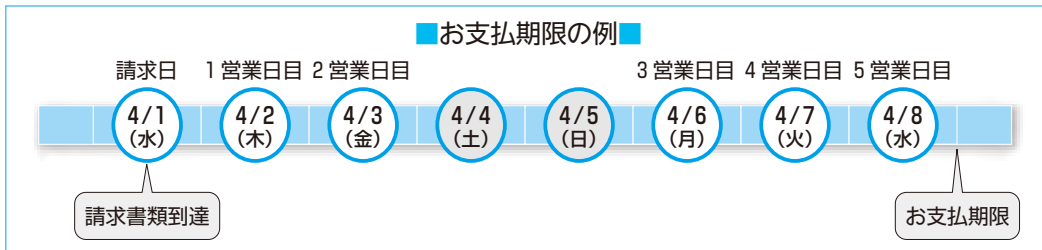
② 確認に際して、事前のご連絡なしに訪問させていただく場合があります。

9 給付金などのお支払期限



お支払期限について

●給付金などのご請求があった場合、当社は、請求書類が当社に到達した日（請求日）①の翌営業日②からその日を含めて**5営業日③以内**にお支払いします。



●ただし、給付金のお支払いのために確認、照会、調査が必要な場合は、お支払期限を以下のとおりとします。

給付金のお支払いのために確認、照会、調査が必要な場合	お支払期限
1. 給付金の支払事由の発生の有無の確認が必要な場合 2. 給付金の免責事由に該当する可能性がある場合 3. 告知義務違反に該当する可能性がある場合 4. 主約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	請求日の翌営業日からその日を含めて 45日以内 にお支払いします。
上記1～4の確認を行なうために次の特別な照会や調査が必要な場合 ・弁護士法に基づく照会その他法令に基づく照会 ・研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定 ・刑事手続きの結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会 ・日本国外における調査	請求日の翌営業日からその日を含めて 180日以内 にお支払いします。

●お支払期限を過ぎて給付金などをお支払いすることとなった場合には、お支払期限の翌日以降の期間について所定の利息を給付金とあわせてお支払いします。

①請求書類が当社に到達した日（請求日）とは、完備された請求書類が当社に到達した日をいいます。

②この営業日とは、以下の日を除く日をいいます（2024年1月現在のお取扱いです）。

- ・土曜日、日曜日
- ・「国民の祝日に関する法律」に規定する休日
- ・12月31日から翌年1月3日まで

ご注意



給付金のお支払いのために上記の確認などに際し、ご契約者・被保険者・給付金の受取人が正当な理由なくその確認などを妨げ、または確認などに応じなかったときは、当社はこれにより確認などが遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金をお支払いしません。

10

保険契約者代理特約 (契約者手続サポート制度)



保険契約者代理特約 (契約者手続サポート制度) とは

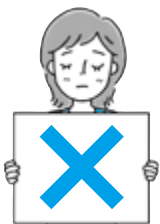
ご契約者が、ご契約に関する手続きを行なうことができない特別な事情がある場合に、ご契約者があらかじめ指定した保険契約者代理人が、ご契約者に代わって所定の手続きを行なうことができる特約 (制度) です。

1 保険契約者代理人による手続きができる場合

- ご契約者が、傷害または疾病等によりご契約に関する手続きの意思表示が困難な場合

2 保険契約者代理人による代理可能な手続き

●保険契約者代理人がご契約者に代わって行なうことができるのは、住所変更、給付金額の減額、解約などの手続きです。ただし、次の手続きはご契約者に代わって手続きを行なうことはできません。



●次の手続きは、ご契約者に代わって手続きを行なうことはできません。

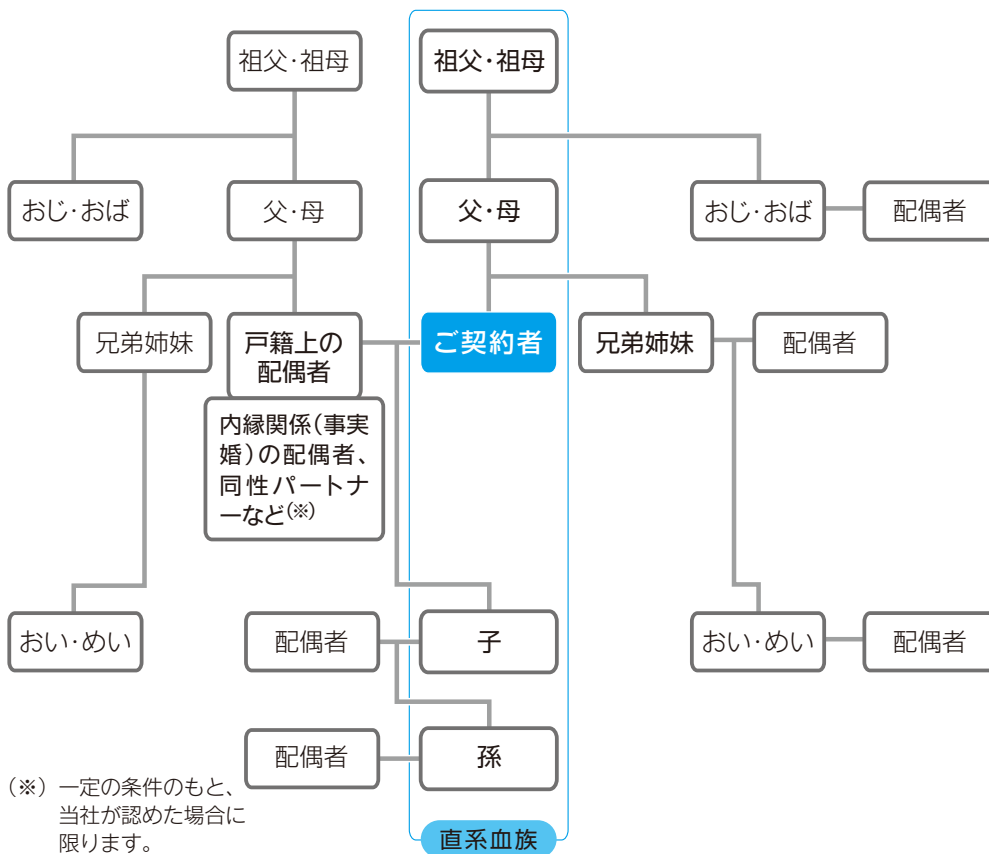
- ご契約者の変更手続き①
- 保険契約者代理人の変更手続き
- 給付金等の受取人の変更手続き
- ご契約者と被保険者が同一人である場合の、被保険者の同意を要する手続き

①被保険者と保険契約者代理人が異なる場合の、被保険者を新たなご契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きです。

保険契約者代理人について

- 保険契約者代理人は、あらかじめご契約者が指定する必要があります。
- ご契約者は、当社の承諾を得て、保険契約者代理人を変更することができます。
- 保険契約者代理人は1名とし、ご契約者に代わって行なう手続き時における、次のいずれかの者です。
 - ①ご契約者の戸籍上の配偶者
 - ②ご契約者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫など）
 - ③ご契約者の兄弟姉妹
 - ④ご契約者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど）
 - ⑤次のいずれかの者で、ご契約者のために手続きをする適切な関係があると当社が認められた者^②
 - ア. 上記の①から④までの者以外で、ご契約者と同居している者（内縁関係（事実婚）の配偶者、同性パートナー^③など）
 - イ. ご契約者から委任を受ける等により、ご契約者の財産の管理を行なっている者^④

■代理可能なお手続きができる方の範囲例■



^②当社が定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限り。ます。

^③男女の婚姻関係と異なる程度の実態を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

^④会社等の団体（団体の代表者を含みません）を除きます。

ご注意



●保険契約者代理人の取扱いが受けられない場合

保険契約者代理人がお手続き時において、次のいずれかに該当する場合は、**保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。**

- ①未成年者^⑤
- ②成年被後見人^⑤
- ③破産者で復権を得ない者

また、保険契約者代理人が、ご契約者をお手続きを行なう意思表示が困難な状態などに故意に該当させた場合も保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。

^⑤保険契約者代理人としての取扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、手続きはできません。

ご請求・お支払いについて

- お支払いした返戻金などは、保険契約者代理人ではなく、ご契約者に帰属します。
- 返戻金などを保険契約者代理人にお支払いした場合には、**その後重複して返戻金などをご請求いただいてもお支払いできません。**
- ご契約内容について保険契約者代理人からお問い合わせがあった場合、当社は、ご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせずに、保険契約者代理人に回答することがあります。



ご契約者は、保険契約者代理人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「ご契約者に代わって手続きできること」を必ずお知らせください。

11

代理請求特約 (被保険者請求サポート制度)



代理請求特約 (被保険者請求サポート制度) とは

被保険者がお受取りになる給付金について、被保険者本人がご請求できない特別な事情がある場合に、代理請求人が被保険者に代わって給付金をご請求できる特約 (制度) です。

1 代理請求できる場合

- 被保険者本人が、事故や病気で寝たきりなどの状態になり、給付金のご請求を行なう意思表示が困難な場合
- 被保険者本人が、がんなどの病名や余命6ヵ月以内であることを知らされていないため、給付金をご請求できない場合

2 代理請求の対象となる給付金

●代理請求の対象となる給付金は、次のとおりです。

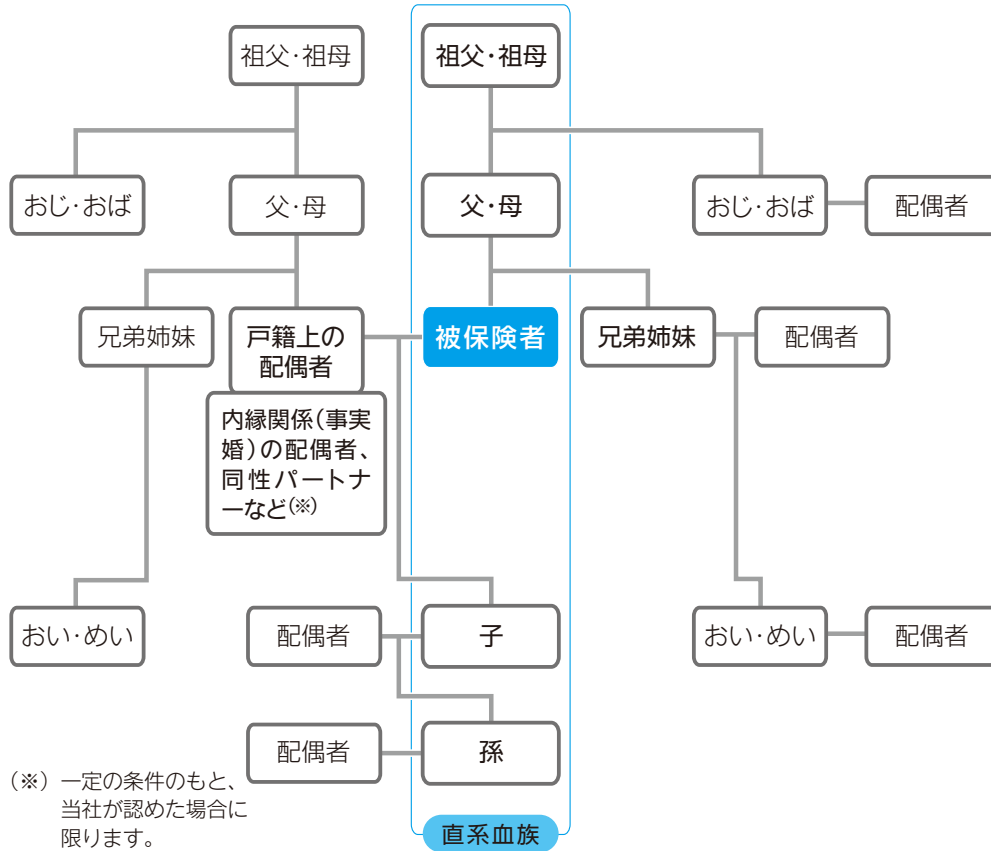
災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金

代理請求できる方

●給付金のご請求時において、次のいずれかを満たす**死亡給付金受取人**が代理請求人となります。

- ①被保険者の戸籍上の配偶者
- ②被保険者の直系血族（祖父・祖母・父・母・子・孫など）
- ③被保険者の兄弟姉妹
- ④被保険者の3親等内の親族（配偶者の父母・おじ・おば・おい・めいなど）
- ⑤次のいずれかの者で、給付金の受取人のために給付金を請求する適切な関係があると当社が認めた者^①
 - ア. 上記の①から④までの者以外の者で、被保険者と同居している者（内縁関係（事実婚）の配偶者、同性パートナー^②など）
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者

■代理請求できる方の範囲例■



①当社の定める書類の提出により、ア、イ、いずれかの者に当たること、および、適切な関係があることが確認できる者に限ります。

②男女の婚姻関係と異なる程度の実質を備える、戸籍上の性別が同一である社会生活関係の相手方をいいます。

ご注意



●代理請求人の取扱いが受けられない場合

死亡給付金受取人が給付金のご請求時において、次のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

- ①未成年者^③
- ②成年被後見人^③
- ③破産者で復権を得ない者

また、給付金の支払事由を故意に生じさせた者、または被保険者がその給付金をご請求できない特別な事情を故意に招いた者も代理請求人としての取扱いを受けることはできません。

③代理請求人としての取扱いを受けることができない未成年者や成年被後見人の親権者や後見人も、請求手続きはできません。

代理請求特約の付加について

- 代理請求特約を付加される際は、被保険者の同意を得て、ご契約者がお申し込みください。
- 死亡給付金受取人が変更された場合、代理請求人も変更されます。
- 死亡給付金受取人が2人以上いる場合、所定の条件を満たした死亡給付金受取人全員が代理請求人となります。この場合、代表者1名を定めてその代表者からご請求ください。
- 死亡給付金受取人が死亡した場合、その死亡給付金受取人の法定相続人が自動的に代理請求人となることはありません。この場合、改めて指定された新死亡給付金受取人が代理請求人になります。

ご請求・お支払いについて

- お支払いした給付金は、代理請求人ではなく、被保険者本人に帰属します。
- 給付金を代理請求人にお支払いした場合には、その後重複して給付金をご請求いただいてもお支払いできません。
- ご契約内容について代理請求人からお問い合わせがあった場合、当社は、ご契約者または被保険者にお問い合わせがあったことをお知らせせず、代理請求人に回答することがあります。
- 代理請求人に給付金をお支払いした後、ご契約者または被保険者からお問い合わせがあった場合、当社はその給付金のお支払状況について事実に基づき回答いたします。この結果、ご契約者または被保険者にお支払いの事実などを知られることがあります。



要介護状態などに該当し、被保険者本人からのご請求が困難となった場合でも、給付金を確実にご請求いただくために、ご契約者は、代理請求人となられる方へあらかじめ「ご契約の内容」および「代理請求できること」を必ずお知らせください。

12 保険料の払込回数など



保険料の払込回数

●保険料の払込回数には、次の方法があります。

	払込回数	払込期月
新年掛	1年に1回	1年分の保険料は、年単位の契約応当日 ^① が属する月の1日から末日までにお払込みください。
新半年掛	半年に1回	半年分の保険料は、半年単位の契約応当日が属する月の1日から末日までにお払込みください。
月掛	毎月1回	毎月の保険料は、その月の1日から末日までにお払込みください。

①契約応当日／契約日に対応する日のことで年単位、半年単位、月単位の3つの契約応当日があります。例えば契約日が2024年5月1日の場合、年単位の契約応当日は2025年以降毎年5月1日となります。

保険料の前払い

- お手もとに余裕資金がある場合、保険料の払込経路が「送金扱い」のときは保険料を前払うことができます（前払いでは、保険料の割引があります）。前払いされた保険料のうち所定の期間を超える部分は当社所定の利率^②で積み立てておき、払込期月の契約応当日ごとに保険料の払込みに充当します。
- ご契約の消滅など^③により保険料のお払込みが不要となったときに保険料前払分の残金がある場合、その残金を払い戻します。

→参照
④ 保険料の払込経路
 (44 ページ)

②この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

③ご契約の解約・減額、給付金のお支払いによる消滅などです。

ご注意



ご契約の消滅など^③により保険料のお払込みが不要となったときを除き、保険料前払分の残金の払い戻しはできません。



保険料の払込経路が「口座振替扱い」、「クレジットカード払扱い」または「集団扱い」の場合、保険料の前払いをするときは、「送金扱い」に変更する必要があります。

解約などにより保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い

●**新年掛または新半年掛のご契約の場合**、保険料をお払込みいただいた後に、ご契約の消滅など③により、保険料のお払込みが不要となった場合は、次の額を払い戻します。

【払い戻す額】

すでに払い込まれた保険料④のうち、
保険料のお払込みが不要となった日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日からその月単位の契約応当日の属する保険料期間の末日までの月数
 に対応する保険料

③ご契約の解約・減額、給付金のお支払いによる消滅などです。

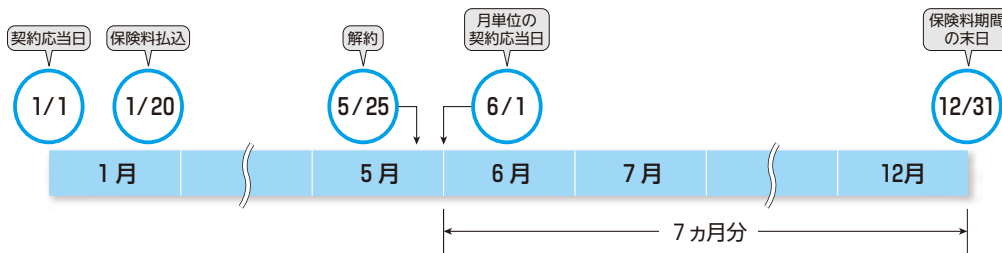
④すでに払い込まれた保険料／保険料の一部のお払込みを要しなくなった場合は、そのお払込みを要しなくなった部分に限ります。

■ 新年掛契約のご契約例 ■

契約応当日：1月1日（月単位の契約応当日：毎月1日）

保険料期間：1月1日～12月31日

1月20日に新年掛保険料を払い込まれた後、5月25日にご契約を解約された場合
 ⇒ご契約を解約された5月25日の翌日以後最初に到来する月単位の契約応当日は6月1日となります。従って、6月1日から12月31日（保険料期間の末日）までの7ヵ月分に対応する保険料を払い戻します。



ご注意



保険料の払込回数が月掛のご契約については、この「解約などにより保険料のお払込みが不要となった場合のお取扱い」はありません。

13 保険料の払込経路



保険料の払込経路

●保険料の払込経路には、次の方法があります。

払込経路		お取扱い
口座振替扱い ①	口座振替によるお払込み	当社提携の金融機関などに保険料振替に利用する口座をご指定いただき、その口座から保険料振替日（払定期月の27日）②に自動的に保険料が振り替えられます。
クレジットカード払扱い ①	クレジットカードによるお払込み	当社指定のクレジットカード発行会社のクレジットカードにより保険料をお払込みいただけます。
集団扱い ①	団体を通じてのお払込み	お勤め先などの団体を經由して保険料をお払込みいただけます。
送金扱い	払込取扱票によるお払込み	お届けした払込取扱票により、ゆうちょ銀行・郵便局、当社指定の金融機関またはコンビニエンスストア等からお払込みください。

①口座振替扱い、クレジットカード払扱いまたは集団扱いをご希望の場合、保険料口座振替特約、保険料クレジットカード払特約または集団扱特約（A）もしくは集団扱特約（B）の付加を要します。

②その日が金融機関の休業日に当たる場合は、翌営業日とします。

払込経路の変更

- 第2回以後の保険料について、払込経路を変更することができます。
- 以下の場合など、払込経路を変更する際は、当社の担当者、最寄りの支社または本社までお申し出ください。
 - ・払込経路の変更をご希望する場合
 - ・お勤め先などの団体から脱退する場合
- 新たな払込経路に変更されるまでの間の保険料は、最寄りの支社または本社でお払込みください。

ご注意

- ・払込経路を変更された場合、保険料が変更されることがあります。
- ・払込経路が集団扱いの場合、お勤め先などの団体におけるご契約者の人数の増減などにより保険料が変更されることがあります。

14

猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、失効取消)



払込期月と猶予期間

保険料は払込期月内にお払込みください。
 猶予期間内にお払込みがない場合、保障はなくなります。

- 保険料を払い込んでいただく月の1日から末日までを「払込期月」といいます。
- 保険料のお払込みには**猶予期間**があります。猶予期間は以下のとおりです。

払込回数	猶予期間
新年掛、新半年掛	払込期月の翌月1日から翌々月の契約応当日まで ・翌々月に契約応当日がない場合は、翌々月の末日まで ・払込期月の契約応当日が2月、6月、11月の末日の場合は、それぞれ4月、8月、1月の末日まで
月掛	払込期月の翌月1日から末日まで

- 第1回保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって**解除**となります。
- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれない場合、**この保険には当社が自動的に保険料を貸し付ける制度がないため**、ご契約は、猶予期間の満了日の翌日から**効力を失います(失効)**。

ご注意



第1回保険料のお払込みがないままご契約が解除となった後、解除となった日の翌日から3年以内に改めてご契約をお申し込みいただく場合は、第1回保険料のお払込みを「口座振替により払い込む方法」以外の方法でお申し込みください。



- 口座振替扱いのご契約は保険料振替日に保険料の振り替えができなかった場合、翌月の保険料振替日①に再度口座振替を行ないます。なお、払込期月の翌月も保険料振替日に保険料の振り替えができなかった場合は、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡ください。
- クレジットカード払扱いのご契約は当社がカード会社に保険料相当額を請求した日に保険料の払込みができなかった場合、翌月に再度カード会社に請求します。なお、払込期月の翌月も保険料の払込みができなかった場合は、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡ください。

失効取消

- 第2回以後の保険料が猶予期間内に払い込まれないためにご契約が失効した場合、失効取消可能期間②中に未払込保険料を払い込んだときには、失効日にさかのぼって失効を取り消すことができます③。
- 失効取消のお申し出にあたっては、改めて告知をしていただく必要はございません。
- ご契約の失効中に給付金などの「お支払いする場合」に該当した場合でも、失効が取り消されたときには、給付金などを支払います。
- 失効取消のお申し出の前に返戻金を請求した場合は、失効取消はできません。

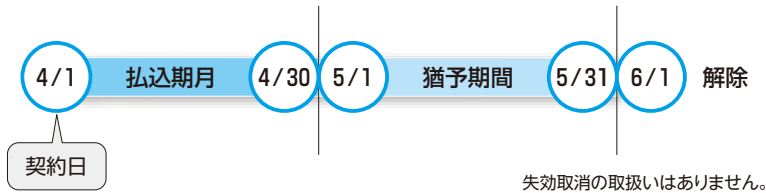
①翌月の保険料振替日／保険料の払込回数が、新年掛または新半年掛の場合は、保険料振替日の翌月の応当日になります。

②失効日からその日を含めて2ヵ月間とします。例えば、失効日が10月1日の場合、10月1日から11月30日までの期間をいいます。なお、失効取消可能期間の末日が休日等の場合でも、翌営業日までとはしません。

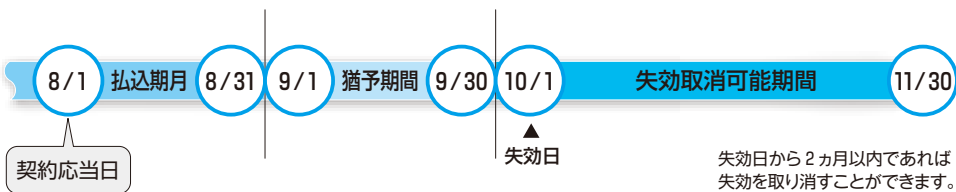
③復活の取扱いはありません。

■月掛契約の例■

[第1回保険料の場合]



[第2回以後の保険料の場合]



15 未払込保険料がある場合の 給付金のお取扱い



未払込保険料がある場合の給付金のお取扱い

●未払込保険料がある場合に給付金をお支払いするときは、未払込保険料を差し引いてお支払いします①。

①ご契約が失効している場合を除きます。

■未払込保険料がある場合のお支払い額の例■

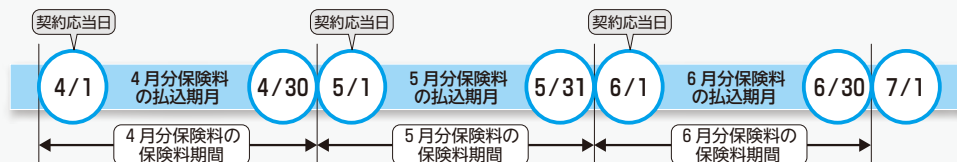
入院給付金 100,000円 月掛保険料20,000円
 4月分の保険料が払い込まれないまま、契約応当日である4月1日より後の4月20日に入院給付金をお支払いする場合

入院給付金	100,000円
－ 未払込保険料（4月分）	20,000円
お支払い額	80,000円

■払込期月と保険料期間■

- 保険料を払い込んでいただく月の1日から末日までを「払込期月」といいます。
- 払い込まれた保険料が充当される期間を「保険料期間」といいます。保険料期間は、毎払込期月の契約応当日から次の払込期月の契約応当日の前日までの期間です。

[月掛契約の場合]



16 配当金

配当金

- 配当金は資産の運用成果による剰余金が生じた場合、ご契約者に公平に分配され、ご契約後5年ごとの資産の運用成果に応じて、ご契約後6年目から5年ごとの契約応当日にお支払いします。**ただし、資産の運用実績によってはお支払いできない場合もあります。**
- また、次のような場合には、5年ごとの契約応当日を経過する前でも、配当金をお支払いすることがあります。
 - ・保険期間が満了する場合
 - ・死亡給付金のお支払事由に該当したことによりご契約が消滅する場合
 - ・ご契約から2年経過後①に解約した場合

配当金のお支払方法

- 配当金は当社所定の利率②で積み立てておき、次の場合にお支払いします。
 1. ご契約者から請求があった場合
 2. 死亡給付金をお支払いする場合
 3. ご契約を解約した場合
 4. 保険期間が満了した場合（ご契約が更新された場合を除きます）
- 配当金はご契約者にお支払いします。ただし、死亡給付金をお支払いする場合は、死亡給付金受取人にあわせてお支払いします。

ご注意



- ・ご契約から2年以内③に解約した場合、配当金はありません。
- ・解約した場合にお支払いする配当金は、被保険者の死亡などによりご契約が消滅する場合よりも少なくなります。

特別配当

- 上記の配当金とは別に、特別配当をお支払いすることがあります。
- この商品は当社の内部留保の積み立てに特に貢献いただいているご契約者にお支払いする「MYミューチュアル配当」の対象商品です。

①ご契約が更新された場合は、更新日から2年経過後とします。

②この利率は金利水準等の状況変化により変動することがあります。適用される利率については当社ホームページ（裏表紙参照）でご確認ください。

③ご契約が更新された場合は、更新日から2年以内とします。

17 解約と返戻金



ご契約の解約

- ご契約者は、いつでもご契約を解約することができます。
- 解約を請求するときは、当社所定の請求書類をご提出ください。
- ご契約を解約して返戻金があるときは、返戻金を受け取ることができます。

基準入院給付金日額の減額

- 保険料のお払込みのご都合がつかないときでも、基準入院給付金日額を減額して払込保険料を少なくすることでご契約を有効に続けることができます。
- 基準入院給付金日額が減額された場合、ご契約は減額分だけ解約されたものとして扱います。
- この場合、返戻金があるときは、返戻金を受け取ることができます。

ご注意



- いったん減額されたあとで、基準入院給付金日額をもとに戻すことはできません。
- 減額後の基準入院給付金日額が当社の定める金額に満たない場合はお取扱いできません。

返戻金

- 生命保険では、保険料の一部は保険金などのお支払いに、また他の一部は契約の締結や維持に必要な経費にあてられています。それらを除いた残額が解約の際に払い戻されます。このため、多くの場合、返戻金はお払込保険料の合計より少ない金額になります。
- 特にご契約後、**短期間で解約されたときの返戻金は多くの場合全くないか、あってもごくわずかです。**
- 返戻金の額は、被保険者の年齢や経過年月数などによって異なります。
- 保険契約が失効した場合で、以下の条件をすべて満たしたときは、当社からご契約者名義の口座への送金により返戻金をお支払いします。
 - ア. 失効が取り消されていないこと
 - イ. 失効日の属する月の翌月から起算して6ヵ月目の月の16日^①の前営業日までにご契約者から返戻金の請求がないこと
 - ウ. 「MYほけんページ」(当社ホームページ・アプリ)に登録された送金口座または保険料の振替口座があること
 - エ. その他、当社の定めた基準を満たすこと^②



保険料のお払込みがないため失効したご契約についても、返戻金をお支払いできる場合があります。

①例えば、失効日が3月1日の場合、9月16日をいいます。

②ご契約者と口座名義人の氏名が同一であることなどです。

→参照

④ 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、失効取消)
(45 ページ)

18 死亡給付金受取人の変更



死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得て、死亡給付金受取人を変更することができます。
- 死亡給付金受取人を変更される場合には、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。

遺言による死亡給付金受取人の変更

- ご契約者は死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。この場合、ご契約者が死亡した後、ご契約者の相続人から、当社の担当者、最寄りの支社または本社へご連絡のうえ、所定の請求書類をご提出ください。
- 死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、受取人変更の効力を生じません。

ご注意



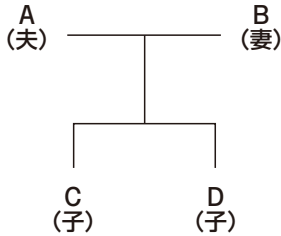
- ・当社が死亡給付金受取人変更のご通知を受ける前に変更前の受取人に死亡給付金をお支払いしたときは、そのお支払い後に変更後の受取人から死亡給付金のご請求を受けても、当社は死亡給付金をお支払いしません。
- ・給付金の受取人が「被保険者」と定められている場合、その他の者に変更することはできません。

死亡給付金受取人が死亡した場合の取扱い

- 新しい死亡給付金受取人に変更する手続きをしていただきます。
- 死亡給付金受取人が死亡した時以後、死亡給付金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、死亡給付金受取人の死亡時の法定相続人が死亡給付金受取人となります。

■死亡給付金受取人が死亡し、変更手続きが行なわれていない場合■

ご契約者・被保険者 Aさん
死亡給付金受取人 Bさん



◆ Bさん（死亡給付金受取人）が死亡し、死亡給付金受取人の変更手続きが行なわれていない間は、Bさんの死亡時の法定相続人であるAさん、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。

◆ その後、Aさん（ご契約者、被保険者）が死亡した場合は、CさんとDさんが死亡給付金受取人となります。この場合、CさんとDさんの死亡給付金の受取割合は均等（それぞれ5割ずつ）となります。

• 死亡給付金受取人となった人が2人以上いる場合は、その受取割合は均等となります。



ご請求のご案内やお支払いの手続きを円滑にするため、死亡給付金受取人が「法定相続人」のご契約は、受取人を指定する変更手続きをお早めにしてください。

19

ご契約者・住所などの変更に伴う手続き



手続きについて

- 次のようなときは、当社の担当者、最寄りの支社または本社にご連絡ください。
 - ご契約者、死亡給付金受取人を変えたいとき
 - 町名や番地が変わったとき
 - 保険料の払込方法を変えたいとき
 - 改姓や改名をされたとき
 - 住所を変更されたとき
- ご連絡いただく際には、**保険証券番号、ご契約者と被保険者のお名前、ご住所および電話番号**をお知らせください。



● **住所を変更された際はただちにご連絡ください。当社からお送りする郵便物などを確実にお届けしたり、引き続き変わらぬサービスをご提供するためにもお願いいたします。**

- 住所変更のご連絡がない場合、当社は変更前の住所に通知しますので、変更後の住所に届かないことがあります。
- この場合でも、通常到達するために要する期間を経過した時に当社からの通知は到達したものとみなします。

20

給付金の受取人による 保険契約の継続

給付金の受取人による保険契約の継続

- 通常、解約のお手続きはご契約者のお申し出によって行なわれますが、これ以外に、債権者など（差押債権者や破産管財人）がご契約を解約することがあります。この場合に、給付金の受取人は、ご契約を継続させることができる場合があります。
- 債権者などによるご契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1ヵ月を経過した日に効力を生じます。
- 債権者などが解約の通知を行なった場合でも、解約が当社に通知された時において、以下のすべてを満たす給付金の受取人はご契約を継続させることができます。
 1. ご契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. ご契約者でないこと
- 給付金の受取人がご契約を継続させるためには、解約の通知が当社に到達した時から**1ヵ月を経過する日までの間**に、以下のすべての手続きを行なう必要があります。
 1. ご契約者の同意を得ること
 2. 解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者などに支払うべき金額を債権者などに対して支払うこと
 3. 上記2について、債権者などに支払った旨を当社に対して通知すること

21

被保険者による ご契約者への解約の請求

被保険者によるご契約者への解約の請求

- 被保険者とご契約者が異なる場合、次に掲げる事由に該当するときは、被保険者はご契約者に対し、保険法の規定に基づき、ご契約の解約を請求することができます。
 1. ご契約者または給付金の受取人が当社に保険給付を行なわせることを目的として給付金のお支払事由を発生させた、または発生させようとした場合
 2. 給付金の受取人が当該生命保険契約に基づく保険給付の請求について詐欺を行なった、または行なおうとした場合
 3. 上記1または2の他、被保険者のご契約者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、ご契約の存続を困難とする重大な事由がある場合
 4. ご契約者と被保険者との間の親族関係の終了その他の事情により、被保険者のご契約のお申込みの同意をするにあたって基礎とした事情が著しく変化した場合（契約締結時に夫婦であったご契約者と被保険者が契約締結後に離婚された場合など）
- この場合、被保険者から解約の請求を受けたご契約者は、ご契約を解約する必要がありません。

ご注意



被保険者の解約のご請求は、当社にではなく、ご契約者に対して行なってください。

22 生命保険と税金



ご注意



以下の内容は2024年1月現在の税制に基づくものであり、今後、税制の変更に伴い取扱いが変わることがあります。個別の取扱いにつきましては、所轄の税務署や税理士などにご確認ください。

生命保険料控除

生命保険料控除は、ご契約者（保険料負担者）を対象に、お支払いいただいた保険料に応じて、一定の金額が所得税・住民税計算のうえでのその年の所得から差し引かれる制度です。生命保険料控除を受けることで所得税、住民税の負担が軽減されます。

- 生命保険料控除には、一般生命保険料控除、介護医療保険料控除および個人年金保険料控除の3区分があります。一般生命保険料控除、介護医療保険料控除は、給付金の受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者またはその他の親族、個人年金保険料控除は、年金受取人がご契約者（保険料負担者）あるいは配偶者で、かつ被保険者と同一人のご契約を対象とします。
- 生命保険料控除の対象となる保険料の金額は、1月から12月までにお払込みになった保険料の合計額から控除の対象外となる保険料およびその年に支払われた配当金を差し引いた額です。
- 生命保険料控除を受けるには申告が必要です。毎年10月以降に、生命保険料のお払込状況に応じて「生命保険料控除証明書」を発行いたしますので、次の要領で申告してください。
 - ①給与所得者
「給与所得者の保険料控除申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、毎年12月の給与の支払われる前までに勤務先を経由して、税務署に提出してください。ただし、集団契約の場合は、原則として、団体の担当者の証明でよいことになっておりますので「生命保険料控除証明書」は発行いたしません。
 - ②申告納税者
確定申告の際、「確定申告書」に「生命保険料控除証明書」を添付して、税務署に提出してください。
- 「生命保険料控除証明書」の発行時期や方法等については、その年によって変更する場合があります。
- 詳細については、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

控除の区分

●保険料は、次のいずれかに区分されます。

一般生命保険料

生存または死亡に対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

介護医療保険料

入院・通院などに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

個人年金保険料

個人年金保険料税制適格特約の付加された個人年金保険契約などの保険料

保険料控除対象外となる保険料

身体の傷害のみに対して保険金や給付金などをお支払いする主契約・特約の保険料

●このご契約の保険料は「**介護医療保険料**」に区分されます。

控除額

●「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」の区分ごとに、それぞれ計算した控除額が所得税・住民税計算のうえでの所得から控除されます。

■所得税■

年間正味払込保険料① （「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用）	控除額*
20,000円以下のとき	全額
20,000円を超え40,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 10,000\text{円}$
40,000円を超え80,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 20,000\text{円}$
80,000円を超えるとき	一律40,000円

*他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が120,000円を超える場合には、控除額は120,000円となります。

■住民税■

年間正味払込保険料① （「一般」「介護医療」「年金」それぞれに適用）	控除額*
12,000円以下のとき	全額
12,000円を超え32,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{2}) + 6,000\text{円}$
32,000円を超え56,000円以下のとき	$(\text{年間正味払込保険料} \times \frac{1}{4}) + 14,000\text{円}$
56,000円を超えるとき	一律28,000円

*他の契約も含めて、3つの区分の控除額の合計が70,000円を超える場合には、控除額は70,000円となります。

①年間正味払込保険料／配当金がある場合、「一般生命保険料」「介護医療保険料」「個人年金保険料」「保険料控除対象外となる保険料」の各保険料で配当金を按分し、差し引きします。

給付金を受け取られたときにかかる税金

ご契約者および受取人が個人の場合で、給付金を受け取られたときにかかる税金は次のとおりです。

1 死亡給付金の場合

●ご契約者・被保険者と受取人の関係によって、次のとおり異なります。

	契約例			税の種類
	ご契約者 (保険料負担者)	被保険者	受取人	
ご契約者と被保険者が同一人の場合	夫	夫	妻	相続税
	夫	夫	子	
受取人がご契約者自身の場合	夫	妻	夫	所得税 ^② (一時所得) 住民税
	夫	子	夫	
ご契約者、被保険者、受取人がそれぞれ異なる場合	夫	妻	子	贈与税
	夫	子	妻	

②復興特別所得税があわせて課税されます。

2 病気・ケガを原因として支払う給付金の場合

●災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金は、その受取人が被保険者本人あるいはその配偶者もしくはその直系血族または生計を一にするその他の親族のとき税金はかかりません。

23 生命保険に関するお知らせ

1 個人情報等の取扱い

個人情報等の利用目的

- お客さまとの取引を安全かつ確実に進め、より良い商品・サービスをご提供するために、ご契約のお申込みなどに際して、お客さま情報を取得させていただきます。なお、当社は取得したお客さま情報を、必要に応じ、以下の目的で利用させていただきます。
 - ・各種保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い
 - ・子会社・関連会社・提携会社等を含む各種商品・サービスのご案内・提供、ご契約の維持管理
 - ・当社業務に関する情報提供・運営管理、商品・サービスの充実
 - ・その他保険に関連・付随する業務
- ただし、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」に定める個人番号（マイナンバー）については、保険取引に関する支払調書の作成・提出に関する事務、その他法令等に定める個人番号関係事務等の目的に限定して利用させていただきます。

個人情報等の留意事項

身体・健康状態に関する情報の取扱い

- お客さまの身体・健康状態に関する情報は、特に保護を必要とする情報として厳重に管理いたします。
- また、取得いたしました情報は、保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払い、および医事研究・統計の目的に限定して利用させていただきます。
- なお、保健医療等の機微（センシティブ）情報につきましては、保険業法施行規則により、業務の適切な運営の確保、その他必要と認められる目的に利用目的が限定されております。

再保険の取扱いへの利用

- お申込みいただきました保険契約について、再保険を行なうことがあり、必要なお客さま情報を再保険会社に提供させていただく場合がございます。
- 再保険会社に提供させていただくお客さま情報は、再保険の対象となる保険契約の特定に必要な保険証券番号のほか、保険契約者様・被保険者様のお名前・性別・生年月日、保険金額等のご契約内容に関する情報、および健康状態に関する情報などです。
- 再保険会社においては、提供させていただくお客さま情報は、当該保険契約のお引受け、ご継続・維持管理、保険金・給付金等のお支払いに利用させていただきます。

保険料口座振替の取扱いへの利用

- お客さま（口座名義人様）に関する個人情報は、保険料口座振替申込欄に記載の金融機関および明治安田生命保険相互会社間で保険料収納等、保険契約のご継続・維持管理のために利用させていただきます。

2 犯罪収益移転防止法に基づく取引時確認に関するお願い

- 当社では、犯罪収益移転防止法に定められた各種取引の際、お客さまの本人特定事項（氏名、住所、生年月日等）、職業または事業の内容等の確認を行なっております。これは、お客さまの取引に関する記録の保存を行なうことで、金融機関等がテロリズムに対する資金供与に利用されたり、マネー・ローンダリングに利用されたりすることを防ぐことを目的としたものです。
- なお、本人特定事項等に変更が生じた場合は、当社までご連絡ください。



当社における個人情報等・取引時に確認した情報の取扱いについては、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。

3 税務コンプライアンスに関するお願いとお知らせ

特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出に関するお願い

ご注意



以下の内容は2024年1月現在の情報に基づくものであり、今後、制度等の変更に伴い取扱いが変わることがあります。

特定米国人申告について

- **F A T C A**（外国口座税務コンプライアンス法）は、米国納税義務者が米国外の金融口座等を利用して租税を回避することを防ぐことを目的とする米国の法律です。
- 当社は、同法に関する日米当局間の合意に従い、ご契約者などが所定の米国納税義務者に該当するか否かを確認し、該当する場合には、米国内国歳入庁に契約情報等を報告します。
- 確認する場合および対象となる方は以下のとおりです。**対象となる方が「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」*は、所定の方式によって当社に申告してください。**

確認する場合	対象となる方
ご契約のお申込み	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合）	受取人

* 「米国納税義務者に該当する可能性があるとき」は、次のとおりです。

- ・上表の「確認の対象者」が個人の場合：その個人が、米国民（米国籍を有している者）のとき、または米国居住者（永住権所有者および直近3年間に183日以上米国に滞在する者）のとき
- ・上表の「確認の対象者」が法人の場合：その法人が、米国設立の法人もしくは事業体であるとき、または米国設立以外の投資事業体でその実質的支配者が米国納税義務者のとき

- **ご契約等の後に米国納税義務者に該当することとなった場合は、改めて申告してください。**

税務上の居住地国の届け出について

- 「非居住者に係る金融口座情報の自動的交換のための報告制度」は、「租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律」に基づき、金融機関（当社を含みます）のお客さまに居住地国の届け出を義務づける制度です。
- **以下の場合、対象となる方の居住地国を当社に届け出てください。**
 （お届けいただけない場合、法律上の罰則がかかることがあります）

届け出が必要となる場合	対象となる方
ご契約のお申込み	ご契約者
ご契約者の変更	変更後のご契約者
満期保険金・年金等のご請求（受取人がご契約者と異なる場合）	受取人

上記は代表的な例です。これ以外に届け出が必要となる場合もあります。

- 法律上の定めに従い、当社は、ご契約者の契約情報等を国税庁に報告することがあります。
- 海外渡航等によって**居住地国が変更となる場合は、あらかじめ当社にご連絡ください。**



特定米国人申告および税務上の居住地国の届け出の詳細については、当社ホームページ（裏表紙参照）に掲載していますので、ご覧ください。

4 「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」「支払査定時照会制度」に基づく、他の生命保険会社等との保険契約等に関する情報の共同利用

当社は、生命保険制度が健全に運営され、保険金および入院給付金等のお支払いが正しく確実にこなされるよう、「契約内容登録制度」、「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に基づき、下記のとおり、当社の保険契約等に関する所定の情報を特定の者と共同して利用しております。

「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」について

●お客さまのご契約内容が登録されることがあります。

登録事項

◆2024年3月31日以前の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- ②死亡保険金額および災害死亡保険金額
- ③入院給付金の種類および日額
- ④契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
- ⑤取扱会社名

◆2024年4月1日以降の登録事項

- ①保険契約者ならびに被保険者の氏名、生年月日、性別および住所（市・区・郡までとします）
- ②普通死亡保険金の金額
- ③入院給付金の種類および入院給付金の日額または入院給付金の一時金額
- ④災害死亡保険金の金額
- ⑤がん給付金の一時金額
- ⑥就業不能保障給付金の月額
- ⑦先進医療保障給付の件数
- ⑧契約日、復活日、復旧日、増額日および特約の中途付加日
- ⑨取扱会社名

*2024年4月1日以降に復活、復旧、増額または特約の中途付加、内容変更のお申込みがあった場合、お申込みの対象となる証券番号に紐づくすべての主契約・特約のうち、上記②～⑦に該当する主契約・特約が登録対象となります。

その他、正確な情報の把握のため、契約および申込みの状態に関して相互に照会することがあります。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の他の各生命保険会社および全国共済農業協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます）とともに、保険契約もしくは共済契約または特約付加（以下、「保険契約等」といいます）のお引受けの判断あるいは保険金、給付金もしくは共済金等（以下、「保険金等」といいます）のお支払いの判断の参考とすることを目的として、「契約内容登録制度」（全国共済農業協同組合連合会との間では「契約内容照会制度」といいます）に基づき、当社の保険契約等に関する上記の登録事項を共同して利用しております。
- 保険契約等のお申込みがあった場合、当社は、一般社団法人生命保険協会に、保険契約等に関する上記の登録事項の全部または一部を登録します。ただし、保険契約等をお引受けできなかったときは、その登録事項は消去されます。
- 一般社団法人生命保険協会に登録された情報は、同じ被保険者について保険契約等のお申込みがあった場合または保険金等のご請求があった場合、一般社団法人生命保険協会から各生命保険会社等に提供され、各生命保険会社等において、保険契約等のお引受けまたはこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とさせていただくために利用されることがあります。
- なお、登録の期間ならびにお引受けおよびお支払いの判断の参考とさせていただく期間は、契約日、復活日、復旧日、増額日または特約の中途付加日（以下、「契約日等」といいます）から5年間（被保険者が15歳未満の保険契約等については、「契約日等から5年間」と「契約日等から被保険者が15歳に到達するまでの期間」のいずれか長い期間）とします。
- 各生命保険会社等はこの制度により知り得た内容を、保険契約等のお引受けおよびこれらの保険金等のお支払いの判断の参考とする以外に用いることはありません。
- また、各生命保険会社等は、この制度により知り得た内容を他に公開いたしません。

- 当社の保険契約等に関する登録事項については、当社が管理責任を負います。契約者または被保険者は、当社の定める手続きに従い、登録事項の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、利用停止または消去を求めることができます。
 - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。

「支払査定時照会制度」について

- 保険金等のご請求に際し、お客さまのご契約内容等を照会させていただくことがあります。

相互照会事項

次の事項が相互照会されます。ただし、契約消滅後5年を経過した契約に係るものは除きます。

- ①被保険者の氏名、生年月日、性別、住所（市・区・郡までとします）
- ②保険事故発生日、死亡日、入院日・退院日、対象となる保険事故（左記の事項は、照会を受けた日から5年以内のものとしします）
- ③保険種類、契約日、復活日、消滅日、保険契約者の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金等受取人の氏名および被保険者との続柄、死亡保険金額、給付金日額、各特約内容、保険料および払込方法

上記相互照会事項において、被保険者、保険事故、保険種類、保険契約者、死亡保険金、給付金日額、保険料とあるのは、共済契約においてはそれぞれ、被共済者、共済事故、共済種類、共済契約者、死亡共済金、共済金額、共済掛金と読み替えます。

- 当社は、一般社団法人生命保険協会、一般社団法人生命保険協会加盟の各生命保険会社、全国共済農業協同組合連合会、全国労働者共済生活協同組合連合会および日本コープ共済生活協同組合連合会（以下、「各生命保険会社等」といいます）とともに、お支払いの判断または保険契約もしくは共済契約等（以下、「保険契約等」といいます）の解除もしくは無効の判断（以下、「お支払い等の判断」といいます）の参考とすることを目的として、「支払査定時照会制度」に基づき、当社を含む各生命保険会社等の保有する保険契約等に関する上記の相互照会事項記載の情報を共同して利用しております。
- 保険金、年金または給付金（以下、「保険金等」といいます）のご請求があった場合や、これらに係る保険事故が発生したと判断される場合に、「支払査定時照会制度」に基づき、相互照会事項の全部または一部について、一般社団法人生命保険協会を通じて、他の各生命保険会社等に照会し、他の各生命保険会社等から情報の提供を受け、また他の各生命保険会社等からの照会に対し、情報を提供すること（以下、「相互照会」といいます）があります。相互照会される情報は上記のものに限定され、ご請求に係る傷病名その他の情報が相互照会されることはありません。また、相互照会に基づき各生命保険会社等に提供された情報は、相互照会を行った各生命保険会社等によるお支払い等の判断の参考とするため利用されることがありますが、その他の目的のために利用されることはありません。照会を受けた各生命保険会社等において、相互照会事項記載の情報が存在しなかったときは、照会を受けた事実は消去されます。各生命保険会社等は「支払査定時照会制度」により知り得た情報を他に公開いたしません。

- 当社が保有する相互照会事項記載の情報については、当社が管理責任を負います。保険契約者、被保険者または保険金等受取人は、当社の定める手続きに従い、相互照会事項記載の情報の開示を求め、その内容が事実と相違している場合には、訂正を申し出ることができます。また、次のア)～オ)に記載の事由を理由とする場合、当社の定める手続きに従い、当該情報の利用停止または消去を求めることができます。
 - ア)当社があらかじめ本人の同意を得ず利用目的の達成に必要な範囲を超えて個人情報を取り扱っている場合
 - イ)当社が不適正な個人情報の利用・取得をしている場合
 - ウ)本人が識別される保有個人データを当社が利用する必要がなくなった場合
 - エ)当社が取り扱う個人データの漏えい・滅失・毀損その他の個人データの安全の確保に係る事態であって個人の権利利益を害するおそれ大きい場合
 - オ)本人が識別される保有個人データの取り扱いにより、本人の権利又は正当な利益が害されるおそれがある場合
- 上記各手続きの詳細については、当社コミュニケーションセンター（裏表紙参照）にお問い合わせください。



「契約内容登録制度」「契約内容照会制度」および「支払査定時照会制度」に参加している各生命保険会社名につきましては、一般社団法人生命保険協会ホームページ (<https://www.seiho.or.jp/>) の「加盟会社」をご参照ください。
各制度の最新の内容については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご確認ください。

5 保険金額などが削減される場合

- 保険会社の業務または財産の状況の変化により、ご契約時にお約束した保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。
- なお、生命保険契約者保護機構の会員である生命保険会社が経営破綻に陥った場合、生命保険契約者保護機構により、保険契約者保護の措置が図られることがありますが、この場合にも、ご契約時の保険金額、年金額、給付金額等が削減されることがあります。生命保険契約者保護機構の詳細については、生命保険契約者保護機構までお問い合わせください。
詳しくは、次の [\[6\]生命保険契約者保護機構](#) をご覧ください。

6 生命保険契約者保護機構

●当社は、「生命保険契約者保護機構」（以下、「保護機構」といいます）に加入しております。保護機構の概要は、以下のとおりです。

- 保護機構は、保険業法に基づき設立された法人であり、保護機構の会員である生命保険会社が破綻に陥った場合、生命保険に係る保険契約者等のための相互援助制度として、当該破綻保険会社に係る保険契約の移転等における資金援助、承継保険会社の経営管理、保険契約の引受け、補償対象保険金の支払いに係る資金援助及び保険金請求権等の買取りを行う等により、保険契約者等の保護を図り、もって生命保険業に対する信頼性を維持することを目的としています。
- 保険契約上、年齢や健康状態によっては契約していた破綻保険会社と同様の条件で新たに加入することが困難になることもあるため、保険会社が破綻した場合には、保護機構が保険契約の移転等に際して資金援助等の支援を行い、加入している保険契約の継続を図ることにしています。
- 保険契約の移転等における補償対象契約は、運用実績連動型保険契約の特定特別勘定^①に係る部分を除いた国内における元受保険契約で、その補償限度は、高予定利率契約^②を除き、責任準備金等^③の90%とすることが、保険業法等で定められています（保険金・年金等の90%が補償されるものではありません^④）。
- なお、保険契約の移転等の際には、責任準備金等の削減に加え、保険契約を引き続き適正・安全に維持するために、契約条件の算定基礎となる基礎率（予定利率、予定死亡率、予定事業費率等）の変更が行われる可能性があり、これに伴い、保険金額・年金額等が減少することがあります。あわせて、早期解約控除制度（保険集団を維持し、保険契約の継続を図るために、通常の解約控除とは別に、一定期間特別な解約控除を行う制度）が設けられる可能性もあります。

①特別勘定を設置しなければならない保険契約のうち最低保証（最低死亡保険金保証、最低年金原資保証等）のない保険契約に係る特別勘定を指します。更生手続においては、当該部分についての責任準備金を削減しない更生計画を作成することが可能です（実際に削減しないか否かは、個別の更生手続の中で確定することとなります）。

②破綻時に過去5年間で常に予定利率が基準利率*1を超えていた契約を指します*2。当該契約については、責任準備金等の補償限度が以下のとおりとなります。ただし、破綻会社に対して資金援助がなかった場合の弁済率が下限となります。

$$\text{高予定利率契約の補償率} = 90\% - \{(\text{過去5年間における各年の予定利率} - \text{基準利率})\text{の総和} \div 2\}$$

*1 基準利率は、生保各社の過去5年間の平均運用利回りを基準に、金融庁長官及び財務大臣が定めることとなっております。現在の基準利率については、当社または保護機構のホームページで確認できます。

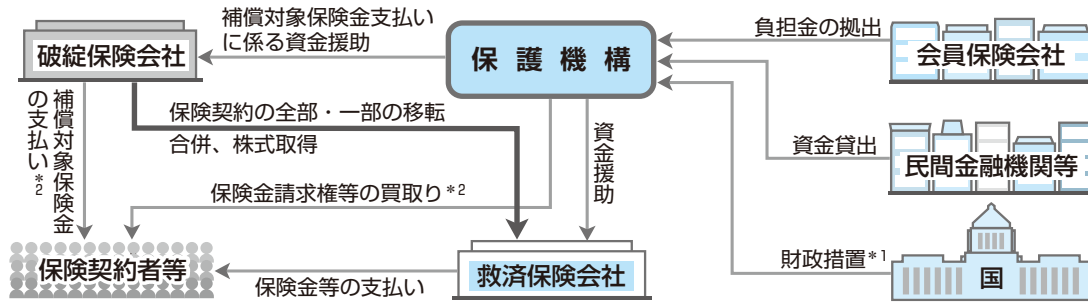
*2 一つの保険契約において、主契約・特約の予定利率が異なる場合、主契約・特約を予定利率が異なるごとに独立した保険契約とみなして、高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。また、企業保険等において被保険者が保険料を拠出している場合で被保険者毎に予定利率が異なる場合には、被保険者毎に独立の保険契約が締結されているものとみなして高予定利率契約に該当するか否かの判断をすることになります。ただし、確定拠出年金保険契約については、被保険者が保険料を拠出しているか否かにかかわらず、被保険者毎に高予定利率契約に該当するか否かを判断することになります。

③責任準備金等とは、将来の保険金・年金・給付金の支払いに備え、保険料や運用収益などを財源として積み立てている準備金等をいいます。

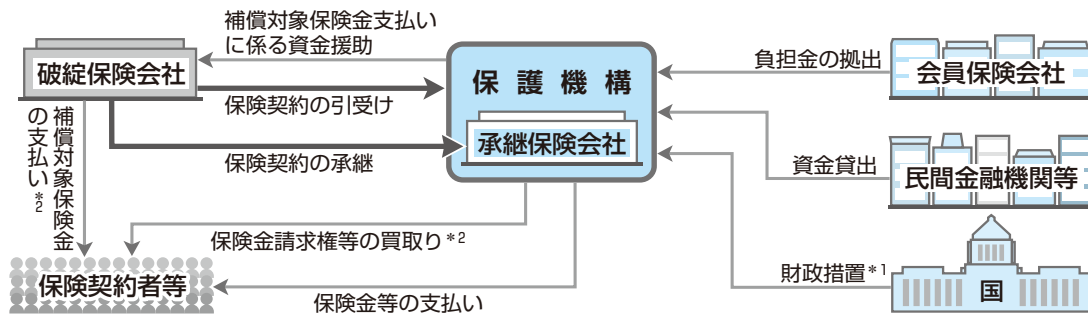
④個人変額年金保険に付されている年金原資保証額等についても、その90%が補償されるものではありません。

■ 救済の仕組み(概略) ■

● 救済保険会社が現れた場合 ●



● 救済保険会社が現れない場合 ●



*1 上記の「財政措置」は、令和9年（2027年）3月末までに生命保険会社が破綻した場合に対応する措置で、会員保険会社の拠出による負担金だけで資金援助等の対応ができない場合に、国会審議を経て補助金が認められた際に行われるものです。

*2 破綻処理中の保険事故に基づく補償対象契約の保険金等の支払い、保護機構が補償対象契約に係る保険金請求権等を買取することを指します。この場合における支払率および買取率については、責任準備金等の補償限度と同率となります（高予定利率契約については、②に記載の率となります）。

• 補償対象契約の範囲・補償対象契約の補償限度等を含め、本掲載内容は全て2024年1月現在の法令に基づいたものであり、今後、法令の改正により変更される可能性があります（最新の内容は、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください）。

生命保険会社が破綻した場合の保険契約の取扱いに関するお問い合わせ先

生命保険契約者保護機構 電話 03-3286-2820

月曜～金曜（除く祝日・年末年始）9:00～12:00、13:00～17:00

ホームページアドレス <https://www.seihohogo.jp/>

手続きに必要な書類一覧

- 諸手続きの際には、次の書類をご準備いただきます。ただし、下記以外の書類の提出を求め、または、下記の必要書類のうち一部の省略を認めることがあります。なお、手続きによっては、当社営業端末で行なうこともできます。
- 詳しくは、当社の担当者、最寄りの支社または本社までご相談ください。
- 当社の窓口で諸手続きをされる際には、ご本人であることを確認させていただいておりますので、ご了承ください。また、代理人の方が手続きされる場合は、委任状が必要です。

注・書類のご準備にかかわる費用等をご負担ください。
 ・ご提出いただいた請求書類は返却いたしませんのでご了承ください。

項目	必要書類 当社所定の書類	保 険 証 券	印鑑証明書		戸籍抄本		被 保 険 者 の 住 民 票	当 社 所 定 の 診 断 書 ・ 治 療 証 明 書	事 受 傷 状 況 報 告 書 ・ 故 証 明 書	備 考
			保 険 契 約 者	受 取 人	被 保 険 者	受 取 人				
災害入院給付金、 疾病入院給付金、 集中治療給付金の請求	請求書	○	○	○ <small>(被保険者)</small>	○		○	*1 ○	*2 ○	*1.当社所定の緩和ケアについての証明書が必要となる場合があります。 *2.疾病による入院の場合は不要
手術給付金の請求	//	○		○ <small>(被保険者)</small>				○	* ○	*疾病による手術の場合は不要
死亡給付金の請求	//	○		○		○	○	*1 ○	*2 ○	*1.医師の死亡診断書または検案書とします。 *2.疾病による場合は不要
(解約) 返戻金・積立金の請求	//	○	○							
社員配当金の請求	//	○								
基準入院給付金日額の減額	//	○	○							
死亡給付金受取人の変更	//	○	○							・受取人が被保険者と異なる場合は、ほかに被保険者の印鑑証明書が必要
保険契約者の変更	//	○	* ○ <small>(旧保険契約者)</small>							*旧保険契約者の死亡の場合 1.旧保険契約者の戸籍抄本 2.相続人代表者選定届と署名押印者の印鑑証明書・戸籍謄本
保険契約者代理 特約 (契約者手続 サポート制度)	住所変更などの 代理手続	○	○	○ <small>(保険契約者代理人)</small>	○ <small>(保険契約者)</small>	○ <small>(保険契約者代理人)</small>		○	* ○	*疾病による場合は不要 ・ほかに保険契約者代理人の住民票、「保険契約者代理人としての取扱いを受けることができない場合」に該当していないことを証明する書類、保険契約者または保険契約者代理人の健康保険被保険者証の写しが必要
代理請求特約 (被保険者請求 サポート制度)	給付金の代理 請求	○		○ <small>(代理請求人)</small>	○	○ <small>(代理請求人)</small>		○	* ○	*疾病による場合は不要 ・ほかに代理請求人の住民票、「代理請求人としての取扱いを受けることができない場合」に該当していないことを証明する書類、被保険者または代理請求人の健康保険被保険者証の写しが必要

M E M O

A series of horizontal dotted lines for writing.

定 款

定款では、当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めています。
最新の定款の全文については、当社ホームページ（裏表紙参照）をご覧ください。

当 社 の 運 営

（定款第1章、第3章、第4章、第5章）

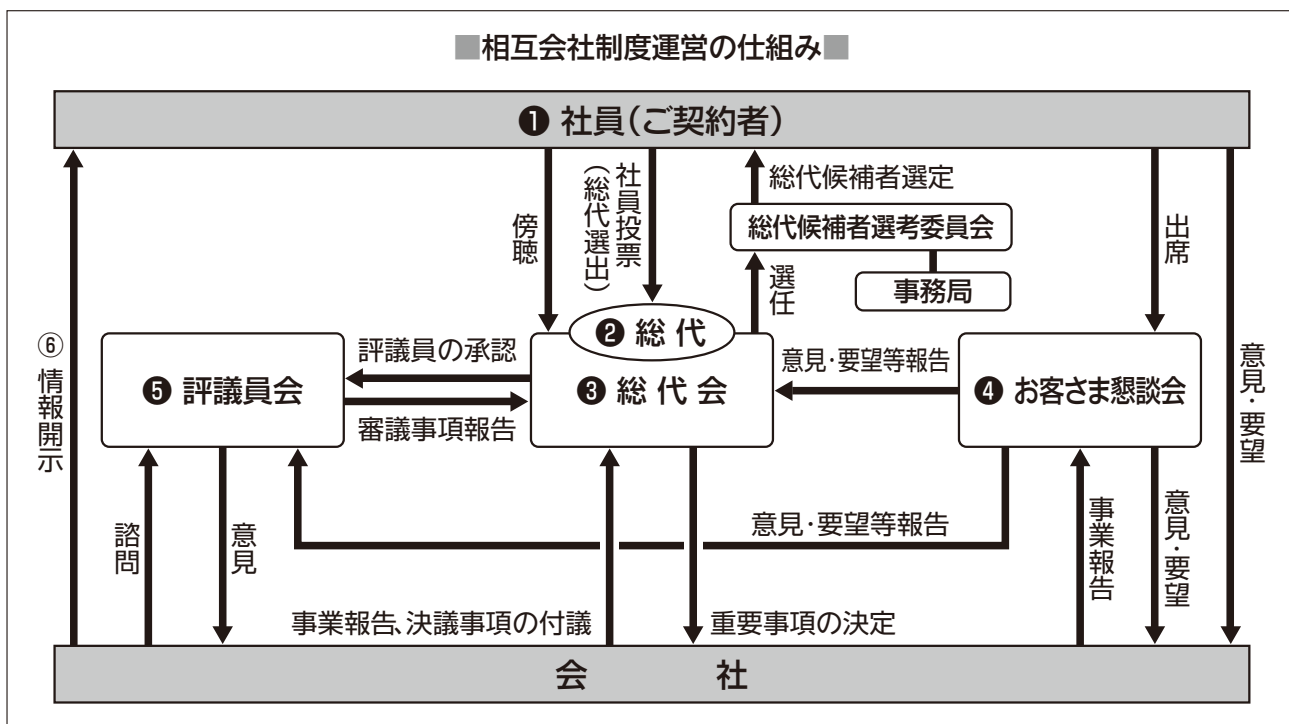
当社の運営は、2024年1月時点の定款の内容に基づいて記載しています。定款の変更に伴って今後変更の可能性がります。

ご契約者お一人おひとりが 会社の構成員である社員です。

ご契約者と相互会社との関係

- ◆ 保険会社の会社形態には株式会社と相互会社があり、当社は保険業法に基づいて設立された相互会社です。
- ◆ 相互会社では、ご契約者お一人おひとりが会社の構成員である社員※となります。社員が総代会やお客さま懇談会等を通じ会社運営に参加する保険会社独自の会社形態です。

※ 剰余金の分配のない保険（無配当保険）のみにご加入のご契約者は除きます（定款第8条第1項）



① 社員

◆ 保険業法、保険約款ならびに定款等の定めにより、社員には主に右の権利・義務があります。

社員の主な権利

- ・ 保険金等の支払請求権
- ・ 剰余金分配を受ける権利（社員配当金請求権）
- ・ 総代選出にあたっての社員投票権
- ・ 一定数以上の社員による臨時総代会の招集請求権や総代会の議案提案権 等

社員の主な義務

- ・ 保険料の払込義務

② 総代

- ◆社員の代表として選出される総代の定数は定款において222名と定めています。
- ◆このうち200名は地域別選出による120名と地域別選出によらない80名に配分し、地域、職業、年齢等を考慮し、幅広く選ばれた総代構成となるようにしています。
- ◆また、22名は総代選出プロセスの多様化と透明性の強化を目的に導入した立候補制により選出される総代です。

社員投票

◇総代候補者選考委員会で選定された候補者については、社員一人おひとりによる社員投票を実施し、総代として選出することに同意しないとする投票（不信任投票）数が、有権者（全社員）の10分の1に満たない場合は、総代に就任することが確定します。

③ 総代会

- ◆総代会は社員の代表として選出された総代で構成され、株式会社の株主総会に相当する最高意思決定機関として決算書類の報告、また剰余金処分や取締役の選任など、経営に関する重要な事項の審議と決議を行います。

総代会傍聴制度

◇社員のみなさまに当社経営に対するご理解を深めていただくために、総代会を傍聴いただける制度を設けています。

◇お申込方法等については、開催日前の一定期間、本社、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。

総代会議事録の閲覧

◇総代会の議事録は、本社、法人部、支社に備え置いてあり、社員のみなさまは閲覧いただくことができます。また、議事内容および質疑応答の要旨は当社ホームページに掲載しています。

総代報告会

◇総代に会社の経営情報を提供するとともに、会社へのご提言等をいただく機会として、原則として毎年12月に総代報告会を開催しています。

④ お客さま懇談会

- ◆ご契約者に当社の事業活動を報告し、ご理解を深めていただくとともに、ご契約者のご意見・ご要望等を直接伺い、ご契約者の声を経営に反映させることを目的として、お客さま懇談会を全国の支社で毎年開催しています。
- ◆ご契約者から寄せられたご意見・ご要望のうち改善を要するものについては、担当部が対応を検討し、お客さま志向検証委員会を通じフォローを実施しています。
- ◆お申込み方法等については、開催日前の一定期間、支社、営業所等の店頭に掲示するとともに、当社ホームページでもご案内しています。詳しくは、お近くの支社、営業所等にお問い合わせください。

⑤ 評議員会

- ◆会社からの諮問事項や経営上の重要事項および社員からのご意見・ご要望等のうち経営に関する重要事項を審議する機関として評議員会を設置しています。評議員会は年3回開催し、審議事項を総代会において報告しています。
- ◆評議員は、社員または学識経験者のなかから総代会の承認を経て選出されます。なお、評議員数は定款で20名以内と定められています。

⑥ 情報開示

- ◆会社の経営情報をより多くのお客さまにご覧いただけるよう努めています。
- ◆業界に先駆けて1979年から、ディスクロージャー資料を作成しています。保険業法第111条に定める「業務および財産の状況に関する説明書類」として、本社、支社、営業所等に備え置いており、閲覧いただけるようになっています。
- ◆ディスクロージャー資料は当社ホームページ（裏表紙参照）でもご覧いただけます。

相互会社の基金（定款第5条、第6条、第7条、第53条、第56条）

- ◆基金とは、株式会社の資本金に相当する性格を持つ資金で、相互会社における財産的基礎となるものであり、会社清算時には債務の弁済が基金の払戻しに優先されることなどが保険業法に規定されています。
- ◆基金については、1996年以来これまで追加募集（増額）を行って、自己資本の充実による経営基盤の更なる強化と支払能力（ソルベンシー）の一層の向上を図ってきました。
- ◆なお、定款に定める当社の基金の総額（基金償却積立金を含む）は、9,800億円となっています。

約款・特約条項

ご契約の内容を記載した、約款および
特約条項を掲載しています。

5年ごと利差配当付限定告知型医療保険普通保険約款

もくじ

1. 保障の開始について

- 第1条 保障の開始
- 第2条 保険証券の発行

2. 給付金の支払いについて

- 第3条 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払い
- 第4条 集中治療給付金の支払い
- 第5条 手術給付金の支払い
- 第6条 死亡給付金の支払い
- 第7条 給付金の請求手続き
- 第8条 給付金の支払いの場所と時期
- 第9条 積立金の支払い

3. 保険料について

- 第10条 保険料の払込み
- 第11条 保険料払込方法（経路）
- 第12条 保険料が払い込まれない間に給付金の支払事由が発生した場合の取扱い
- 第13条 猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い
- 第14条 保険契約の復活
- 第15条 保険料の前納および一括払い

4. 社員配当（保険契約者への配当）について

- 第16条 社員配当金の計算
- 第17条 社員配当金の支払い

5. 告知義務と重大事由による解除について

- 第18条 告知義務
- 第19条 告知義務違反による解除
- 第20条 保険契約を解除できない場合
- 第21条 重大事由による解除

6. 解約・無効について

- 第22条 保険契約の解約
- 第23条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効
- 第24条 返戻金の支払い

7. 保険契約の更新について

- 第25条 保険契約の更新

8. 内容の変更について

- 第26条 保険料払込方法（回数）の変更
- 第27条 基準入院給付金日額の減額

9. 保険契約者・死亡給付金受取人の変更などについて

- 第28条 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更
- 第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更
- 第30条 死亡給付金受取人の死亡
- 第31条 保険契約者の変更
- 第32条 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者
- 第33条 保険契約者の連帯責任
- 第34条 保険契約者の住所等の変更

10. その他

- 第35条 給付金の受取人による保険契約の存続
- 第36条 年齢の計算
- 第37条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い
- 第38条 時効
- 第39条 法令等の改正に伴う保険契約の変更
- 第40条 法人契約特則の適用
- 第41条 契約日が平成22年3月1日以前の場合の特則
- 第42条 契約日が平成26年4月1日以前の場合の特則
- 第43条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則
- 第44条 保険契約の内容変更等の効力

- ◆ 別表1 対象となる不慮の事故
- ◆ 別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物
- ◆ 別表3 手術給付表
- ◆ 別表4 異常分娩のための入院

法人契約特則

はじめに

i この保険の特徴

保 険 種 類	疾病・医療保険
内 容	病気・ケガによる入院や手術に対する保障
給付金の種類	災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金、死亡給付金
保 険 期 間	有期
配 当 タ イ プ	5年ごと利差配当（積立配当）
ご 注 意	<ul style="list-style-type: none"> ● 保険料は当社が取り扱っている通常の医療保険に比べて割増しされています ● 契約日から第1保険年度末日までに支払事由に該当した場合の給付金額は、第2保険年度以降の給付金額の50%となります ● 保険料払込免除のしくみはありません

ii 特約を付加された場合（付加された特約は保険証券に記載されています）は、特約条項も併せてご参照ください。

この約款をご覧になるにあたって

①②③……の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください。

この備考も、約款の一部です。

第3条 備考

種類	支払事由 (入院給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由（「支払事由」に該当しても入院給付金を支払わない場合）
災害入院給付金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^① をしたとき	同一の不慮の事故（別表1）による入院1回につき、 基準入院給付金日額 × 入院日数	被保険者 ^⑥	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき
	1. 責任開始時 ^② 以後に発生した不慮の事故（別表1）による傷害を直接の原因とする入院であること			1. 被保険者の犯罪行為
	2. 不慮の事故（別表1）の日から180日以内の保険期間中に開始した入院であること			2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失
	3. 治療を目的とした入院 ^③ であること			3. 被保険者の精神障害の状態と原因とする事故
	4. 病院または診療所 ^④ への入院であること			4. 被保険者の泥酔の状態と原因とする事故
5. 入院日数 ^⑤ が1日以上であること		5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故		
				6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故
				7. 地震、噴火または津波 ^⑦
				8. 戦争その他の変乱 ^⑧
				9. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの

① 「入院」とは、医師（柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。）による治療（柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。）が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、備考④の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

5年ごと利差配当付限定告知型医療保険普通保険約款

1 保障の開始について

第1条 保障の開始

- ① 当社が保険契約の申込みを承諾した場合、この保険契約の保障が開始する時（責任開始時）は、保険契約の申込みを受けた時または告知（第18条）の時のいずれか遅い時とします。
- ② 第①項の規定にかかわらず、第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みとともに、前納または一括払い（第15条）をする保険契約の保障は、下表の時に開始します。

保険料の受取りと承諾の時期	保障が開始する時（責任開始時）
当社が、保険契約の申込みを承諾した後に第1回保険料を受け取った場合	第1回保険料を受け取った時 ^①
当社が、第1回保険料相当額を受け取った後に保険契約の申込みを承諾した場合	被保険者に関する告知（第18条）の時または第1回保険料相当額を受け取った時 ^① のいずれか遅い時

- ③ 第①項および第②項の保障が開始する日を契約日とし、保険期間はその日から起算します。

第1条 備考

- ① 当社の指定するデビットカードにより第1回保険料または第1回保険料相当額を払い込む場合は、当社所定のカードリーダー（端末機）で決済処理が完了した時をいいます。

第2条 保険証券の発行

- ① 当社は、保険契約の申込みを承諾したときには、保険証券を発行します。
- ② 保険証券には保険契約を締結した日を記載せず、第1条第③項に定める契約日を記載します。
- ③ 次の場合には、当社は保険証券を発行しません。
1. 保険契約の復活（第14条）
 2. 保険契約の更新（第25条）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

2 給付金の支払いについて

第3条 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって災害入院給付金および疾病入院給付金を支払います。

種類	支払事由 (入院給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由(「支払事由」に該当しても入院給付金を支払わない場合)
災害入院給付金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^① をしたとき 1. 責任開始時 ^② 以後に発生した不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因とする入院であること 2. 不慮の事故(別表1)の日から180日以内の保険期間中に開始した入院であること 3. 治療を目的とした入院 ^③ であること 4. 病院または診療所 ^④ への入院であること 5. 入院日数 ^⑤ が1日以上であること	同一の不慮の事故(別表1)による入院1回につき、 基準入院給付金日額 × 入院日数	被保険者 ^⑥	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑦ 8. 戦争その他の変乱 ^⑦ 9. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの

第3条 備考

① 「入院」とは、医師(柔道整復師法に定める柔道整復師を含みます。以下同じ。)による治療(柔道整復師による施術を含みます。以下同じ。)が必要であり、かつ自宅等での治療が困難なため、備考④の病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。

② 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条(保険契約の復活)の規定により保障が開始する時をいいます。

③ 美容上の処置、疾病を直接の原因としない不妊手術、治療を伴わない人間ドック検査などのための入院は、「治療を目的とした入院」には該当しません。

④ 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

- (1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所(四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます。)
- (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

⑤ 入院日数は、暦の上での日を単位として数えます。たとえば、午前中に入院し当日の夕方に退院した場合でも1日として数えます。また、入院の有無は、入院基本料の支払いの有無などを参考にして判断します。

⑥ 入院給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑦は次のページにあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

種類	支払事由 (入院給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由(「支払事由」に該当しても 入院給付金を支払わない場合)
疾病入院給付金	被保険者が次のすべてを満たす入院 ^① をしたとき 1. 責任開始時 ^② 以後に発病した疾病 ^③ を直接の原因とする入院であること 2. 保険期間中に開始した入院であること 3. 治療を目的とした入院 ^④ であること 4. 病院または診療所 ^⑤ への入院であること 5. 入院日数 ^⑥ が1日以上であること	入院1回につき、 基準入院給付金日額 × 入院日数	被保険者 ^⑥	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑦ 8. 戦争その他の変乱 ^⑧ 9. 被保険者の薬物依存 ^⑨ 10. 頸部症候群(いわゆる「むちうち症」)または腰痛でいずれも他覚所見のないもの

② 被保険者が、契約日から第1保険年度^⑩の末日までに入院給付金の支払事由に該当した場合の給付金額は、第①項に定める給付金額の50%とします。

③ 入院給付金の支払いにあたっては、第①項および第②項の規定によるほか、次に定めるところによります。

1. 災害入院給付金および疾病入院給付金の支払いの限度は、次表の支払日数^⑪分とします。

ア. 災害入院給付金

同一の不慮の事故による傷害を直接の原因とする 1回の入院 ^⑫ についての限度	支払いを通算した限度
支払日数 60日分	支払日数 730日分

イ. 疾病入院給付金

1回の入院 ^⑫ についての限度	支払いを通算した限度
支払日数 60日分	支払日数 730日分

2. 悪性新生物・上皮内新生物(別表2)の治療を目的とする入院の疾病入院給付金は、第1号に定める支払いの限度の対象外とします。

3. 次の入院は、疾病を直接の原因とする入院とみなします。

ア. 不慮の事故(別表1)以外の外因による傷害を直接の原因とする入院

イ. 不慮の事故(別表1)による傷害を直接の原因として、その事故の日から180日を経過した後に開始した入院

ウ. 異常分娩^{ぶんべん}のための入院(別表4)

第3条 備考

①②③④⑤⑥は前のページにあります。

⑦ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって入院した場合、その事由によって入院した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときには、当社は、その影響の程度に応じ、入院給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑧ 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。

- (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
- (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
- (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

⑨ 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月1日現在)に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

⑩ 「第1保険年度」とは、契約日から起算した1年間をいいます。ただし、契約日がうるう年の2月29日の場合は、契約日から翌年の2月27日までとします。

⑪ 入院給付金を支払う日数をいいます。

⑫ 第③項第4号によって1回の入院とみなされる場合を含みます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

4. 同一の原因によって2回以上入院した場合には、次のとおり取り扱いします。

	入院の内容	取扱い
災害入院給付金	被保険者が災害入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった不慮の事故（別表1）が同一であるとき	それらの入院を1回の入院とみなして本条の規定を適用します。
疾病入院給付金	被保険者が疾病入院給付金の支払事由に該当する入院を2回以上し、かつ、それぞれの入院の直接の原因となった疾病、不慮の事故（別表1）その他の外因による傷害が同一かまたは医学上重要な関係 ^⑩ があると当会社が認めるとき	それらの入院を1回の入院とみなして本条の規定を適用します。 ただし、疾病入院給付金が支払われることとなった前回の入院の退院日の翌日から180日経過後に開始した入院については、新たな入院とみなします。

5. 入院給付金の支払事由が重複して生じた場合には、次のとおり取り扱いします。

	入院の内容	取扱い
(不慮の事故と不慮の事故)	被保険者が2以上の不慮の事故（別表1）による傷害により入院し、災害入院給付金の支払事由が重複して生じた場合	その入院を開始した直接の原因となった不慮の事故（別表1）に対する災害入院給付金が支払われる入院期間 ^⑪ については、その事故以外の不慮の事故（別表1）に対する災害入院給付金は支払いません。
(疾病と疾病)	被保険者が2以上の疾病の併発により入院し、疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合	その入院を開始した直接の原因となった疾病により継続して入院したものとみなして、本条の規定を適用します。
(不慮の事故と疾病)	被保険者が不慮の事故（別表1）による傷害および疾病により入院し、災害入院給付金の支払事由と疾病入院給付金の支払事由が重複して生じた場合	災害入院給付金が支払われる入院期間については、疾病入院給付金は支払いません。

6. 第5号において、2以上の疾病の併発により入院した場合、併発する疾病中に悪性新生物・上皮内新生物（別表2）が含まれるときは、悪性新生物・上皮内新生物（別表2）の治療を目的とする入院の期間に限り第1号に定める支払いの限度の対象外とします。

7. 被保険者が、次のすべてを満たす場合は、病院または診療所^④に入院しているものとみなして第①項、第②項および本項の規定を適用します。ただし、本号の規定による災害入院給付金または疾病入院給付金の支払いは、第1号の支払日数^⑫の限度内において、災害入院給付金と疾病入院給付金の支払日数を合計して60日分を限度とします。

ア. 余命6カ月以内と判断されていること

イ. 病院または診療所以外において、不慮の事故（別表1）による傷害または疾病から生じる各種の症状を緩和することを目的として、医師の計画的な医学管理のもとで、総合的に提供される医療を継続して受けていること

8. 被保険者の入院中に、保険期間が満了したとき^⑬には、保険期間の満了時から継続している入院は、保険契約の有効中の入院とみなします。

9. 被保険者が、責任開始時^⑭前に発生した原因によって責任開始時以後に入院を開始した場合でも、次のときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。

第3条 備考

^⑩ 「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の関係や、胃がんと転移した肝臓がんの関係をいいます。

^⑪ 「入院期間」は、^{こよみ}暦の上での日を単位として数えます。たとえば、支払いの対象となる入院が、4月1日の夜に開始して翌4月2日の午前に終了した場合、この入院期間の計算にあたっては、この入院は4月1日が始まった時に開始して4月2日が終わった時に終了したものとみなします。この結果、同一の日について入院給付金が重複して支払われることはありません。

^④ 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。

(1) 医療法に定める日本国内にある病院または患者を入院させるための施設を有する診療所（四肢における骨折、脱臼、捻挫または打撲に関し施術を受けるため、柔道整復師法に定める施術所に入院した場合には、その施術所を含みます。）

(2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

^⑫ 入院給付金を支払う日数をいいます。

^⑬ 保険契約が更新された場合（第25条）を除きます。

^⑭ 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ア. 責任開始時の属する日から2年を経過した後に入院を開始したとき
 イ. 保険契約の締結または復活（第14条）の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
10. 被保険者が、責任開始時^②前に発病していた疾病を直接の原因として入院を開始した場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、入院による治療が必要であると医師によって判断されたときは、責任開始時以後に開始したその入院は、責任開始時以後に発病した疾病^③による入院とみなします。

➡ 「対象となる不慮の事故（別表1）」「対象となる悪性新生物・上皮内新生物（別表2）」
 「異常分娩のための入院（別表4）」
 この約款の末尾に掲載しています

第4条 集中治療給付金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって集中治療給付金を支払います。

種類	支払事由 (給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由（「支払事由」に 該当しても給付金を支払わない場合）
集中治療給付金	被保険者が、災害入院給付金または疾病入院給付金の支払事由に該当しており、かつ、次のすべてを満たす集中治療室管理 ^① を受けたとき 1. 責任開始時 ^② 以後に発病した疾病 ^③ または発生した傷害を直接の原因とする集中治療室管理 ^① であること 2. 治療を直接の目的とした集中治療室管理 ^① であること	集中治療室管理1日につき、 基準入院給付金日額と同額	被保険者 ^④	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行為 2. 保険契約者または被保険者の故意または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とする事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格を持たないで運転している間に生じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び運転またはこれに相当する運転をしている間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑤ 8. 戦争その他の変乱 ^⑥ 9. 被保険者の薬物依存 ^⑦ 10. 頸部症候群（いわゆる「むちうち症」）または腰痛でいずれも他覚所見のないもの

第3条 備考

- ②は前のページにあります。
- ③ 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
 (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
 (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

第4条 備考

- ① 「集中治療室管理」とは、次の各号のいずれかに該当する施設において、内科系、外科系を問わず、呼吸、循環、代謝その他の重篤な急性機能不全の患者に対して、医師の必要と認める治療看護を強力かつ集中的に行なうことをいいます。
 (1) 平成24年3月5日厚生労働省告示第77号「基本診療料の施設基準等」に定める施設基準に適合しているものとして地方厚生局長または地方厚生支局長に届け出た病院における特定集中治療室および小児特定集中治療室
 (2) 上記(1)の場合と同等と当社が認めた日本国内にある医療施設
- ② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。
- ③ 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
 (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
 (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘（要経過観察の指摘を含みます。）を受けた時

④⑤⑥は次のページにあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 被保険者が、契約日から第1保険年度⑦の末日までに集中治療給付金の支払事由に該当した場合の給付金額は、第①項に定める給付金額の50%とします。
- ③ 集中治療給付金の支払いにあたっては、第①項および第②項の規定によるほか、次に定めるところによります。
1. 集中治療給付金の支払いは、支払日数⑧を通算して120日分を限度とします。
 2. 被保険者が、同一の日に集中治療給付金の支払事由に複数回該当した場合でも、集中治療給付金は重複して支払いません。
 3. 被保険者が、責任開始時⑨前に発生した原因によって責任開始時以後に集中治療室管理①を受けた場合でも、次のときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
 - ア. 責任開始時の属する日から2年を経過した後に集中治療室管理を受けたとき
 - イ. 保険契約の締結または復活（第14条）の際の告知等により、当会社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 4. 被保険者が、責任開始時⑨前に発病していた疾病を直接の原因として集中治療室管理①を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係⑨にある疾病を発病したことにより、集中治療室管理による治療が必要であると医師によって判断されたときは、責任開始時以後に開始したその集中治療室管理は、責任開始時以後に発病した疾病⑨による集中治療室管理とみなします。

第4条 備考

①②③は前のページにあります。

④ 集中治療給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

⑤ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって集中治療室管理を受けた場合、その事由によって集中治療室管理を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、集中治療給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

⑥ 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月1日現在）に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

⑦ 「第1保険年度」とは、契約日から起算した1年間をいいます。ただし、契約日がうるう年の2月29日の場合は、契約日から翌年の2月27日までとします。

⑧ 集中治療給付金を支払う日数をいいます。

⑨ 「医学上重要な関係」とは、たとえば、高血圧症とそれに起因する心臓疾患あるいは腎臓疾患の関係や、胃がんと転移した肝臓がんの関係をいいます。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第5条 手術給付金の支払い

第5条 備考

① 当社は、次表に定めるところによって手術給付金を支払います。

種類	支払事由 (給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由(「支払事由」に 該当しても給付金を支払わない場合)
手術給付金	被保険者が次のすべてを 満たす手術を受けたとき 1. 責任開始時 ^① 以後に 発病した疾病 ^② または 発生した傷害を直接 の原因とする手術 給付表(別表3)に 定める手術であること 2. 保険期間中に受けた 手術であること 3. 治療を直接の目的と した手術 ^③ であること 4. 病院または診療所 ^④ における手術である こと	手術1回 につき、 基準入院 給付金日 額 × 手術給付 表(別表 3)に定 める給付 倍率	被保険者 ^⑤	次のいずれかの事由によって被保険者 が支払事由に該当したとき 1. 被保険者の自殺行為または犯罪行 為 2. 保険契約者または被保険者の故意 または重大な過失 3. 被保険者の精神障害の状態を原因 とする事故 4. 被保険者の泥酔の状態を原因とす る事故 5. 被保険者が法令に定める運転資格 を持たないで運転している間に生 じた事故 6. 被保険者が法令に定める酒気帯び 運転またはこれに相当する運転を している間に生じた事故 7. 地震、噴火または津波 ^⑥ 8. 戦争その他の変乱 ^⑦ 9. 被保険者の薬物依存 ^⑧

② 被保険者が、契約日から第1保険年度^⑨の末日までに手術給付金の支払事由に該当した場合の給付金額は、第①項に定めた給付金額の50%とします。

③ 手術給付金の支払いにあたっては、第①項および第②項の規定によるほか、次に定めるところによります。

- 被保険者が、時期を同じくして手術を2種類以上受けた場合には、第①項の規定にかかわらず、当社は、手術給付表(別表3)に定める給付倍率の高いいずれか1種類の手術についてのみ手術給付金を支払います。
- 被保険者が、責任開始時^①前に発生した原因によって責任開始時以後に手術を受けた場合でも、次のときは、その原因は責任開始時以後に発生したものとみなします。
 - 責任開始時の属する日から2年を経過した後に手術を受けたとき
 - 保険契約の締結または復活(第14条)の際の告知等により、当社が、その原因の発生を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
- 被保険者が、責任開始時^①前に発病していた疾病を直接の原因として手術を受けた場合でも、責任開始時以後にその疾病の症状が悪化したことまたはその疾病と医学上重要な関係にある疾病を発病したことにより、手術による治療が必要であると医師によって判断されたときは、責任開始時以後に受けたその手術は、責任開始時以後に発病した疾病^②により受けた手術とみなします。

➡ 「手術給付表(別表3)」
この約款の末尾に掲載しています

^① 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条(保険契約の復活)の規定により保障が開始する時をいいます。

^② 「発病した疾病」の発病は、次の各号のいずれか早い時とします。
 (1) 被保険者または保険契約者が、その疾病の症状を自覚または認識した時
 (2) 被保険者が、その疾病について医師の診察を受けた時
 (3) 被保険者が、医師の診察や健康診断等において異常の指摘(要経過観察の指摘を含みます。)を受けた時

^③ 美容整形上の手術、疾病を直接の原因としない不妊手術、診断・検査のための手術などは、「治療を直接の目的とした手術」には該当しません。

^④ 「病院または診療所」とは、次の各号のいずれかに該当したものとします。
 (1) 医療法に定める日本国内にある病院または診療所
 (2) 上記(1)の場合と同等の日本国外にある医療施設

^⑤ 手術給付金の受取人を被保険者以外の者に変更することはできません。

^⑥ 被保険者が、地震、噴火もしくは津波または戦争その他の変乱によって手術を受けた場合、その事由によって手術を受けた被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めるときには、当社は、その影響の程度に応じ、手術給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

^{⑦⑧} は次のページにあります。

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第6条 死亡給付金の支払い

① 当社は、次表に定めるところによって死亡給付金を支払います。

種類	支払事由 (死亡給付金を支払う場合)	給付金額	受取人	免責事由(「支払事由」に該当しても死亡給付金を支払わない場合)
死亡給付金	被保険者が保険期間中に死亡したとき ^①	$\frac{\text{基準入院給付金日額}}{20} \times$	死亡給付金受取人	次のいずれかの事由によって被保険者が支払事由に該当したとき 1. 責任開始時 ^② の属する日から、3年以内における被保険者の自殺 2. 保険契約者または死亡給付金受取人の故意 3. 戦争その他の変乱 ^③

② 被保険者が、契約日から第1保険年度^④の末日までに死亡した場合の給付金額は、第①項の定める給付金額の50%とします。

③ 被保険者が死亡給付金受取人の故意によって死亡した場合でも、その死亡給付金受取人が死亡給付金の一部の受取人であるときには、以下のとおり取り扱います。

- その死亡給付金受取人には死亡給付金を支払いません。
- 死亡給付金額の全額から第1号の支払われない死亡給付金額を差し引いた残額を他の死亡給付金受取人に支払います。
- 第1号の支払われない死亡給付金の部分については、その死亡給付金受取人が保険契約者と同一人である場合を除き、その積立金^⑤を保険契約者に支払います。

第5条 備考

⑦ 「薬物依存」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10(2003年版)準拠」(平成18年1月1日現在)に記載された分類のうち、F11.2、F12.2、F13.2、F14.2、F15.2、F16.2、F18.2、F19.2に規定される内容によるものとし、薬物には、モルヒネ、アヘン、コカイン、大麻、精神刺激薬、幻覚薬などを含みます。

⑧ 「第1保険年度」とは、契約日から起算した1年間をいいます。ただし、契約日がうるう年の2月29日の場合は、契約日から翌年の2月27日までとします。

第6条 備考

① 被保険者の生死が不明の場合でも、被保険者が死亡したものと当社が認めたときを含みます。

② 第1条(保障の開始)の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条(保険契約の復活)の規定により保障が開始する時をいいます。

③ 被保険者が戦争その他の変乱によって死亡した場合、その事由によって死亡した被保険者の数の増加がこの保険の計算の基礎に及ぼす影響が少ないと当社が認めたときには、当社は、その影響の程度に応じ、死亡給付金の全額を支払いまたはその金額を削減して支払います。

④ 「第1保険年度」とは、契約日から起算した1年間をいいます。ただし、契約日がうるう年の2月29日の場合は、契約日から翌年の2月27日までとします。

⑤ 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第7条 給付金の請求手続き

- ① 保険契約者または被保険者は、災害入院給付金、疾病入院給付金または集中治療給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当会社に通知してください。この場合、被保険者は、退院後すみやかに当会社の定める書類^①を提出して各給付金を請求してください。ただし、特に必要がある場合には、被保険者の入院中でも各給付金を請求できます。
- ② 保険契約者または被保険者は、手術給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当会社に通知してください。この場合、被保険者はすみやかに当会社の定める書類^②を提出して手術給付金を請求してください。
- ③ 保険契約者または死亡給付金受取人は、死亡給付金の支払事由が発生したことを知ったときには、当会社に通知してください。この場合、死亡給付金受取人はすみやかに当会社の定める書類^③を提出して死亡給付金を請求してください。



「当会社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第8条 給付金の支払いの場所と時期

- ① 給付金は、第7条第①項から第③項に定める請求書類が当会社に到達した日の翌営業日からその日を含めて5営業日以内に当会社の本社で支払います。この請求書類が当会社に到達した日を、当社が請求を受けた日とします（以下、「請求日」といいます。）。
- ② 給付金を支払うために確認が必要な次の各号に掲げる場合において、保険契約の締結時から給付金請求時まで当会社に提出された書類だけでは確認ができないときは、それぞれ当該各号に定める事項の確認^①を行いません。この場合には、第①項の規定にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めて45日を経過する日とします。

号	確認が必要な場合	確認する事項
1	給付金の支払事由発生の有無の確認が必要な場合	第3条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払い）、第4条（集中治療給付金の支払い）、第5条（手術給付金の支払い）または第6条（死亡給付金の支払い）に定める支払事由発生の有無
2	給付金支払いの免責事由に該当する可能性がある場合	給付金の支払事由が発生した原因
3	告知義務違反に該当する可能性がある場合	当社が告知を求めた事項および告知義務違反に至った原因
4	この約款に定める重大事由、詐欺または不法取得目的に該当する可能性がある場合	第2号および第3号に定める事項、第21条（重大事由による解除）第①項第4号アからオまでに該当する事実の有無または保険契約者、被保険者もしくは給付金の受取人の保険契約締結の目的もしくは給付金請求の意図に関する保険契約の締結時から給付金請求時までにおける事実

第7条 備考

① 当社所定の災害入院給付金、疾病入院給付金または集中治療給付金請求書、請求権者であることを証明する書類（被保険者の住民票等）、災害入院給付金、疾病入院給付金または集中治療給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

② 当社所定の手術給付金請求書、請求権者であることを証明する書類（被保険者の住民票等）、手術給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

③ 当社所定の死亡給付金請求書、請求権者であることを証明する書類（死亡給付金受取人の印鑑証明書等）、死亡給付金の支払事由が生じたことを証する書類（医師による診断書等）、その他の請求手続きに必要な書類のうち、当社が提出を求めるものとします。

第8条 備考

① 当社の指定した医師による診断および当社指定の検査を含みます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ③ 第②項の確認をするため、次の各号に掲げる事項についての特別な照会や調査が不可欠な場合には、第①項および第②項にかかわらず、給付金を支払うべき期限は、請求日の翌営業日からその日を含めてそれぞれ次の各号に定める日数^②を経過する日とします。

号	確認する事項	特別な照会や調査の内容	日数
1	第②項第2号から第4号	弁護士法（昭和24年法律第205号）にもとづく照会その他の法令にもとづく照会	180日
2	第②項第1号、第2号または第4号	研究機関等の専門機関による医学または工学等の科学技術的な特別の調査、分析または鑑定	180日
3	第②項第1号、第2号または第4号	保険契約者、被保険者または給付金の受取人を被疑者として、捜査、起訴その他の刑事手続が開始されたことが報道等から明らかである場合における、第②項第1号、第2号または第4号に定める事項に関する、送致、起訴、判決等の刑事手続の結果についての警察、検察等の捜査機関または裁判所に対する照会	180日
4	第②項各号	日本国外における調査	180日

- ④ 第②項および第③項に掲げる必要な事項の確認に際し、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が正当な理由なく当該確認を妨げ、またはこれに応じなかったとき^③は、当社は、これにより当該事項の確認が遅延した期間の遅滞の責任を負わず、その間は給付金を支払いません。
- ⑤ 第②項または第③項の確認を行なう場合には、当社は、給付金を請求した者に、その旨を通知します。

第9条 積立金の支払い

- ① 次のいずれかの事由によって死亡給付金を支払わない場合には、当社は、保険契約の積立金^①を保険契約者に支払います。
- 責任開始時^②の属する日から、3年以内における被保険者の自殺
 - 死亡給付金受取人の故意
 - 戦争その他の変乱
- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、積立金^①を請求してください。
- ③ 積立金^①の支払いにあたっては、第8条（給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当社の定める書類」

「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第8条 備考

- ② 第1号から第4号のうち複数に該当する場合であっても、180日とします。

- ③ 当社の指定した医師による必要な診断および当社指定の検査に応じなかったときを含みます。

第9条 備考

- ① 当社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。
- ② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

3 保険料について

第10条 保険料の払込み

第10条 備考

① 保険料払込の保険料期間、払込期月および猶予期間は次表のとおりとします。

保険料払込方法 (回数)	保険料期間	払込期月	猶予期間
新年掛	契約日または年単位の契約 応当日から次の年単位の契 約応当日 ^① の前日まで	契約日または年単位の契 約応当日の属する月の1 日から末日までの期間	払込期月の翌 月1日から
新半年掛	契約日または半年単位の契 約応当日から次の半年単位 の契約応当日の前日まで	契約日または半年単位の 契約応当日の属する月の 1日から末日までの期間	翌々月の契約 応当日まで ^②
月掛	契約日または月単位の契約 応当日から次の月単位の契 約応当日の前日まで	契約日または月単位の契 約応当日の属する月の1 日から末日までの期間	払込期月の翌 月1日から末 日まで

① 契約応当日がない月の場合
には、その月の末日を契約応
当日とします。

② 払込期月の契約応当日が2
月、6月、11月の各末日の場
合には、それぞれ4月、8月、
1月の各末日までとします。

- ② 保険料は、第①項の保険料期間に対応する保険料として、保険料払込期間中、保険料払込方法（経路）（第11条）にしたがい、第①項の払込期月内に払い込んでください。
- ③ 第2回以後の保険料がその払込期月の契約応当日^①の前日までに払い込まれ、かつ、その日までに保険契約が消滅したときには、当社は、その払い込まれた保険料を保険契約者^③に払い戻します。
- ④ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、保険料払込方法（回数）に応じて、次のとおり取り扱います。

③ 死亡給付金を支払うときは
死亡給付金受取人とします。

保険料払込方法 (回数)	すでに払い込まれた保険料の取扱い
新年掛	保険契約が消滅した日または保険料の払込みを要しなくなった日後、最初に到来する月単位の契約応当日 ^① から保険料期間の末日までの月数に対応する、当社の定める方法により計算した保険料を保険契約者 ^③ に払い戻します。なお、保険料の払込みが免除された後に保険契約が消滅したときは、この取扱いはありません。
新半年掛	
月掛	払い込まれた保険料は払い戻しません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第11条 保険料払込方法（経路）

- ① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。ただし、選択できる保険料払込方法（経路）が、当会社の定めにより、次のうちの一部のみとなることがあります。

保険料払込方法（経路）	
店頭扱い	当会社の本社または当会社の指定した場所に持参して払い込む方法
送金扱い	金融機関等の当会社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
口座振替扱い ^①	当会社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
集団扱い ^①	所属団体（その事業所を含みます。以下同じ。）を通じ払い込む方法（所属団体と当社との間に集団扱いに関する契約等が締結されている場合に限ります。）
クレジットカード払扱い ^①	当会社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

- ② 保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の保険料払込方法（経路）を変更することができます。
- ③ 口座振替扱い、集団扱いまたはクレジットカード払扱いの保険契約の場合、その保険料払込方法（経路）によって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を他の方法に変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第12条 保険料が払い込まれない間に給付金の支払事由が発生した場合の取扱い

- ① 保険料が払い込まれないまま、その払込期月の契約応当日^①以後、猶予期間（第10条第①項）の満了する日までに災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金、手術給付金または死亡給付金の支払事由が発生したときには、当会社は、それらの給付金からすでに到来している保険料期間（第10条第①項）^②に対応する未払込保険料を差し引きます。
- ② 第①項の場合に、各給付金^③が差し引くべき未払込保険料より少額るときには、保険契約者は、その未払込保険料を払い込んでください。その未払込保険料が猶予期間（第10条第①項）の満了する日までに払い込まれない場合には、当会社は、給付金を支払いません。

第13条 猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い

- ① 第1回保険料がその払込期月（第10条第①項）内に払い込まなかった場合、当会社は、次の各号に定める事項を保険契約者に通知します。
1. 猶予期間（第10条第①項）の満了日までに第1回保険料の払込みを要すること
 2. 猶予期間の満了日までに第1回保険料が払い込まなければ猶予期間の満了日の翌日に保険契約が解除となること
- ② 第1回保険料が払い込まれないまま、その猶予期間（第10条第①項）が経過したときには、保険契約は、猶予期間の満了日の翌日に、将来に向かって解除となります。
- ③ 第2回以後の保険料が払い込まれないまま猶予期間（第10条第①項）が経過したときには、保険契約は、猶予期間（第10条第①項）の満了日の翌日から効力を失います（以下、「失効」といい、保険契約が失効した日を「失効日」といいます。）。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第11条 備考

- ① 口座振替扱い、集団扱いまたはクレジットカード払扱いを選択する場合、当会社の定める特約の付加を要します。

第12条 備考

- ① 第1回保険料が払い込まれないときは契約日とします。また、契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- ② 保険料期間の初日が到来しているものをいいます。
- ③ 複数の給付金がある場合にはその合計額とします。

- ④ 第③項の場合、保険契約者は、返戻金（第24条）を請求することができます。
- ⑤ 保険契約が失効した場合であっても、保険契約者が、失効取消可能期間^①中に未払込保険料^②を払い込んだときには、第③項の規定にかかわらず、失効日にさかのぼって、保険契約は失効しなかったものとします。ただし、保険契約者が、第④項の規定により返戻金を請求したときには、この取扱いはしません。
- ⑥ 失効取消可能期間中に、保険契約が失効していなければ給付金の支払事由が発生していた場合で、第⑤項の規定により失効が取り消されたときには、当会社は、給付金を支払います。この場合、第8条第①項に定める請求日が失効の取消日^③よりも前であったときには、失効の取消日を請求日として取り扱います。

第14条 保険契約の復活

- ① 契約日が2023年10月1日以前の保険契約の場合には、保険契約者は、第13条（猶予期間内に保険料の払込みがない場合の取扱い）第③項の規定によって保険契約が効力を失った日から3カ月以内であれば、被保険者の同意を得て、保険契約の復活を請求することができます。この場合、被保険者に関する告知を要し、次の規定を適用します。ただし、保険契約者が返戻金（第24条）を請求した後は、保険契約の復活を請求することはできません。
 - 1. 第18条（告知義務）
 - 2. 第19条（告知義務違反による解除）
 - 3. 第20条（保険契約を解除できない場合）
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約の復活を請求できるのは、第13条に定める失効取消可能期間^①の満了日の翌日以降に限ります^②。
- ③ 保険契約者は、保険契約の復活を請求する場合には、当会社の定める書類を提出してください。
- ④ 当会社が保険契約の復活を承諾したときには、保険契約者は、未払込保険料を当会社の指定した期日までに当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。
- ⑤ 復活した保険契約の保障が開始する時は、当会社が第④項に定める金額を受け取った時^③とします。この場合、保障が開始する日を復活日とします。

- 「当会社の定める書類」**
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています
- 「当会社の定める率の利息」**
お取扱いの際の率によります

第15条 保険料の前納および一括払い

- ① 保険契約者は、当会社の定める取扱いの範囲内で、次により保険料を前納または一括払いすることができます。

	保険料払込方法 (回数)	対象となる 保険料	割引きの扱い
前納	新年掛および 新半年掛	将来の保険料 2カ年分以上	1年以内に到来する契約応当日 ^① の保険料を除いて、当会社の定める率の割引きをします。
一括払い	月掛	当月分以後の 保険料	一括払いされる保険料が3カ月分以上であるときには、当会社の定める方法による割引きをします。また、一括払いされる保険料が2カ年分以上である場合には、12カ月分をこえる保険料について、前納の場合の率による割引きをします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第13条 備考

- ① 失効日からその日を含めて2カ月間とします。たとえば、失効日が3月1日の場合、3月1日から4月30日までの期間をいいます。
- ② 保険契約がそれ以後継続することのない事由（被保険者の死亡等）が失効取消可能期間中に発生した場合は、その事由が発生した日の属する月までの未払込保険料とします。
- ③ 第⑤項の規定により未払込保険料が払い込まれた日をいいます。以下同じ。

第14条 備考

- ① 失効日からその日を含めて2カ月間とします。たとえば、失効日が3月1日の場合、3月1日から4月30日までの期間をいいます。
- ② 保険契約者は、第①項の規定にかかわらず、失効取消可能期間中は、保険契約の復活を請求することはできません。
- ③ 当会社の指定するデビットカードにより第④項に定める金額を払い込む場合は、当会社所定のカードリーダー（端末機）で決済処理が完了した時をいいます。

第15条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

- ② 第①項の規定によって割引かれた、次の保険料前納金または保険料一括払金の部分は、当会社の定める率の利息を付けて当会社に積み立てておき、その払込期月の契約応当日^①ごとに保険料の払込みに充当します。
1. 保険料前納金のうち、1年以内に到来する契約応当日の保険料を除いた部分
 2. 保険料一括払金のうち、12カ月分をこえる保険料の部分
- ③ 保険契約が消滅した場合または保険料の払込みを要しなくなった場合、保険料前納金または保険料一括払金の残金があるときには、これを保険契約者^②に払い戻します。



「当会社の定める率の割引き」「当会社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります

4 社員配当（保険契約者への配当）について

第16条 社員配当金の計算

当会社は、毎事業年度末に、定款の規定によって積み立てた社員配当準備金のうちから、保険業法および同法にかかる命令にもとづき、主務官庁に報告した方法により、支払うべき社員配当金を計算します。

第17条 社員配当金の支払い

- ① 当会社は、利差配当の社員配当金を次表のとおり支払います。この場合、第4号に該当する保険契約については、第3号に該当する保険契約より下回る金額とします。

号	対象となる保険契約	支払いの方法
1	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に契約日 ^① から5年ごとの年単位の契約応当日 ^② (以下「5年ごと応当日」といいます。)が到来しその日に継続している保険契約。ただし、その契約応当日の前日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。	社員配当金の計算を行なった次の事業年度の5年ごと応当日から、当会社の定める率の利息を付けて積み立てておき、保険契約者から請求があったときまたは保険契約が消滅したとき ^③ にその元利合計額を現金で支払います。
2	社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に保険期間が満了した保険契約。ただし、保険期間の満了日までの保険料が払い込まれている場合に限りです。	
3	契約日 ^① から1年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に発生した死亡給付金の支払事由により死亡給付金を支払うべき保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日 ^② から起算して1年以内に発生した死亡給付金の支払事由により死亡給付金を支払うべき保険契約は除きます。	現金で支払います。 ただし、保険契約が更新された場合(第25条)は、第1号の規定に準じて更新日から積み立て、更新日以後第1号の規定を適用します。
4	契約日 ^① から2年をこえて継続し、かつ、社員配当金の計算を行なった次の事業年度中に前号以外の事由により消滅した保険契約。ただし、直前の5年ごと応当日から起算して1年以内に消滅した保険契約は除きます。	

- ② 当会社は、第①項に定める社員配当金とは別に、契約日から所定年数を経過した保険契約に対して、社員配当金を支払うことがあります。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第15条 備考

- ① 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- ② 死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人とします。

第17条 備考

- ① 保険契約が更新された場合(第25条)は、更新日とします。
- ② 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。
- ③ 保険契約が更新された場合(第25条)を除きます。

- ③ 社員配当金は、保険契約者^①に支払います。
- ④ 社員配当金の受取人は、当会社の定める書類を提出して、社員配当金を請求してください。
- ⑤ 社員配当金の支払いにあたっては、第8条（給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当会社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります



「当会社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第17条 備考

- ④ 死亡給付金を支払うときは死亡給付金受取人に支払います。

5 告知義務と重大事由による解除について**第18条 告知義務**

当会社が、保険契約の締結または復活（第14条）の際、支払事由の発生の可能性に関する重要な事項のうち所定の書面で告知を求めた事項について、保険契約者または被保険者^①は、その書面で告知してください。ただし、当会社の指定する医師が口頭で質問した事項については、その医師に口頭で告知してください。

第18条 備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第19条 告知義務違反による解除

- ① 保険契約者または被保険者^①が、故意または重大な過失によって、第18条（告知義務）の規定により当会社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げた場合には、当会社は、将来に向けて保険契約を解除することができます。
- ② 当会社は、給付金の支払事由が発生した後においても、第①項の規定により保険契約を解除することができます。この場合には、給付金を支払いません。また、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。ただし、保険契約者、被保険者または死亡給付金受取人が、給付金の支払事由の発生が解除の原因となった事実に基づかないことを証明したときには、給付金を支払います。
- ③ 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないません。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または死亡給付金受取人に通知します。
- ④ 死亡給付金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうち1人に対して行なった通知はその他の死亡給付金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当会社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第24条）があるときはこれを保険契約者に支払います。

第19条 備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第20条 保険契約を解除できない場合

- ① 当会社は、次のいずれかの場合には、第19条（告知義務違反による解除）の規定による保険契約の解除をすることができません。
 1. 当会社が、保険契約の締結または復活（第14条）の際、解除の原因となる事実を知っていたとき、または過失によって知らなかったとき
 2. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者^①が告知（第18条）をすることを妨げたとき
 3. 保険媒介者が、保険契約者または被保険者^①に対し、告知（第18条）をしないうことを勧めたとき、または事実でないことを告げることを勧めたとき
 4. 当会社が、保険契約の締結または復活（第14条）後、解除の原因となる事実を知

第20条 備考

- ① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

り、その事実を知った日から1カ月が経過したとき

5. 保険契約が責任開始時^②の属する日から2年をこえて有効に継続したとき。ただし、次のいずれかに該当した場合を除きます。

ア. 責任開始時の属する日から2年以内に解除の原因となる事実に基づいて給付金の支払事由が生じていた場合

イ. 責任開始時に発生した解除の原因となる事実が責任開始時以後に発生していたのであれば、責任開始時の属する日から2年以内に給付金の支払事由が生じていた場合

② 第①項第2号および第3号の規定は、当該各号に規定する保険媒介者の行為がなかったとしても、保険契約者または被保険者^①が、第18条（告知義務）の規定により当社が告知を求めた事項について、事実を告げなかったかまたは事実でないことを告げたと認められるときは、適用しません。

第21条 重大事由による解除

① 当社は、次の各号のいずれかに定める事由が生じた場合には、この保険契約を将来に向けて解除することができます。

1. 以下の給付金を詐取^{さしゆ}する目的または他人に詐取させる目的で、以下のいずれかの者が事故招致^①をした場合

給付金	事故招致した者
この保険契約の災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金および手術給付金	保険契約者 被保険者 給付金の受取人
死亡給付金 ^②	保険契約者 死亡給付金受取人

2. この保険契約の以下の給付金の請求に関し、以下の者に詐欺行為^③があった場合

給付金	詐欺行為を行なった者
災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金および手術給付金	給付金の受取人
死亡給付金	死亡給付金受取人

3. 他の保険契約との重複によって、被保険者にかかる給付金額等の合計額が著しく過大であって、保険制度の目的に反する状態がもたらされるおそれがある場合

4. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が、次のいずれかに該当する場合

ア. 暴力団、暴力団員^④、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること

イ. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること

ウ. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること

エ. 保険契約者または給付金の受取人が法人の場合、反社会的勢力がその法人の経営を支配し、またはその法人の経営に実質的に関与していると認められること

オ. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること

5. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者、被保険者または給付金の受取人に対する信頼を損ない、この保険契約を継続することを期待しえない第1号から第4号までに掲げる事由と同等の事由がある場合

ア. 他の保険契約が重大事由により解除されること

イ. 保険契約者、被保険者または給付金の受取人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

第20条 備考

② 第1条（保障の開始）の規定により保障が開始する時をいいます。復活が行なわれた場合は、第14条（保険契約の復活）の規定により保障が開始する時をいいます。

① 満15歳未満のときはその親権者を含みます。

第21条 備考

① 事故招致の未遂を含みます。

② 他の保険契約の死亡保険金を含み、保険種類および給付の名称の如何を問いません。

③ 詐欺行為の未遂を含みます。

④ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 当社は、給付金の支払事由が発生した後においても、第①項の規定によりこの保険契約を解除することができます。この場合には、第①項各号に定める事由の発生時以後に生じた支払事由による給付金^⑤の支払いをしません。また、この場合に、すでに給付金を支払っていたときにはその返還を求めることができます。
- ③ 本条の規定による保険契約の解除は、保険契約者に対する通知によって行ないます。ただし、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、被保険者または給付金の受取人に通知します。
- ④ 死亡給付金受取人に解除の通知を行なうときには、当社がそのうちの1人に対して行なった通知はその他の死亡給付金受取人に対してもその効力を有するものとします。
- ⑤ 当社は、保険契約を解除した場合に、返戻金（第24条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ⑥ 第⑤項の規定にかかわらず、当社は、第①項第4号の規定によりこの保険契約を解除した場合で、給付金の一部の受取人に対して第②項の規定を適用し給付金を支払わないときは、この保険契約のうち支払われない給付金に対応する部分については第⑤項の規定を適用し、その部分の返戻金（第24条）を保険契約者に支払います。

第21条 備考

- ⑤ 第①項第4号のみに該当した場合で、第①項第4号アからオまでに該当した者が、給付金の受取人のみであり、その受取人が給付金の一部の受取人であるときは、給付金のうち、その受取人に支払われるべき給付金をいいます。

6 解約・無効について

第22条 保険契約の解約

- ① 保険契約者は、いつでも将来に向かって保険契約を解約することができます。この場合、当社は、返戻金（第24条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ② 保険契約者は、保険契約を解約する場合には、当社の定める書類を提出してください。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第23条 詐欺による取消し、不法取得目的による無効

- ① 保険契約者、被保険者または給付金の受取人の詐欺により保険契約を締結または復活（第14条）したときには、当社は、保険契約を取り消すことができます。この場合、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。
- ② 保険契約者が給付金を不法に取得する目的または他人に給付金を不法に取得させる目的で保険契約を締結または復活（第14条）した場合には、保険契約を無効とし、すでに払い込まれた保険料は払い戻しません。

第24条 返戻金の支払い

- ① 保険契約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、保険料を払い込んだ年月数および経過した年月数により計算します。
- ② 保険契約者は、当社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。
- ③ 返戻金の場所と時期については、第8条（給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。
- ④ 第13条第③項の規定によってこの保険契約^①が失効した場合で、保険契約者から、失効日の属する月の翌月から起算して6カ月目の月の16日^②（以下、「自動送金日」といいます。）の前営業日までに返戻金の請求がないとき^③には、次のとおり取扱います。
1. 次のアおよびイのいずれも満たすときは、自動送金日に保険契約者から返戻金の請求があったものとみなして^④、第③項に規定される返戻金の支払いの場所に関する

第24条 備考

- ① 契約日が2023年10月2日以降の保険契約に限ります。
- ② たとえば、失効日が3月1日の場合、9月16日をいいます。
- ③ 返戻金の請求書類が当社に到達しなかったことをいいます。
- ④ 第②項に定める書類の提出を受けずに、返戻金の請求があったものとみなします。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

る定めにかかわらず、当社は、保険契約者名義の預貯金口座（本号アのaまたはbに規定される預貯金口座）への振込みによって返戻金を支払います。

ア. 次のいずれかの預貯金口座があること

- a. 保険契約者から返戻金の振込先として指定された預貯金口座
- b. この保険契約の保険料を「口座振替扱い」により払い込んでいた場合に、その振替口座として使用していた保険契約者名義の預貯金口座

イ. その他当社の定めた基準を満たすこと

2. 第1号に該当しない場合、保険契約者は、当社の定める書類を提出して、返戻金を請求してください。この場合、返戻金の支払いの場所と時期については、第8条（給付金の支払いの場所と時期）第①項の規定を準用します。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

7 保険契約の更新について

第25条 保険契約の更新

- ① 以下の条件を全て満たす場合には、保険契約者が保険期間の満了日の2カ月前までに保険契約を更新しない旨を通知しない限り、保険契約は、保険期間の満了日の翌日（以下「更新日」といいます。）に更新されるものとします。
 1. 更新日に当社がこの保険契約の締結を取り扱っていること
 2. 更新日における被保険者の年齢および更新後の保険契約の保険期間の満了日の翌日における被保険者の年齢が、いずれも当社の定める取扱いの範囲内におさまっていること
 3. 更新日の前日までの保険料が払い込まれていること
- ② 更新後の保険契約の第1回保険料は、更新日までに払い込んでください。この場合、保険料払込方法（回数）が新年掛および新半年掛の場合には、更新日の翌日から2カ月間、月掛の場合には、更新日の属する月の翌月末日までを、保険料払込みの猶予期間とし、第12条（保険料が払い込まれない間に給付金の支払事由が発生した場合の取扱い）の規定を準用します。ただし、猶予期間中にその保険料が払い込まれなかったときは、更新はなかったものとします。

③ 更新後の保険契約については、次に定めるところによります。

更新後の保険契約について	取扱い
基準入院給付金日額	更新前の保険契約の基準入院給付金日額と同一とします。ただし、更新前の保険契約の保険期間の満了日の2カ月前までに保険契約者から当社の定める書類による申出があれば、当社の定める金額の範囲内で、基準入院給付金日額を変更して更新することができます。
保険期間	更新前の保険契約の保険期間と同一とします。ただし、当社の定める方法により、保険期間を変更して更新されることがあります。
保険料	更新日における被保険者の年齢によって計算します。
次の各規定の適用 ・第3条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払い） ・第4条（集中治療給付金の支払い） ・第5条（手術給付金の支払い） ・第6条（死亡給付金の支払い） ・第20条（保険契約を解除できない場合）	更新前の保険期間と更新後の保険期間とは継続した保険期間として取り扱います。
給付金の支払限度の規定の適用 ・第3条（災害入院給付金および疾病入院給付金の支払い）第③項第1号 ・第4条（集中治療給付金の支払い）第③項第1号	更新前と更新後で支払日数を通算します。
普通保険約款および保険料率	更新日における普通保険約款および保険料率を適用します。

④ 保険契約の更新が行なわれた場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。

⑤ 更新時に当社がこの保険の締結を取り扱っていない場合は、更新の取扱いに準じて当社の定める他の保険を更新時に締結します。



被保険者の年齢の範囲

「しおり」の「ご契約の更新」をご参照ください

8 内容の変更について

第26条 保険料払込方法（回数）の変更

保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、保険料払込方法（回数）を変更することができます。

第27条 基準入院給付金日額の減額

- ① 保険契約者は、基準入院給付金日額を減額することができます。ただし、当社は、減額後の基準入院給付金日額が当社の定める限度を下回る減額は取り扱いません。
- ② 基準入院給付金日額が減額された場合には、保険契約は減額分だけ解約されたものとして取り扱います。この場合、当社は、返戻金（第24条）があるときはこれを保険契約者に支払います。
- ③ 保険契約者は、基準入院給付金日額の減額をする場合には、当社の定める書類を

提出してください。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

9 保険契約者・死亡給付金受取人の変更などについて

第28条 当会社への通知による死亡給付金受取人の変更

- ① 保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、被保険者の同意を得た上で、当会社に対する通知により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ② 保険契約者は、第①項の通知をする場合には、当会社の定める書類を当会社に提出してください。
- ③ 第①項の通知が当会社に到達する前に、変更前の死亡給付金受取人に給付金を支払ったときは、その支払い後に変更後の死亡給付金受取人から給付金の請求を受けても、当会社はこれを支払いません。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第29条 遺言による死亡給付金受取人の変更

- ① 第28条に定めるほか、保険契約者は、死亡給付金の支払事由が発生するまでは、法令上有効な遺言により、死亡給付金受取人を変更することができます。
- ② 第①項の死亡給付金受取人の変更は、被保険者の同意がなければ、その効力を生じません。
- ③ 第①項および第②項による死亡給付金受取人の変更は、保険契約者が死亡した後、保険契約者の相続人が当会社に通知しなければ、これを当会社に対抗することができません。
- ④ 保険契約者の相続人が第③項の通知をするときは、当会社の定める書類を当会社に提出してください。

第30条 死亡給付金受取人の死亡

- ① 死亡給付金受取人が支払事由の発生以前に死亡したときは、その法定相続人を死亡給付金受取人とします。
- ② 第①項の規定により死亡給付金受取人となった者が死亡した場合に、この者に法定相続人がいないときは、第①項の規定により死亡給付金受取人となった者のうち生存している他の死亡給付金受取人を死亡給付金受取人とします。
- ③ 第①項および第②項の規定により死亡給付金受取人となった者が2人以上いる場合、その受取割合は均等とします。

第31条 保険契約者の変更

- ① 保険契約者は、被保険者の同意および当会社の承諾を得て、保険契約上の一切の権利義務を第三者に承継させることができます。
- ② 第①項の場合には、保険契約者は、当会社の定める書類を提出してください。



「当社の定める書類」
「しおり」の「手続きに必要な書類一覧」に掲載しています

第32条 保険契約者または死亡給付金受取人の代表者

- ① 保険契約について保険契約者が2人以上いるときには、代表者1人を定めてください。この場合には、その代表者は、保険契約について他の保険契約者を代理するもの

とします。

- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険契約について当社が保険契約者の1人に対してした行為は、他の保険契約者に対しても効力を有するものとします。
- ③ 第①項および第②項の規定は、災害入院給付金、疾病入院給付金、集中治療給付金および手術給付金の受取人の相続人または死亡給付金受取人もしくはその相続人が2人以上いる保険契約において、それらの者が給付金を請求する場合に準用します。

第33条 保険契約者の連帯責任

保険契約について保険契約者が2人以上あるときには、各保険契約者は、連帯して保険契約上の責任を負うものとします。

第34条 保険契約者の住所等の変更

- ① 保険契約者が住所または通信先を変更したときには、直ちに当社の本社または当社の指定した場所に通知してください。
- ② 保険契約者が第①項の通知をしなかったときには、当社の知った最終の住所または通信先に発した通知は、保険契約者に到達したものとみなします。

10 その他

第35条 給付金の受取人による保険契約の存続

- ① 差押債権者、破産管財人その他の保険契約者以外の者で保険契約の解約をすることができる者（以下、「債権者等」といいます。）による保険契約の解約は、解約の通知が当社に到達した時から1カ月を経過した日に効力を生じます。
- ② 第①項の解約が通知された場合でも、通知の時に次各号のすべてを満たす給付金の受取人が、保険契約者の同意を得て、第①項の期間が経過するまでの間に、当該解約の通知が当社に到達した日に解約の効力が生じたとすれば当社が債権者等に支払うべき金額を債権者等に支払い、かつ、当社にその旨を通知したときは、第①項の解約はその効力を生じません。
 1. 保険契約者もしくは被保険者の親族または被保険者本人であること
 2. 保険契約者でないこと
- ③ 給付金の受取人は、第②項の通知をする場合には、当社の定める書類を当社に提出してください。
- ④ 第①項の解約の通知が当社に到達した日以後、その解約の効力が生じまたは第②項の規定により効力が生じなくなるまでに、死亡給付金の支払事由が生じ、当社が死亡給付金を支払うべきときは、その支払うべき金額の限度で、第②項本文の金額を債権者等に支払います。この場合、その支払うべき金額から債権者等に支払った金額を差し引いた残額を、死亡給付金受取人に支払います。

第36条 年齢の計算

被保険者の年齢は満年で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下のものは切り捨て、6カ月をこえるものは1年とします。

第37条 年齢または性別の誤りがあった場合の取扱い

- ① 保険契約の申込書に記載された被保険者の年齢に誤りがあった場合には、契約日およびその誤りが発見された日のいずれの日においても実際の年齢が当社の契約する年齢の範囲外のときには、当社は、保険契約を取り消すことができるものとし、そ

他のときには当会社の定める方法により実際の年齢に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。なお、取り消した場合には、すでに払い込まれた保険料を保険契約者に払い戻します。

- ② 保険契約の申込書に記載された被保険者の性別に誤りがあった場合には、当会社の定める方法により実際の性別に基づいて保険料を変更し、保険料の差額の精算を行ない、保険契約を継続させるものとします。

第38条 時効

給付金、返戻金（第24条）、積立金^①または社員配当金を請求する権利は、これらを使用することができる時から3年間行使しない場合には、時効によって消滅します。

第39条 法令等の改正に伴う保険契約の変更

公的医療保険制度の改正が行なわれた場合には、当会社は、主務官庁の認可を得て、この保険の支払事由を変更することがあります。支払事由を変更する場合、当会社はその旨を改正に関する法令の公布の日から6カ月以内にあらかじめ保険契約者に通知します。

第40条 法人契約特則の適用

保険契約者または死亡給付金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。）である場合には、法人契約特則を適用します。

第41条 契約日が平成22年3月1日以前の場合の特則

契約日が平成22年3月1日以前の場合には、保険料払込方法（回数）について、新年掛を年掛に、新半年掛を半年掛に読み替えたうえで、以下のとおりとします。

1. 第10条第④項を次のとおりに読み替えます。

④ 払い込んだ保険料に対応する保険料期間中に、保険契約が消滅したときまたは保険料の払込みを要しなくなったときには、その払い込まれた保険料は払い戻しません。

2. 第24条第①項を次のとおりに読み替えます。

① 保険契約が失効し、解除されまたは解約された場合の返戻金は、保険料を払い込んだ年月数により計算します。

第42条 契約日が平成26年4月1日以前の場合の特則

契約日が平成26年4月1日以前の場合には、第11条を次のとおりに読み替えます。

第11条 保険料払込方法（経路）

- ① 保険契約者は、次のいずれかの保険料払込方法（経路）を選択することができます。ただし、選択できる保険料払込方法（経路）が、当会社の定めにより、次のうちの一部のみとなることがあります。

第38条 備考

- ① 当会社の定める方法によって計算される保険契約に対する責任準備金のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

保険料払込方法（経路）	
店頭扱い	当社の本社または当社の指定した場所に持参して払い込む方法
送金扱い	金融機関等の当社の指定した口座に送金することにより払い込む方法
集金扱い	当社の派遣した集金人に払い込む方法（保険契約者の指定した集金先が当社の定めた地域内にある場合に限ります。）
口座振替扱い ^①	当社の指定した金融機関等の口座振替により払い込む方法
集団扱い ^①	所属団体（その事業所を含みます。以下同じ。）を通じ払い込む方法（所属団体と当社との間に集団扱いに関する契約等が締結されている場合に限ります。）
クレジットカード払扱い ^①	当社の指定するクレジットカード発行会社のクレジットカードにより払い込む方法

② 集金扱いの場合、払込期月内に払い込まなかった保険料は、猶予期間（第10条第①項）の満了する日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください^④。

③ 保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約について集金扱いの場合、猶予期間（第10条第①項）中の未払込保険料があるときは、その未払込保険料の払込みがあったのち、その猶予期間中に到来する契約応当日^⑤の保険料を集金します。

④ 保険契約者は、当社の定める取扱いの範囲内で、第2回以後の保険料の保険料払込方法（経路）を変更することができます。

⑤ 集金扱い、口座振替扱い、集団扱いまたはクレジットカード払扱いの保険契約の場合、その保険料払込方法（経路）によって保険料を払い込むことができなくなったときには、保険契約者は、保険料払込方法（経路）を他の方法に変更してください。変更を行なうまでの間の保険料については、当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第11条（読み替え後） 備考

① 口座振替扱い、集団扱いまたはクレジットカード払扱いを選択する場合、当社の定める特約の付加を要します。

② ただし、あらかじめ保険契約者から保険料払込みの用意の申出があったときは猶予期間中でも集金人を派遣します。

③ 契約応当日がない月の場合には、その月の末日を契約応当日とします。

第43条 電磁的方法による保険契約の申込み手続き等に関する特則

- ① 保険契約者または被保険者は、当社の承諾を得て、書面に代えて電磁的方法^①により、保険契約の申込みおよび告知をすることができるものとします。
- ② 第①項のほか、当社は、保険契約者、被保険者または給付金の受取人が当社に提出する書類について、書面に代えて電磁的方法^①により提出することを認めることがあります。

第43条 備考

① 電子情報処理組織を使用する方法その他の情報通信技術を利用する方法をいいます。

第44条 保険契約の内容変更等の効力

- ① 次の手続きの承諾の効力は、当社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
- 第14条（保険契約の復活）
 - 第31条（保険契約者の変更）
- ② 第①項各号の手続きの請求は、請求後に保険契約者が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。

（平成20年4月2日実施）
（令和6年4月2日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

別表1 対象となる不慮の事故

対象となる不慮の事故とは、表1によって定義づけられる急激かつ偶発的な外来の事故（ただし、疾病または体質的な要因を有する者が軽微な外因により発症またはその症状が悪化したときには、その軽微な外因は急激かつ偶発的な外来の事故とみなしません。）で、かつ、平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」に記載された分類のうち表2に定めるものをいいます（ただし、表2の「除外するもの」欄にあるものを除きます。）。

表1 急激、偶発、外来の定義

用語	定義
1. 急激	事故から傷害の発生までの経過が直接的で、時間的間隔のないことをいいます。（慢性、反復性、持続性の強いものは該当しません。）
2. 偶発	事故の発生または事故による傷害の発生が被保険者にとって予見できないことをいいます。（被保険者の故意にもとづくものは該当しません。）
3. 外来	事故が被保険者の身体の外部から作用することをいいます。（疾病や疾病に起因するもの等身体の内部に原因があるものは該当しません。）

表2 対象となる不慮の事故の分類項目（基本分類コード）

分類項目（基本分類コード）	除外するもの
1. 交通事故（V01～V99）	
2. 不慮の損傷のその他の外因（W00～X59）	・ 飢餓・渴
・ 転倒・転落（W00～W19）	
・ 生物によらない機械的な力への曝露 ^① （W20～W49）	・ 騒音への曝露（W42） ・ 振動への曝露（W43）
・ 生物による機械的な力への曝露（W50～W64）	
・ 不慮の溺死および溺水（W65～W74）	
・ その他の不慮の窒息（W75～W84）	・ 疾病による呼吸障害、 ^{えんげ} 嚥下障害、精神神経障害の状態にある者の次の誤嚥〈吸引〉 胃内容物の誤嚥〈吸引〉（W78） 気道閉塞を生じた食物の誤嚥〈吸引〉（W79） 気道閉塞を生じたその他の物体の誤嚥〈吸引〉（W80）
・ 電流、放射線ならびに極端な気温および気圧への曝露（W85～W99）	・ 高圧、低圧および気圧の変化への曝露（W94）（高山病など）
・ 煙、火および火災への曝露（X00～X09）	
・ 熱および高温物質との接触（X10～X19）	
・ 有毒動植物との接触（X20～X29）	
・ 自然の力への曝露（X30～X39）	・ 自然の過度の高温への曝露（X30）中の気象条件によるもの（熱中症、日射病、熱射病など）
・ 有害物質による不慮の中毒および有害物質への曝露（X40～X49） ^{②③}	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 無理ながんばり、旅行および欠乏状態（X50～X57）	・ 無理ながんばりおよび激しい運動または反復性の運動（X50）中の過度の肉体行使、レクリエーション、その他の活動における過度の運動 ・ 旅行および移動（X51）（乗り物酔いなど） ・ 無重力環境への長期滞在（X52）
・ その他および詳細不明の要因への不慮の曝露（X58～X59）	
3. 加害にもとづく傷害および死亡（X85～Y09）	
4. 法的介入および戦争行為（Y35～Y36）	・ 合法的処刑（Y35.5）
5. 内科的および外科的ケアの合併症（Y40～Y84）	・ 疾病の診断、治療を目的としたもの
・ 治療上の使用により有害作用を引き起こした薬物、薬剤および生物学的製剤（Y40～Y59）によるもの ^④	
・ 外科的および内科的ケア時における患者に対する医療事故（Y60～Y69）	
・ 治療および診断に用いて副反応を起こした医療用器具（Y70～Y82）によるもの	
・ 患者の異常反応または後発合併症を生じた外科的およびその他の医学的処置で、処置時には事故の記載がないもの（Y83～Y84）	

備考

- ^① 「曝露」とは、その環境にさらされることをいいます。
- ^② 洗剤、油脂およびグリース、溶剤その他の化学物質による接触皮膚炎ならびにサルモネラ性食中毒、細菌性食中毒（ブドウ球菌性、ボツリヌス菌性、その他および詳細不明の細菌性食中毒）およびアレルギー性・食事性・中毒性の胃腸炎、大腸炎は含まれません。
- ^③ 外用薬または薬物接触によるアレルギー、皮膚炎などは含まれません。

別表2 対象となる悪性新生物・上皮内新生物

対象となる悪性新生物・上皮内新生物とは、以下の1および2をいいます。

- 平成6年10月12日総務庁告示第75号に基づく厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月1日現在）に記載された分類項目中、表1の基本分類コードに規定される内容によるもので、かつ、厚生労働省大臣官房統計情報部編「国際疾病分類－腫瘍学 第3版」中、新生物の性状を表す第5桁コードが表2にあたるもの

表1 対象となる悪性新生物・上皮内新生物の基本分類コード

分類項目	基本分類コード
口唇、口腔および咽頭の悪性新生物	C00－C14
消化器の悪性新生物	C15－C26
呼吸器および胸腔内臓器の悪性新生物	C30－C39
骨および関節軟骨の悪性新生物	C40－C41
皮膚の黒色腫およびその他の皮膚の悪性新生物	C43－C44
中皮および軟部組織の悪性新生物	C45－C49
乳房の悪性新生物	C50
女性生殖器の悪性新生物	C51－C58
男性生殖器の悪性新生物	C60－C63
腎尿路の悪性新生物	C64－C68
眼、脳およびその他の中枢神経系の部位の悪性新生物	C69－C72
甲状腺およびその他の内分泌腺の悪性新生物	C73－C75
部位不明確、続発部位および部位不明の悪性新生物	C76－C80
リンパ組織、造血組織および関連組織の悪性新生物	C81－C96
独立した（原発性）多部位の悪性新生物	C97
上皮内新生物	D00－D09
性状不詳または不明の新生物 ^①	D37－D48
血液および造血器の疾患ならびに免疫機構の障害 ^②	D50－D89

備考

- たとえば、真正赤血球増加症＜多血症＞（D45）、骨髄異形成症候群（D46）、慢性骨髄増殖性疾患（D47.1）、本態性（出血性）血小板血症（D47.3）です。
- たとえば、ランゲルハンス細胞組織球症（D76.0）です。

表2 対象となる新生物の性状を表す第5桁コード

新生物の性状を表す第5桁コード
/2…上皮内癌 上皮内 非浸潤性 非侵襲性
/3…悪性、原発部位
/6…悪性、転移部位 悪性、続発部位
/9…悪性、原発部位または転移部位の別不詳

2. 平成31年4月2日以降に診断確定された子宮頸部、膣部、外陰部および肛門部の中等度異形成

(注) 国際対がん連合（UICC）の「TNM分類」が「T0」のものは、対象となる悪性新生物・上皮内新生物に含みません。

別表3 手術給付表

「手術」とは、治療を直接の目的とする下表の手術番号1～89を指します。ただし、次の①～③は手術にあたりません。

- ① 吸引、穿刺、洗浄などの「処置」
- ② 神経ブロック
- ③ 輸血・点滴

また、手術番号1～88においては、器具を用い、生体に切断、摘除、およびそれに準ずる操作を加えることをいいます。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額に対する給付倍率
		倍
S 皮膚・乳房の手術		
1.	植皮術 (25cm ² 未満は除く。)	10
2.	乳房切断術	10
S 筋骨の手術 (抜釘術は除く。)		
3.	骨移植術 (軟骨移植術は含まない。)	10
4.	骨髄炎・骨結核手術 (膿瘍の単なる切開は除く。)	10
5.	頭蓋骨観血手術 (鼻骨・鼻中隔を除く。)	10
	→ 注1 観血手術	
6.	鼻骨観血手術	10
	→ 注1 観血手術	
7.	上顎骨・下顎骨・顎関節観血手術 (歯・歯肉の処置に伴うものは含まない。)	10
	→ 注1 観血手術	
8.	脊椎 (椎骨・椎間板を含む)・骨盤観血手術	10
	→ 注1 観血手術	
9.	鎖骨・肩胛骨・肋骨・胸骨観血手術	10
	→ 注1 観血手術	
10.	四肢切断術 (手指・足指を除く。)	10
	→ 注2 手指・足指	
11.	切断四肢再接合術 (骨・関節の離断に伴うもの。)	10
12.	四肢骨・四肢関節観血手術 (手指・足指を除く。)	10
	→ 注1 観血手術 注2 手指・足指	
13.	筋・腱・靭帯観血手術 (手指・足指を除く。筋炎手術および筋・腱・靭帯に及ばない皮下軟部腫瘍の摘出術は含まない。)	10
	→ 注1 観血手術 注2 手指・足指	
S 呼吸器・胸部の手術		
14.	慢性副鼻腔炎根本手術	10
15.	喉頭観血手術 (咽頭・扁桃腺に対する手術は含まない。)	10
	→ 注1 観血手術	
16.	気管・気管支・肺・胸膜手術 (開胸術を伴うもの。)	10
	→ 注3 開胸術	
17.	胸郭形成術	10
18.	縦隔腫瘍摘出術	10
S 循環器・脾の手術		
19.	観血的血管形成術 (血液透析用外シャント形成術は除く。)	10
	→ 注1 観血手術	
20.	静脈瘤根本手術	10
21.	大動脈・大静脈・肺動脈・肺静脈・冠動脈手術 (開胸・開腹術を伴うもの。)	10
	→ 注3 開胸・開腹術	
22.	心膜切開・縫合術	10
23.	直視下心臓内手術	10
24.	体内用ペースメーカー埋込術 (電池交換を含む。)	10
25.	脾摘除術	10

手術給付表注

注1 観血手術

「観血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。
 なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「観血手術」として取扱います。

注2 手指・足指

「手指」とは、中手指節関節(ちゅうしゅしせつかんせつ)を含まない末梢(末節骨・中節骨・基節(きせつ)骨の一部)の部位をいいます。
 「足指」とは、中足指節関節(ちゅうそくしせつかんせつ)を含まない末梢(末節骨・中節骨・趾(し)骨・基節骨の一部)の部位をいいます。



注3 開頭術・開胸術・開腹術

「開頭術」とは頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる観血手術をいいます。なお頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含まれます。
 「開胸術」とは胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお胸膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。
 「開腹術」とは腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお腹膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額に対する給付倍率
		倍
S 消化器の手術		
26.	耳下腺腫瘍摘出術	10
27.	顎下腺腫瘍摘出術	10
28.	食道離断術	10
29.	胃切除術	10
30.	その他の胃・食道手術（開胸・開腹術を伴うもの。）	10
	→ 注3 開胸・開腹術	
31.	腹膜炎手術	10
32.	肝臓・胆嚢・胆道・膵臓観血手術	10
	→ 注1 観血手術	
33.	ヘルニア根本手術	10
34.	虫垂切除術・盲腸縫縮術	10
35.	直腸脱根本手術	10
36.	その他の腸・腸間膜手術（開腹術を伴うもの。）	10
	→ 注3 開腹術	
37.	痔瘻・脱肛・裂肛・痔核根本手術（根治を目的としたもの。）	10
S 尿・性器の手術		
38.	腎移植手術（受容者に限る。）	10
39.	腎臓・腎盂・尿管・膀胱観血手術（経尿道的操作は除く。）	10
	→ 注1 観血手術	
40.	尿道狭窄観血手術（経尿道的操作は除く。）	10
	→ 注1 観血手術	
41.	尿管閉鎖観血手術（経尿道的操作は除く。）	10
	→ 注1 観血手術	
42.	陰茎切断術	10
43.	睾丸・副睾丸・精管・精索・精嚢・前立腺手術	10
44.	陰嚢水腫根本手術	10
45.	子宮広汎全摘除術（単純子宮全摘などの子宮全摘除術は除く。）	10
46.	子宮頸管形成術・子宮頸管縫縮術	10
47.	帝王切開娩出術	10
48.	子宮外妊娠手術	10
49.	子宮脱・膣脱手術	10
50.	その他の子宮手術（子宮頸管ポリープ切除術・人工妊娠中絶術を除く。）	10
51.	卵管・卵巢観血手術（経腔的操作は除く。）	10
	→ 注1 観血手術	
52.	その他の卵管・卵巢手術	10
S 内分泌器の手術		
53.	下垂体腫瘍摘除術	10
54.	甲状腺手術	10
55.	副腎摘除術	10
S 神経の手術		
56.	頭蓋内観血手術	10
	→ 注1 観血手術	
57.	神経観血手術（形成術・移植術・切除術・減圧術・開放術・捻除術。）	10
	→ 注1 観血手術	
58.	観血的脊髄腫瘍摘出手術	10
	→ 注1 観血手術	
59.	脊髄硬膜内外観血手術	10
	→ 注1 観血手術	

手術給付表注

注1 観血手術

「観血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。
 なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「観血手術」として取扱います。

注3 開頭術・開胸術・開腹術

「開頭術」とは頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる観血手術をいいます。なお頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含まれます。
 「開胸術」とは胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお胸膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。
 「開腹術」とは腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお腹膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額 に対する給付倍率
倍		
S 感覚器・視器の手術		
60.	眼瞼下垂症手術	10
61.	涙小管形成術	10
62.	涙嚢鼻腔吻合術	10
63.	結膜嚢形成術	10
64.	角膜移植術	10
65.	観血的前房・虹彩・硝子体・眼窩内異物除去術	10
	→注1 観血手術	
66.	虹彩前後癒着剝離術	10
67.	緑内障観血手術	10
	→注1 観血手術	
68.	白内障・水晶体観血手術	10
	→注1 観血手術	
69.	硝子体観血手術	10
	→注1 観血手術	
70.	網膜剝離症手術	10
71.	レーザー・冷凍凝固による眼球手術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
72.	眼球摘除術・組織充填術	10
73.	眼窩腫瘍摘出術	10
74.	眼筋移植術	10
S 感覚器・聴器の手術		
75.	観血的鼓膜・鼓室形成術（鼓膜切開術・チュービング術は含まない。）	10
	→注1 観血手術	
76.	乳様洞削開術	10
77.	中耳根本手術	10
78.	内耳観血手術	10
	→注1 観血手術	
79.	聴神経腫瘍摘出術	10
S 悪性新生物の手術		
80.	悪性新生物根治手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	10
	→注4 悪性新生物根治手術	
81.	悪性新生物温熱療法（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
82.	その他の悪性新生物手術（ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる手術は除く。）	10
S 上記以外の手術		
83.	上記以外の開頭術	10
	→注3 開頭術	
84.	上記以外の開胸術	10
	→注3 開胸術	
85.	上記以外の開腹術	10
	→注3 開腹術	
86.	衝撃波による体内結石破砕術（施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10
87.	ファイバースコープまたは血管・バスケットカテーテルによる脳・喉頭・胸・腹部臓器手術（検査・処置は含まない。施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。）	10

手術給付表注

注1 観血手術

「観血手術」とは、臓器に切開を加えて直視下で行なう手術をいいます。
 なお、「腹腔鏡下」「胸腔鏡下」「関節鏡下」に行なわれる手術も「観血手術」として取扱います。

注3 開頭術・開胸術・開腹術

「開頭術」とは頭蓋骨を開き、硬膜を露出、切開して行なわれる観血手術をいいます。なお頭蓋骨を開くことを伴う診断・検査も含まれます。
 「開胸術」とは胸膜を切開して胸腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお胸膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。
 「開腹術」とは腹膜を切開して腹腔内臓器に対して行なわれる観血手術をいいます。なお腹膜の切開を伴う診断・検査も含まれます。

注4 悪性新生物根治手術

手術番号80の「悪性新生物根治手術」とは、悪性新生物組織の完全な除去を目的として行なう観血手術で、原発病巣を含めてその周囲組織を広範に切除し、転移の可能性のあるリンパ節を郭清（かくせい）する手術をいいます。再発・転移病巣に対する手術については、悪性新生物根治手術には該当しません（手術番号82の「その他の悪性新生物手術」とします）。

手術番号	手術の種類	基準入院給付金日額 に対する給付倍率
倍		
S 新生物放射線照射		
88.	新生物放射線照射(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	10
S その他の入院時手術		
89.	次のすべてを満たす手術(施術の開始日から60日の間に1回の給付を限度とする。)	5
	→ 注5 その他の入院時手術	
	(1) 入院日数が1日以上入院中に受けた手術	
	(2) 手術の直接の原因が入院の原因と同一	
	(3) 公的医療保険制度に基づく診療報酬点数表によって手術料が算定される手術	
	(4) 手術番号1～88以外の手術	

手術給付表注

注5 その他の入院時手術

「その他の入院時手術」の用語の定義は以下のとおりとします。

- ① 「入院」
「入院」とは、第3条備考①によります。
- ② 「入院日数が1日」
「入院日数が1日」とは、第3条備考⑤によります。
- ③ 「公的医療保険制度」
「公的医療保険制度」とは、次のいずれかの法律に基づく医療保険制度をいいます。
 - (1) 健康保険法
 - (2) 国民健康保険法
 - (3) 国家公務員共済組合法
 - (4) 地方公務員等共済組合法
 - (5) 私立学校教職員共済法
 - (6) 船員保険法
 - (7) 高齢者の医療の確保に関する法律
- ④ 「診療報酬点数表」
「診療報酬点数表」とは、手術を受けた時点において、厚生省告示および厚生労働省告示に基づき定められている診療報酬点数表をいいます。

別表4 異常分娩のための入院

「異常分娩のための入院」とは、出産を目的とした入院のうち、異常分娩のために必要となった入院をいいます。

また「異常分娩」とは、平成6年10月12日総務庁告示第75号に定められた分類項目中下記のものとし、分類項目の内容については、厚生労働省大臣官房統計情報部編「疾病、傷害および死因統計分類提要ICD-10（2003年版）準拠」（平成18年1月1日現在）によるものとします。

なお、自然頭位分娩などの正常な分娩のための入院はお支払いの対象にはなりません。

分類項目	基本分類コード	例
自然骨盤位分娩	O80.1	骨盤位分娩（いわゆる逆子）
鉗子分娩および吸引分娩による単胎分娩	O81	鉗子分娩、吸引分娩
帝王切開による単胎分娩	O82	帝王切開分娩
その他の介助単胎分娩	O83	骨盤位牽出
多胎分娩	O84	いわゆる双子、三つ子

法人契約特則

第1条 特則の内容

この特則は、保険契約者または死亡給付金受取人が会社、官公署等の団体（団体の代表者を含みます。以下「団体等」といいます。）である場合の特別な取扱いについて定めたものです。

第2条 給付金の受取人

保険契約者および死亡給付金受取人が団体等である場合には、普通保険約款（保険契約に特約が付加されているときは普通保険約款およびその特約条項とします。以下同じ。）の規定により被保険者に支払われる給付金は、死亡給付金受取人に支払うこととし、これらの給付金の受取人を死亡給付金受取人以外の者に変更することはできません。

第3条 死亡給付金の請求手続き

団体等を保険契約者および死亡給付金受取人とし、その団体等から給与の支払いを受ける従業員を被保険者とする保険契約の場合、第1号または第2号のいずれかおよび第3号の書類も提出して死亡給付金を請求してください。ただし、遺族補償規程等に基づく死亡退職金または弔慰金等（以下「死亡退職金等」といいます。）の受給者が2人以上であるときは、そのうち1人についての書類で足りるものとします。

1. 被保険者または死亡退職金等の受給者が請求内容について確認した書類
2. 団体等が死亡給付金の全部またはその相当部分を死亡退職金等として被保険者または死亡退職金等の受給者に支払ったことを証する書類
3. 団体等が前2号の被保険者または死亡退職金等の受給者について本人であることを確認した書類

第4条 給付金を支払わない場合

給付金の支払事由が発生した場合に、保険契約者または死亡給付金受取人である法人の代表者（法人の代表権を有する者が複数のときは、その各人として。以下同じ。）に故意または重大な過失があるときは、これを保険契約者または死亡給付金受取人である法人の故意または重大な過失とみなし、普通保険約款の給付金を支払わない場合の規定を適用します。

第5条 保険契約者の告知義務

保険契約の締結または復活の際、それぞれの申込書または請求書にその法人の代表者として記名・押印した者またはその法人の役職員で保険契約者としての法人の職務を代行する権限を与えられている者が行なう告知は、普通保険約款に定める保険契約者の告知とみなします。

保険契約者代理特約条項

この特約の内容

主たる保険契約の保険契約者が、所定の手続きを行なうことができない特別な事情がある場合に、保険契約者に代わってあらかじめ指定した保険契約者代理人が行なうための取扱いについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この保険契約者代理特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
被保険者	この特約が付加される主契約の被保険者のことをいいます。
保険契約者代理人	第6条第①項に定める者
保険金等	保険金、給付金および年金などのことをいいます。

第2条 特約の付加

この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。ただし、保険契約者が会社、官公署等の団体^①である場合は、この特約を付加することができません。

第2条 備考

① 団体の代表者を含みます。

第3条 保険契約者代理人の指定および変更

- ① 保険契約者は、この特約を付加する際に、保険契約者代理人^①を指定するものとします。
- ② 保険契約者は、第①項の規定により指定した保険契約者代理人を変更することができます。この場合、当会社の承諾を得ることを要します。

第3条 備考

① 保険契約者代理人は1人とします。

第4条 保険契約者代理人による代理可能な手続き

保険契約者代理人が行なうことのできる代理可能な手続きは、次の各号の手続きとします。

1. 主約款および特約条項に定める保険契約者が行なうことのできる手続き。ただし、次の手続きは除きます。
 - ア. 告知を要する手続き。ただし、保険契約者と被保険者が同一人でない場合の保険契約の復活手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
 - イ. 後継年金受取人指定特約、年金移行特約等^①および年金支払特約の付加手続き
 - ウ. 保険契約者の変更手続き。ただし、被保険者と保険契約者代理人が同一人でない場合の、被保険者を新たな保険契約者とする変更手続きは、代理可能な手続きに含まれます。
 - エ. 保険契約者代理人の変更手続き
 - オ. 保険金等の受取人^②の変更手続き
 - カ. 後継年金受取人の変更手続き
 - キ. 保険契約者と被保険者が同一人である場合における、被保険者の同意を必要と

第4条 備考

① 年金移行特約（返戻金型）等を含みます。

② 死亡保険金受取人、満期保険金受取人などをいいます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

する手続き

2. 保険契約者と死亡保険金受取人^③が同一人である場合における死亡保険金等^④請求手続き^⑤
3. 保険契約者と満期保険金受取人が同一人である場合における満期保険金請求手続き^⑥
4. 保険契約者と年金受取人が同一人である場合における年金の請求手続き

第5条 保険契約者代理人による手続き

- ① この特約の付加日^①以後、第4条に定める保険契約者代理人による代理可能な手続きにあたって、保険契約者が手続きをすることができない次の各号に定める特別な事情があると当社が認める場合は、保険契約者代理人がその事情を示す書類その他所定の書類を提出して、保険契約者の代理人として手続きをすることができます。
 1. 保険契約者が手続きを行なう意思表示が困難である場合
 2. 保険契約者が傷病名や余命についての告知を受けていない場合^②
 3. その他前2号に準じる場合
- ② 第①項に基づき保険金や返戻金等の請求があった場合には、当社は保険契約者代理人に対し、保険金や返戻金等を支払うことができます。
- ③ 第②項の請求に基づき、当社が保険契約者代理人に対し保険金や返戻金等を支払った場合には、その後重複して保険金や返戻金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ④ 事実の確認に際し、保険契約者代理人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払い^④をしません。被保険者について当社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑤ 保険金や返戻金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

第6条 保険契約者代理人

- ① 保険契約者代理人は、手続き時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかに該当することを要します。
 1. 保険契約者の戸籍上の配偶者
 2. 保険契約者の直系血族
 3. 保険契約者の兄弟姉妹
 4. 保険契約者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険契約者のために手続きをする適切な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - ア. 第1号から第4号までの者以外の者^①で、保険契約者と同居している者
 - イ. 保険契約者から委任を受ける等により、保険契約者の財産の管理を行なっている者
- ② 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が、手続き時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受けることはできません。
 1. 未成年者
 2. 成年被後見人
 3. 破産者で復権を得ない者
- ③ 第①項の規定にかかわらず、保険契約者代理人が保険契約者を第5条第①項の各号の状態に故意に該当させた者である場合は、保険契約者代理人としての取扱いを受け

第4条 備考

- ③ 死亡給付金受取人、死亡時支払金受取人を含みます。
- ④ 死亡給付金などを含みます。
- ⑤ 支払方法として、すえ置支払いが選択された場合、すえ置かれた死亡保険金等または満期保険金の請求手続きは除きます。

第5条 備考

- ① 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約の保障を開始する日となります。
- ② 保険料の払込免除手続きをする場合に限りです。

- ③ 保険料の払込免除を含みます。

第6条 備考

- ① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

ることはできません。

- ④ 保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当した後、その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態にないと当社が認めた場合は、それ以後再度その保険契約者が第5条第①項各号に定める状態に該当するまでは、その保険契約者の保険契約者代理人は第4条に定める代理可能な手続きを行なうことはできません。

第7条 重大事由による特約の解除

当社は、保険契約者代理人が次の各号のいずれかに該当する場合には、この特約を将来に向かって解除することができます。

1. 暴力団、暴力団員^①、暴力団準構成員、暴力団関係企業その他の反社会的勢力（以下「反社会的勢力」といいます。）に該当すると認められること
2. 反社会的勢力に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められること
3. 反社会的勢力を不当に利用していると認められること
4. その他反社会的勢力と社会的に非難されるべき関係を有していると認められること
5. 次のアまたはイなどにより、当社の保険契約者代理人に対する信頼を損ない、この特約を継続することを期待しえない第1号から第4号に掲げる事由と同等の事由がある場合
 - ア. 主契約に付加されている他の特約または他の保険契約が重大事由により解除されること
 - イ. 保険契約者代理人が他の保険者との間で締結した保険契約または共済契約が重大事由により解除されること

第7条 備考

- ① 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者を含みます。

第8条 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

第9条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 保険契約者が死亡したとき
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
3. 保険契約者が変更されたとき
4. 保険契約者代理人が死亡したとき

第10条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

（令和5年6月1日実施）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

代理請求特約条項

この特約の内容

主たる保険契約の被保険者が受取人となる保険金等の支払事由が生じた場合で、その保険金等の受取人が保険金等を請求できない特別な事情がある場合に、保険金等の受取人に代わって所定の代理請求人が請求を行なうための取扱いについて定めたものです。

第1条 用語の定義

この代理請求特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
主契約	この特約が付加される主たる保険契約のことをいいます。
主約款	主契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
被保険者	この特約が付加される主契約の被保険者のことをいいます。
死亡保険金受取人	この特約が付加される主契約の死亡保険金受取人および死亡給付金受取人のことをいいます。
死亡保険金	「死亡保険金」には死亡給付金を含みます。
代理請求人	第5条第①項に定める者

第2条 特約の付加

この特約は、主契約の締結の際または主契約の締結後に、保険契約者の申出によって主契約に付加します。この場合、被保険者の同意および当会社の承諾を得ることを要します。ただし、死亡保険金受取人が会社、官公署等の団体^①である場合^②は、この特約を付加することができません。

第2条 備考

- ① 団体の代表者を含みます。
- ② 死亡保険金の一部の受取人である場合を含みます。

第3条 特約の対象となる保険金等

第4条の代理請求の対象となる保険金等（以下「保険金等」といいます。）は、主約款および主契約に付加されている特約に定める給付および保険料の払込免除のうち、次に定めるものとします。

1. 普通保険約款または特約条項において、被保険者が受取人として定められている給付（保険金、給付金および年金等を指します。以下同じ。）。なお、次の給付は含まれません。
 - ア. 支払方法として、すえ置支払いを選択し、すえ置かれた給付
 - イ. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険契約者が受取人となる給付
 - ウ. 保険契約者によって被保険者が受取人として指定されている給付
 - エ. 特約の被保険者が主契約の被保険者と異なる給付
2. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の保険料の払込免除
3. 本条で対象とする給付を支払う場合および保険料の払込免除をする場合に、その給付の受取人および保険契約者が受け取るべきもの

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第4条 代理請求人による保険金等の請求

- ① この特約の付加日^①以後、第3条に定める保険金等の請求にあたって、その受取人^②が保険金等を請求できない次の各号に定める特別な事情があると当社が認めるときは、代理請求人がその事情を示す書類他所定の書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
1. 保険金等の請求を行なう意思表示が困難である場合
 2. 傷病名や余命についての告知を受けていない場合
 3. その他前2号に準じる場合
- ② 第①項に基づき保険金等の請求があった場合には、当社は保険金等の受取人^②の代理人である代理請求人に対し、保険金等を支払うことができます。
- ③ 第①項の請求に基づき、当社が代理請求人に対し保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ④ 事実の確認に際し、代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払い^③をしません。被保険者について当社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑤ 保険金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

第5条 代理請求人

- ① 代理請求人は、保険金等の請求時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかを満たす死亡保険金受取人とします。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - ア. 第1号から第4号までの者以外の者^①で、被保険者と同居している者
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者
- ② 第①項の規定にかかわらず、死亡保険金受取人が、保険金等の請求時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
1. 未成年者
 2. 成年被後見人
 3. 破産者で復権を得ない者
- ③ 第4条第①項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
1. 第3条の保険金等の支払事由^②を故意に生じさせた者
 2. 保険金等の受取人がその保険金等を請求できない特別な事情を故意に招いた者
 3. 保険契約者が第3条第2号に定める保険料の払込免除を請求できない特別な事情を故意に招いた者
- ④ 保険契約者により指定されていた死亡保険金受取人が死亡した場合、その死亡保険金受取人の法定相続人（以下「法定相続人」といいます。）が、新たな代理請求人となることはありません。ただし、保険契約者が被保険者の同意を得て法定相続人を新たに死亡保険金受取人に指定した場合には、その法定相続人は本条にしたがって代理請求人となります。

第4条 備考

- ① 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、主契約の保障を開始する日となります。
- ② 第3条第2号に定める保険料の払込免除の場合は、保険契約者となります。

- ③ 保険料の払込免除を含みません。

第5条 備考

- ① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

- ② 第3条第2号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第6条 代理請求人となる死亡保険金受取人の代表者

- ① 第3条から第5条までに定める保険金等の請求の場合、第5条第①項各号のいずれかを満たす死亡保険金受取人が2人以上あるときには、代表者1人を定め、その代表者が、第4条の保険金等の代理請求をしてください。
- ② 第①項の代表者が定まらないときまたはその所在が不明であるときには、保険金等の代理請求について当会社が代理請求人の1人に対してした行為は、保険金等の受取人に対して効力を及ぼします。

第7条 特約の解約

保険契約者は、いつでも将来に向かってこの特約を解約することができます。

第8条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 被保険者が死亡したとき
2. 主契約が解約その他の事由によって消滅したとき
3. 死亡保険金受取人^①が会社、官公署等の団体^②に変更されたとき

第8条 備考

- ① 死亡保険金の一部の受取人を含みます。
- ② 団体の代表者を含みます。

第9条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第10条 養育年金付子ども保険に付加した場合の特則

この特約を、養育年金付子ども保険に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 主約款に定める「養育年金」は、第3条第1号に定める給付から除きます。
2. 第5条第①項を次のとおりに読み替えます。

① 代理請求人は、保険契約者とします。

第11条 教育資金付子ども保険および5年ごと利差配当付子ども保険に付加した場合の特則

① この特約を、契約日が平成4年1月5日以前の教育資金付子ども保険（型変更権有）または教育資金付子ども保険（型変更権無）に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 主契約に付加された養育年金特約に定める「死亡・障害一時金」および「養育年金」は、第3条第1号に定める給付から除きます。
2. 第5条第①項を次のとおりに読み替えます。

① 代理請求人は、保険契約者とします。

② この特約を、契約日が平成4年1月6日以後の教育資金付子ども保険（型変更権有）もしくは教育資金付子ども保険（型変更権無）、または5年ごと利差配当付子ども保険に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 第3条第2号を「2. 主契約に付加された養育年金特約に定める「障害一時金」

①②③…の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

および障害一時金の支払いを支払事由とする「養育年金」と読み替えます。

2. 第4条第④項中、「被保険者」とあるのは「保険契約者または被保険者」と読み替えます。
3. 第5条第①項を次のとおりに読み替えます。

- ① 代理請求人は、次に定めるとおりとします。
 1. 主約款および主契約に付加された特約に定める被保険者が受取人となる給付金については、保険契約者または承継保険契約者（ただし、保険契約者が請求できない場合に限り）とします。
 2. 主契約に付加された養育年金特約の障害一時金および養育年金については承継保険契約者

第12条 介護年金付終身保険に付加した場合の特則

この特約を介護年金付終身保険に付加した場合には、第3条に第4号として「4. 主契約の被保険者と介護年金受取人が同一人である場合の介護見舞金、介護給付金および介護年金」を加えます。

第13条 個人年金保険に付加した場合の特則

- ① この特約を個人年金保険に付加した場合には、主契約の年金開始日（以下「年金開始日」といいます。）以後については、次に定めるところによります。
 1. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第1条	用語「死亡保険金受取人」の定義 「この特約が付加される主契約の死亡保険金受取人および死亡給付金受取人のことをいいます。」	この特約が付加される主契約の年金受取人および死亡給付金受取人のことをいいます。
第2条 第7条	保険契約者	年金受取人
第8条	死亡保険金受取人 ^①	年金受取人および死亡給付金受取人（死亡保険金および年金の一部の受取人を含みます。）

2. 第4条および第5条を次のとおりに読み替えます。

第4条 指定代理請求人による保険金等の請求

- ① この特約を年金開始日前から付加している場合、年金受取人は、第1回の年金を請求する際に、被保険者の同意および当社の承諾を得て、第5条第①項各号に定める者の中から指定代理請求人を指定してください。この指定がない場合は、年金開始日の前日における主契約の死亡給付金受取人が指定代理請求人として指定されたものとみなします。
- ② この特約を年金開始日以後に付加する場合は、年金受取人は、被保険者の同意および当社の承諾を得て、あらかじめ指定代理請求人を指定してください。
- ③ 年金開始日以後、第3条に定める保険金等の請求にあたって、その受取人^①が保険金等を請求できない次の各号に定める特別な事情があると当社が認めるときは、指定代理請求人が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。

第4条(読み替え後) 備考

- ① 第3条第2号に定める保険料の払込免除の場合は、年金受取人となります。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

1. 保険金等の請求を行なう意思表示が困難である場合
2. 傷病名や余命についての告知を受けていない場合
3. その他前2号に準じる場合
- ④ 第③項に基づき保険金等の請求があった場合には、当社は保険金等の受取人^①の代理人である指定代理請求人に対し、保険金等を支払うことができます。
- ⑤ 第③項の請求に基づき、当社が指定代理請求人に対し保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ⑥ 事実の確認に際し、指定代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払い^②をしません。被保険者について当社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑦ 保険金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

第5条 指定代理請求人

- ① 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかの者であることを要します。
 1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると当社が認めたと者に限ります。
 - ア. 第1号から第4号までの者以外の者^①で、被保険者と同居している者
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者（会社、官公署等の団体^②を除く）
- ② 第①項の規定にかかわらず、指定代理請求人が、保険金等の請求時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
 1. 未成年者
 2. 成年被後見人
 3. 破産者で復権を得ない者
- ③ 第4条第③項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
 1. 第3条の保険金等の支払事由^③を故意に生じさせた者
 2. 保険金等の受取人がその保険金等を請求できない特別な事情を故意に招いた者
 3. 保険契約者が第3条第2号に定める保険料の払込免除を請求できない特別な事情を故意に招いた者
- ④ 当社は、主約款または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、年金受取人が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって年金受取人に通知できないときには、主約款または主契約に付加されている特約に定める通知先に通知し、正当な理由によってこれらの通知先のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知します。
- ⑤ 年金受取人^④は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し変更することができます。この場合には、年金受取人は、当社の定める書類を提出するこ

第4条(読み替え後) 備考

① 第3条第2号に定める保険料の払込免除の場合は、年金受取人となります。

② 保険料の払込免除を含みます。

第5条(読み替え後) 備考

① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

② 団体の代表者を含みます。

③ 第3条第2号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。

④ 年金受取人には、その承継者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

とを要します。

3. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第6条	死亡保険金受取人	年金受取人

- ② この特約を契約日が昭和58年4月1日以前の個人年金保険に付加した場合、主約款に定める「年金」は、第3条第1号に定める給付から除きます。
- ③ この特約を付加した個人年金保険に個人年金介護保障付年金移行特約が付加されている場合には、第3条に第4号として「4. 主契約の被保険者と特約年金受取人が同一人である場合の介護給付金、介護割増年金および介護割増年金と同じ年金支払日に支払われる特約年金」を加えます。
- ④ この特約を付加した個人年金保険に個人年金夫婦介護保障付年金移行特約が付加されている場合には、次に定めるところによります。

1. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第2条 第3条 第8条	被保険者	第1被保険者
本条第①項で読み替えた ・第4条 ・第5条		

2. 第3条に第4号として「4. 主契約の被保険者と特約夫婦年金受取人が同一人である場合の介護給付金、介護割増年金および介護割増年金と同じ年金支払日に支払われる特約年金」を加えます。

第14条

最終生存者終身保険または5年ごと利差配当付最終生存者終身保険に付加した場合の特則

この特約を最終生存者終身保険または5年ごと利差配当付最終生存者終身保険に付加した場合には、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第1条	用語「被保険者」の定義「主契約の被保険者」	主契約の被保険者Aおよび被保険者B
第3条	被保険者	最終被保険者、主契約の被保険者Aまたは被保険者B
第4条 および 第5条 第①項	被保険者	最終被保険者が受取人となる給付については「最終被保険者」
		主契約の被保険者Aが受取人となる給付については「主契約の被保険者A」
		主契約の被保険者Bが受取人となる給付については「主契約の被保険者B」

第15条

5年ごと利差配当付医療保険、5年ごと利差配当付新医療保険または5年ごと利差配当付女性医療保険に付加した場合の特則

この特約を5年ごと利差配当付医療保険、5年ごと利差配当付新医療保険または5年ごと利差配当付女性医療保険に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第1条	用語「死亡保険金受取人」の定義「この特約が付加される主契約の死亡保険金受取人および死亡給付金受取人のことをいいます。」	保険契約者
第8条	死亡保険金受取人 ^①	

2. 第4条および第5条を次のとおりに読み替えます。

第4条 指定代理請求人による保険金等の請求

- ① この特約の付加日^①以後、第3条に定める保険金等の請求にあたって、その受取人^②が保険金等を請求できない次の各号に定める特別な事情があると当社が認めるときは、保険契約者が被保険者の同意を得てあらかじめ指定した第5条第①項に定める指定代理請求人が、その事情を示す書類その他所定の書類を提出して、保険金等の受取人の代理人として保険金等を請求することができます。
1. 保険金等の請求を行なう意思表示が困難である場合
 2. 傷病名や余命についての告知を受けていない場合
 3. その他前2号に準じる場合
- ② 第①項に基づき保険金等の請求があった場合には、当社は保険金等の受取人^②の代理人である指定代理請求人に対し、保険金等を支払うことができます。
- ③ 第①項の請求に基づき、当社が指定代理請求人に対し保険金等を支払った場合には、その後重複して保険金等の請求を受けても、当社はこれを支払いません。
- ④ 事実の確認に際し、指定代理請求人が、当社からの事実の照会について正当な理由がなく回答または同意を拒んだときは、その回答または同意を得て事実の確認が終わるまで保険金等の支払い^③をしません。被保険者について当社指定の医師の診断を求めたときも、同様とします。
- ⑤ 保険金等の請求については、本条に定めるほか、主約款および主契約に付加されている特約の定めにしたがいます。

第5条 指定代理請求人

- ① 指定代理請求人は、保険金等の請求時において、次の第1号から第5号のうちのいずれかの者であることを要します。
1. 被保険者の戸籍上の配偶者
 2. 被保険者の直系血族
 3. 被保険者の兄弟姉妹
 4. 被保険者の3親等内の親族
 5. 次のいずれかの者。ただし、当社の定める書類により、その事実が確認でき、かつ、保険金等の受取人のために保険金等を請求する適切な関係があると当社が認めた者に限ります。
 - ア. 第1号から第4号までの者以外の者^①で、被保険者と同居している者
 - イ. 被保険者から委任を受ける等により、被保険者の財産の管理を行なっている者（会社、官公署等の団体^②を除く）
- ② 第①項の規定にかかわらず、指定代理請求人が、保険金等の請求時において、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
1. 未成年者
 2. 成年被後見人
 3. 破産者で復権を得ない者

第4条(読み替え後) 備考

- ① 主契約の締結の際にこの特約を付加する場合は、保障を開始する日となります。
- ② 第3条第2号に定める保険料の払込免除の場合は、保険契約者となります。

- ③ 保険料の払込免除を含みません。

第5条(読み替え後) 備考

- ① 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある者などです。

- ② 団体の代表者を含みます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ③ 第4条第①項および本条第①項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する場合は、指定代理請求人としての取扱いを受けることはできません。
1. 第3条（特約の対象となる保険金等）の保険金等の支払事由^④を故意に生じさせた者
 2. 保険金等の受取人がその保険金等を請求できない特別な事情を故意に招いた者
 3. 保険契約者が第3条（特約の対象となる保険金等）第2号に定める保険料の払込免除を請求できない特別な事情を故意に招いた者
- ④ 当社は、主約款または主契約に付加されている特約の告知義務違反による解除および重大事由による解除について、保険契約者が不明であるかもしくはその所在が不明であるとき、またはその他正当な理由によって保険契約者に通知できないときには、主約款または主契約に付加されている特約に定める通知先に通知し、正当な理由によってこれらの通知先のいずれにも通知できないときには、指定代理請求人に通知します。
- ⑤ 保険契約者^④は、被保険者の同意を得て、指定代理請求人を指定し変更することができます。この場合には、保険契約者は、当社の定める書類を提出することを要します。

第5条(読み替え後) 備考

③ 第3条第2号の保険料の払込免除の免除事由を含みます。

④ 保険契約者には、その承継者を含みます。

第16条**主契約に年金移行特約または年金移行特約【積立終身用】が付加されている場合の特則**

- ① この特約を付加した主契約に年金移行特約または年金移行特約【積立終身用】が付加され、主契約の全部を年金支払いに移行した場合には、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第13条	この特約を個人年金保険に付加した	この特約を付加した主契約に年金移行特約または年金移行特約【積立終身用】が付加され、主契約の全部を年金支払いに移行した
	主契約の年金開始日	年金移行特約または年金移行特約【積立終身用】の付加日

- ② この特約を、主契約に年金移行特約または年金移行特約【積立終身用】が付加され、主契約の全部を年金支払いに移行した保険契約に付加した場合には、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第13条	この特約を個人年金保険に付加した場合には、主契約の年金開始日（以下「年金開始日」といいます。）以後	この特約を、主契約に年金移行特約または年金移行特約【積立終身用】が付加され、主契約の全部を年金支払いに移行した保険契約に付加した場合
	主契約の年金開始日	年金移行特約または年金移行特約【積立終身用】の付加日

第17条**主契約に夫婦年金移行特約が付加されている場合の特則**

- ① この特約を付加した主契約に夫婦年金移行特約が付加され、主契約の全部を夫婦年金支払いに移行した場合には、次の規定を読み替えます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

規定	読替前の字句	読替後の字句
第2条 第3条 第8条 第13条	被保険者	第1被保険者
第13条	この特約を個人年金保険に付加した	この特約を付加した主契約に夫婦年金移行特約が付加され、主契約の全部を年金支払いに移行した
	主契約の年金開始日	夫婦年金移行特約の付加日

② この特約を、主契約に夫婦年金移行特約が付加され、主契約の全部を夫婦年金支払いに移行した保険契約に付加した場合には、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第2条 第3条 第8条 第13条	被保険者	第1被保険者
第13条	この特約を個人年金保険に付加した場合には、主契約の年金開始日（以下「年金開始日」といいます。）以後	この特約を、主契約に夫婦年金移行特約が付加され、主契約の全部を年金支払いに移行した保険契約に付加した場合
	主契約の年金開始日	夫婦年金移行特約の付加日

第18条 主契約に介護保障移行特約が付加されている場合の特則

この特約を介護保障移行特約が付加されている主契約に付加した場合には、第3条に第4号として「4. 主契約の被保険者と介護年金受取人が同一人である場合の介護見舞金、介護給付金および介護年金」を加えます。

第19条 主契約に増額保障特約【積立終身用】が付加されている場合の特則

この特約を増額保障特約【積立終身用】が付加されている主契約に付加した場合には、第3条に第4号として「4. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の増額保障の開始」を加えます。

第20条 主契約に障害状態による特別終身特約が付加されている場合の特則

この特約を障害状態による特別終身特約が付加されている主契約に付加した場合には、第3条に第4号として「4. 被保険者と保険契約者が同一人である場合の障害状態による特別取扱い」を加えます。

第21条 医療保障保険（個人型）に付加した場合の特則

この特約を医療保障保険（個人型）に付加した場合には、第3条に第4号として「4. 主契約の被保険者と治療給付金受取人が同一人である場合の治療給付金および主契約の被保険者と入院給付金受取人が同一人である場合の入院給付金」を加えます。

第22条 主約款等の代理請求に関する規定の不適用

この特約を付加した場合、主約款または主契約に付加されている特約の適用に際しては、保険金等の受取人がその保険金等を請求できない特別な事情があるときの保険金等

の請求については、この特約条項に定めるところにより取り扱い、主約款および主契約に付加されている特約の規定による保険金等の代理請求は取り扱いません。

第23条 特約の内容変更等の効力

- ① 第13条（個人年金保険に付加した場合の特則）に規定する手続きの承諾の効力は、当社がその承諾の通知を発した時から生じるものとします。
- ② 第13条（個人年金保険に付加した場合の特則）に規定する手続きの請求は、請求後に年金受取人が死亡し、意思能力を有しない常況にある者となり、または行為能力の制限を受けた場合においても、効力を有するものとします。

(平成20年4月2日実施)
(令和2年3月2日改正)

保険料口座振替特約条項

第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
指定口座	保険契約者の指定する口座のことをいいます。
提携金融機関	当会社と保険料口座振替の取扱いを提携している金融機関等のことをいいます。(当会社が保険料の収納業務を委託している機関の指定する金融機関等を含みます。)
主約款	この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
振替日	払込期月中の当会社の定めた日のことをいいます。

第2条 特約の付加

この特約は、次の要件を満たす場合、保険契約者の申出によって保険契約（教育資金付こども保険（型変更権有）Ⅱ型の場合は、それぞれの被保険者部分を別個の保険契約とみなします。以下同じ。）に付加します。

1. 指定口座が提携金融機関に設置してあること
2. 保険契約者が提携金融機関に対し、指定口座から当会社の口座^①へ保険料の口座振替を委任すること

第2条 備考

- ① 当会社が保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合は、その外部の機関の口座とします。

第3条 口座振替保険料率の適用

この特約を付加した保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約について、口座振替保険料率を適用します。

第4条 契約日の特例

- ① 保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- ② 当会社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにこれを当会社に払い込んでください。

第5条 保険料の払込み

- ① この特約を付加した保険契約の保険料は、主約款の規定にかかわらず、振替日^①に指定口座から保険料相当額を当会社の口座に振り替えることによって、当会社に払い込んでください。
- ② 第①項の規定により払い込まれた保険料は、その振替日に払込みがあったものとします。

第5条 備考

- ① 振替日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ③ 同一の指定口座から2件以上の保険契約の保険料を振り替える場合、保険契約者は、その振替順序を指定できないものとします。
- ④ 保険契約者は、払込期月の振替日①の前日までに保険料相当額を指定口座に預け入れておいてください。
- ⑤ この特約を付加した保険契約の保険料については、当社は、領収証は発行しません。

第5条 備考

- ① 振替日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

第6条 保険料口座振替ができなかった場合の取扱い

- ① 払込期月の振替日①において指定口座の残高が保険料相当額に満たないなどの事由により口座振替ができなかった場合には、保険料払込方法（回数）に応じて次表のとおり取り扱います。

第6条 備考

- ① その日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

保険料払込方法(回数)	取扱い
年掛、新年掛、半年掛 または新半年掛	振替日の翌月の応当日①に再度口座振替を行ないます。
月掛	翌月の振替日①に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行ないます。ただし、指定口座の残高が2カ月分の保険料相当額に満たないときには、払込期月の過ぎた1カ月分の保険料の口座振替を行ないます。

- ② 第①項の規定による保険料の口座振替ができなかった場合には、保険契約者は、払込期月の過ぎた保険料を保険料払込みの猶予期間の満了する日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第7条 諸変更

- ① 保険契約者は、指定口座を同一の提携金融機関の他の口座または他の提携金融機関の口座に変更することができます。この場合、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出てください。
- ② 保険契約者が口座振替の取扱いを停止する場合には、あらかじめ当社および当該提携金融機関に申し出て、口座振替扱い以外の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- ③ 提携金融機関が保険料の口座振替の取扱いを停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定口座を他の提携金融機関の口座に変更するか、または保険料払込方法（経路）を口座振替扱い以外の方法に変更してください。
- ④ 当社は、当社または提携金融機関の止むを得ない事情により振替日を変更することがあります。この場合、当社は、その旨をあらかじめ保険契約者に通知します。

第8条 保険料の前納、自動振替貸付等

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、口座振替保険料率の適用されている保険契約についても、一般の保険料率①を基準として貸付金額または払い込むべき延滞保険料額を計算します。

第8条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第9条 社員配当金の支払い

- ① この特約を付加した保険契約の社員配当金の支払方法が現金で支払う方法の場合は、当社は、その社員配当金を指定口座に振り込むことによって保険契約者に支払います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

- ② 保険契約者と指定口座の名義人が異なる場合でも、第①項の規定により指定口座に振り込まれた社員配当金は、保険契約者が受け取ったものとします。

第10条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 第2条に定める要件を満たさなくなったとき
2. 口座振替扱い以外の保険料払込方法（経路）に変更したとき
3. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

第11条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第12条 第2回保険料から口座振替を行なう場合の特則

- ① 保険契約の締結の際、この特約を付加し、かつ、保険契約者から申出がある場合、第2回保険料から口座振替により保険料を払い込むこととすることができます。
- ② 第①項の場合、保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛または新半年掛の保険契約のときには、第4条（契約日の特例）の規定は適用せず、契約日は、主約款の規定に定めるところによります。
- ③ 第①項の場合、第5条および第6条の規定は、第2回以後の保険料について適用します。

第13条 ダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険コースの被保険者の変更をする場合または生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則

この特約を付加したダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険コースについて被保険者の変更を当会社が承諾した場合、または生存給付金付定期保険について婚姻時の特別取扱いを当会社が承諾した場合は、主約款の規定にかかわらず、夫に関する告知のあった日の属する月の翌々月における契約応当日に被保険者の変更が行なわれたものとし、当会社は、その日から変更後の被保険者について責任を負います。

第14条 家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の型の変更をする場合の特則

この特約を付加した保険契約に家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約が付加されている場合、家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の妻型もしくは子型から妻子型への変更を当会社が承諾したときは、家族保障特約条項、ファミリー定期保険特約条項、ファミリー保障特約条項、ファミリー退院給付特約条項またはファミリー新退院給付特約条項の規定にかかわらず、子または妻に関する告知があった日の属する月の翌々月における契約応当日に特約の型が変更されたものとし、当会社は、その日から変更後の特約の型による責任を負います。

第15条 養育年金付こども保険の死亡給付金額の特則

口座振替保険料率が適用されている養育年金付こども保険の場合、死亡給付金額の計算の基準となる保険料は、一般の保険料率^①による保険料とします。

第15条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第16条 保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約、無配当災害保障付積立保険契約または医療保障保険（個人型）契約の場合の特則

第3条（口座振替保険料率の適用）の規定にかかわらず、この特約を付加した保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約、無配当災害保障付積立保険契約または医療保障保険（個人型）契約については口座振替保険料率はありません。

第17条 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則

この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第8条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出



「当社の定める率の利息」
お取扱いの際の率によります

第18条 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合の特則

- ① 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合、第8条（保険料の前納、自動振替貸付等）第①項の規定にかかわらず、保険料の一括払いを取り扱います。
- ② 第①項の場合、その払い込むべき保険料は、口座振替保険料率が適用される保険契約についても、一般の保険料率^①を基準にして計算し、当社の定める方法による割引をします。

第18条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第19条 3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に付加した場合の特則

この特約を付加した3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険の場合には、次に定めるところによります。

- 1. 主契約に付加された特約について、口座振替保険料率を適用します。
- 2. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第10条	3. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき	3. この特約を付加した保険契約の保険料の払込みが終了したとき

第20条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

第21条 5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合の特則

この特約を5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第22条 5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）に付加した場合の特則

この特約を5年ごと配当付利率変動型積立終身保険（低解約返戻金型・指定通貨建）に付加した場合には、次に定めるところによります。

1. 第3条（口座振替保険料率の適用）の規定にかかわらず、口座振替保険料率はありません。
2. 第6条を次のとおりに読み替えます。

第6条 保険料口座振替ができなかった場合の取扱い

① 払込期月の振替日^①において指定口座の残高が保険料相当額に満たないなどの事由により口座振替ができなかった場合には、保険料払込方法（回数）に応じて次表のとおり取り扱います。

保険料払込方法 (回数)	取扱い
新年掛	振替日の翌月の応当日 ^① に再度口座振替を行いません。振替日の翌月の応当日にも口座振替ができなかった場合には、振替日の翌々月の応当日 ^① に口座振替を行いません。
月掛	翌月の振替日 ^① に翌月分と合わせて2カ月分の保険料の口座振替を行いません。翌月の振替日にも口座振替ができなかった場合には、翌々月の振替日 ^① に3カ月分の保険料の口座振替を行いません。 ただし、指定口座の残高が2カ月分または3カ月分の保険料の合計額に満たないときには、指定口座の残高内で口座振替可能な月数分の保険料の口座振替を行いません。その場合の口座振替は、払込期月の過ぎた保険料のうち、払込期月の時期の早いものから順に行なうものとします。

② 第①項の規定による保険料の口座振替ができなかった場合には、保険契約者は、払込期月の過ぎた保険料を保険料払込みの猶予期間の満了する日までに当会社の本社または当会社の指定した場所に払い込んでください。

第6条(読み替え後) 備考

① その日が提携金融機関の休業日に該当する月の場合は翌営業日とします。

第23条 保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合の特則

当会社が保険料の収納業務を外部の機関に委託する場合は、第6条第①項所定の取扱いとは異なる取扱いをすることがあります。

(昭和58年4月2日実施)
(令和4年4月2日改正)

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

保険料クレジットカード払特約条項

第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
指定カード	保険契約者の指定する保険契約者名義のクレジットカードのことをいいます。
カード会社	当会社の指定するクレジットカード発行会社のことをいいます。
主約款	この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。

第2条 特約の付加

この特約は、保険契約者の申出により、当会社の承諾を得て保険契約に付加します。この場合、次のすべてを満たすことを要します。

1. 指定カードが、指定カードの名義人とカード会社との間で締結された会員規約その他これに準じるもの（以下「会員規約等」といいます。）に基づき、カード会社より貸与され、かつ使用を認められていること
2. 指定カードの名義人が、カード会社の会員規約等に基づいて、保険料の払込みに指定カードを使用すること
3. 保険料の額が、当会社の定める範囲内であること
4. 指定カードが有効であること
5. 保険料の額が指定カードの利用限度額の範囲内であること

第3条 保険料率

この特約を付加した保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約について、口座振替保険料率を適用します。

第4条 契約日の特例

- ① 保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- ② 当会社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにこれを当会社に払い込んでください。

第5条 保険料の払込み

- ① この特約を付加した保険契約の保険料は、主約款の規定にかかわらず、当社が指定カードの有効性および保険料の額が指定カードの利用限度額の範囲内であること（以下「指定カードの有効性等」といいます。）を確認した場合、当社がカード会社に保険料相当額を請求した日（以下「保険料請求日」といいます。）^①に当社に払い込まれたものとして取り扱い、その日を保険料の払込みのあった日とみなします。
- ② 同一の指定カードにより2件以上の保険契約の保険料を払い込む場合、保険契約者は、その払込順序を指定できないものとします。
- ③ 保険契約者は、カード会社の会員規約等にしたがい、保険料相当額をカード会社に払い込んでください。
- ④ この特約を付加した保険契約の保険料については、当社は、領収証を発行しません。

第5条 備考

① 第1回保険料または第1回保険料相当額の払込みの場合は、保険契約者による指定カードでの払込手続きが完了した日（カード決済日）と同日となります。

第6条 指定カードによる保険料の払込みができなかった場合の取扱い

- ① 第2回以後の保険料について、指定カードの有効性等の確認ができないなどの事由により指定カードによる保険料の払込みができなかった場合には、保険料払込方法（回数）に応じて次表のとおり取り扱います。この場合、第5条の規定を準用します。

保険料払込方法（回数）	取扱い
年掛、新年掛、半年掛 または新半年掛	保険料請求日の翌月の応当日に、再度カード会社に保険料相当額を請求します。
月掛	翌月の保険料請求日に、翌月分と合わせて2カ月分の保険料相当額をカード会社に請求します。ただし、指定カードの利用限度額が2カ月分の保険料相当額に満たないときには、払込期月の過ぎた1カ月分の保険料についてカード会社にその相当額を請求します。

- ② 第①項の規定に基づく、指定カードによる保険料の払込みができなかった場合には、保険契約者は、払込期月の過ぎた保険料を保険料払込みの猶予期間の満了する日までに当社の本社または当社の指定した場所に払い込んでください。

第7条 諸変更

- ① 保険契約者は、指定カードを同一のカード会社の他のクレジットカードまたは他のカード会社のクレジットカードに変更することができます。この場合、あらかじめ当社に申し出てください。
- ② 保険契約者がクレジットカードによる保険料の払込みを停止する場合には、あらかじめ当社に申し出て、クレジットカード払込以外以外の保険料払込方法（経路）に変更してください。
- ③ カード会社がクレジットカードによる保険料の払込みを停止した場合には、当社は、その旨を保険契約者に通知します。この場合、保険契約者は、指定カードを他のカード会社のクレジットカードに変更するか、または保険料払込方法（経路）をクレジットカード払込以外の方法に変更してください。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第8条 保険料の前納、自動振替貸付等

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、口座振替保険料率の適用されている保険契約についても、一般の保険料率^①を基準として貸付金額または払い込むべき未払込保険料額を計算します。

第8条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱いまたは送金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第9条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 第2条第1号から第3号に定めるいずれかの要件を満たさなくなったとき
2. クレジットカード払扱い以外の保険料払込方法（経路）に変更したとき
3. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

第10条 主約款の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第11条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

第12条 5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合の特則

この特約を5年ごと配当付特別終身医療保険（解約返戻金抑制型）に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

（令和6年4月2日実施）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

集団扱特約条項 (A)

第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
団体	会社、官公署等の団体（その事業所を含みます。）のことをいいます。
個別の保険契約	団体から給与（役員報酬を含みます。以下同じ。）の支払いを受ける者を保険契約者とする保険契約のことをいいます。
団体の保険契約	団体を保険契約者とし、団体から給与の支払いを受ける者を被保険者とする保険契約のことをいいます。
主約款	この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
取次代表者	団体の保険料取次に関する代表者のことをいいます。

第2条 特約の付加

- ① この特約は、次のいずれかの要件が満たされ、団体と当社が集団扱いに関する契約を締結している場合、保険契約者の申出によって保険契約（教育資金付こども保険（型変更権有）Ⅱ型の場合は、それぞれの被保険者部分を別個の保険契約とみなします。以下同じ。）に付加します。
 1. 個別の保険契約の保険契約者または被保険者が10人以上あること
 2. 団体の保険契約の被保険者が10人以上あること
 3. 個別の保険契約の保険契約者と団体の保険契約の被保険者を名寄せして10人以上あること
- ② 第①項の人数については、保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛および新半年掛の保険契約を合算して、または月掛の保険契約のみにより、その人数を満たすことを要します。

第3条 集団保険料率の適用

- ① この特約を付加した保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛、新半年掛または月掛の保険契約について、次の各号の集団保険料率を適用します。

個別の保険契約の保険契約者の人数、 団体の保険契約の被保険者の人数または 両者を名寄せした人数	集団保険料率
20人以上	集団保険料率A
20人未満	集団保険料率B

- ② 集団保険料率Aの適用を受けた場合でも、第①項の人数がいずれも20人を欠きその後6カ月を経過しても補充できないときは、当社は、適用する保険料率を集団保険料率Bに変更します。
- ③ 第2条（特約の付加）第②項の規定は、本条の場合に準用します。

第4条 契約日の特例

- ① 保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約の場合、保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間そ

他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。

- ② 当会社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当会社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当会社が指定した期日までにこれを当会社に払い込んでください。

第5条 保険料の払込み

- ① この特約を付加した保険契約の第2回以後の保険料は、払込期月内に、取次代表者を経由して払い込んでください。
- ② 第①項の場合、取次代表者から当会社に払い込まれた時に、その保険料の払込みがあったものとします。
- ③ 取次代表者から保険料が払い込まれた場合には、保険料総額についての領収証を取次代表者に対して発行し、個々の領収証は発行しません。

第6条 保険料の前納、自動振替貸付等

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、集団保険料率の適用されている保険契約についても、一般の保険料率^①を基準として貸付金額または払い込むべき延滞保険料額を計算します。

第6条 備考

- ① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第7条 社員配当金の支払い

この特約を付加した保険契約に対する社員配当金の支払方法について、当会社と団体との間に取りきめがあるときは、その方法によります。

第8条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

1. 保険契約者が団体から脱退したとき
2. 第2条に定める人数がいずれも10人を欠き、その後6カ月を経過してもなお補充できないとき
3. 当会社と団体との間に締結された集団扱いに関する契約が解除されたとき
4. 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

第9条 主約款の規定の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第10条 保険料取次協定書による場合の特則

団体に2以上の事業所があり、集団扱いに関する契約が締結されている事業所について第3条第①項の集団保険料率Aが適用される要件が満たされている場合には、当会社と保険料の取次ぎに関する協定を締結した他の事業所に属する保険料払込方法（回数）

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

が月掛の保険契約について、この特約による取扱いおよび集団保険料率Aの適用を受けることができます。この場合、第3条および第8条第2号の人数要件は適用しないものとし、また、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第8条	集団扱いに関する契約	保険料取次ぎに関する協定

第11条 **ダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースの被保険者の変更をする場合または生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則**

この特約を付加したダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースについて被保険者の変更を当社が承諾した場合、または生存給付金付定期保険について婚姻時の特別取扱いを当社が承諾した場合は、主約款の規定にかかわらず、夫に関する告知のあった日の属する月の翌々月における契約応当日に被保険者の変更が行なわれたものとし、当社は、その日から変更後の被保険者について責任を負います。

第12条 **家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の型の変更をする場合の特則**

この特約を付加した保険契約に家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約が付加されている場合、家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の妻型もしくは子型から妻子型への変更を当社が承諾したときは、家族保障特約条項、ファミリー定期保険特約条項、ファミリー保障特約条項、ファミリー退院給付特約条項またはファミリー新退院給付特約条項の規定にかかわらず、子または妻に関する告知があった日の属する月の翌々月における契約応当日に特約の型が変更されたものとし、当社は、その日から変更後の特約の型による責任を負います。

第13条 **養育年金付こども保険の死亡給付金額の特則**

集団保険料率が適用されている養育年金付こども保険の場合、死亡給付金額の計算の基準となる保険料は、一般の保険料率^①による保険料とします。

第13条 **備考**

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第14条 **保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約の場合の特則**

この特約を付加した保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約については、保険契約者または被保険者を第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件または第3条の集団保険料率適用の際の人数要件の計算に算入することができますが、集団保険料率はありません。

第15条 **変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則**

この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、次の規定を読み替えます。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

規定	読替前の字句	読替後の字句
第6条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出

第16条 契約日が昭和56年4月1日以前の保険契約の場合の特則

契約日が昭和56年4月1日以前の保険契約で、集団保険料率Aが適用されている保険料払込方法（回数）が半年掛または月掛の保険契約について、保険金または給付金等の支払事由が発生したことにより保険契約が消滅したときに、保険金または給付金等の支払事由が発生した日の属する保険年度の保険料に未払込分があれば、保険金または給付金等から差し引きます。

第17条 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合の特則

- ① 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合、第6条第①項の規定にかかわらず、保険料の一括払いを取り扱います。
- ② 第①項の場合、その払い込むべき保険料は、集団保険料率Aが適用される保険契約については集団保険料率Aを基準にして計算し、集団保険料率Bが適用される保険契約については一般の保険料率^①を基準にして計算し、当社の定める方法による割引きをします。

第17条 備考

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第18条 最終生存者終身保険契約の場合の特則

この特約を付加した最終生存者終身保険契約については、第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件または第3条の集団保険料率適用の際の人数要件の計算にあたって被保険者は1人として計算します。

第19条 3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に付加した場合の特則

この特約を付加した3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険の場合には、次に定めるところによります。

- 1. 主契約に付加された特約について、集団保険料率を適用します。
- 2. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第8条	5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき	5. この特約を付加した保険契約の保険料の払込みが終了したとき

第20条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

（昭和46年6月2日実施）
（令和4年4月2日改正）

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

集団扱特約条項 (B)

第1条 用語の定義

この特約条項において使用される用語の定義は、それぞれ次のとおりとします。

用語	定義
団体	組合、連合会、同業組合等の団体のことをいいます。
個別の保険契約	団体の加盟者を保険契約者とする保険契約のことをいいます。
団体の保険契約	団体を保険契約者とし、団体の加盟者を被保険者とする保険契約のことをいいます。
主約款	この特約を付加した保険契約に適用される普通保険約款のことをいいます。
取次代表者	団体の保険料取次に関する代表者のことをいいます。

第2条 特約の付加

- ① この特約は、次のいずれかの要件が満たされ、団体と当社が集団扱いに関する契約を締結している場合、保険契約者の申出によって保険契約（教育資金付こども保険（型変更権有）Ⅱ型の場合は、それぞれの被保険者部分を別個の保険契約とみなします。以下同じ。）に付加します。
 1. 個別の保険契約の保険契約者または被保険者が10人以上あること
 2. 団体の保険契約の被保険者が10人以上あること
 3. 個別の保険契約の保険契約者と団体の保険契約の被保険者を名寄せして10人以上あること
- ② 第①項の人数については、保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛および新半年掛の保険契約を合算して、または月掛の保険契約のみにより、その人数を満たすことを要します。

第3条 集団保険料率の適用

この特約を付加した保険料払込方法（回数）が年掛、新年掛、半年掛、新半年掛または月掛の保険契約について、集団保険料率Bを適用します。

第4条 契約日の特例

- ① 保険料払込方法（回数）が月掛の保険契約の場合、保険契約の締結の際にこの特約を付加したときには、その契約日は、保障の開始に関する主約款の規定にかかわらず、主約款に定める責任開始時の属する月の翌月1日とし、保険期間、保険料払込期間その他この特約を付加した保険契約における期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。
- ② 当社の責任開始時の属する日から第①項の契約日の前日までの間に、保険金もしくは給付金の支払事由または保険料の払込免除事由が発生した場合には、第①項の規定にかかわらず、責任開始時の属する日を契約日とし、期間の計算および年齢の計算は、この日を基準として行ないます。この場合、すでに払い込まれた保険料に超過分があるときは、当社は、これを保険契約者に払い戻します。また、不足分があるときは、保険契約者は、当社が指定した期日までにこれを当社に払い込んでください。

第5条 保険料の払込み

- ① この特約を付加した保険契約の第2回以後の保険料は、払込期月内に、取次代表者を經由して払い込んでください。
- ② 第①項の場合、取次代表者から当会社に払い込まれた時に、その保険料の払込みがあったものとします。
- ③ 取次代表者から保険料が払い込まれた場合には、保険料総額についての領収証を取次代表者に対して発行し、個々の領収証は発行しません。

第6条 保険料の前納、自動振替貸付等

- ① この特約を付加した保険契約については、主約款の規定にかかわらず、保険料の前納および一括払いは取り扱いません。
- ② この特約を付加した保険契約について保険料の自動振替貸付または復活が行なわれる場合には、集団扱保険料率Bの適用されている保険契約についても、一般の保険料率①を基準として貸付金額または払い込むべき延滞保険料額を計算します。

第6条 備考

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第7条 社員配当金の支払い

この特約を付加した保険契約に対する社員配当金の支払方法について、当会社と団体との間に取りきめがあるときは、その方法によります。

第8条 特約の消滅

次の場合には、それぞれの事由に該当した時、この特約は消滅します。

- 1. 保険契約者が団体から脱退したとき
- 2. 第2条に定める人数がいずれも10人を欠き、その後6カ月を経過してもなお補充できないとき
- 3. 当会社と団体との間に締結された集団扱いに関する契約が解除されたとき
- 4. 他の保険料払込方法（経路）に変更したとき
- 5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき

第9条 主約款の規定の準用

この特約条項に別段の定めのない事項については、主約款の規定を準用します。

第10条 ダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースの被保険者の変更をする場合または生存給付金付定期保険の婚姻時の特別取扱いをする場合の特則

この特約を付加したダイヤモンド保険ヤングもしくはダイヤモンド保険ユースについて被保険者の変更を当会社が承諾した場合、または生存給付金付定期保険について婚姻時の特別取扱いを当会社が承諾した場合は、主約款の規定にかかわらず、夫に関する告知のあった日の属する月の翌々月における契約応当日に被保険者の変更が行なわれたものとし、当会社は、その日から変更後の被保険者について責任を負います。

① ② ③ …の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第11条 家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の型の変更をする場合の特則

この特約を付加した保険契約に家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約が付加されている場合、家族保障特約、ファミリー定期保険特約、ファミリー保障特約、ファミリー退院給付特約またはファミリー新退院給付特約の妻型もしくは子型から妻子型への変更を当社が承諾したときは、家族保障特約条項、ファミリー定期保険特約条項、ファミリー保障特約条項、ファミリー退院給付特約条項またはファミリー新退院給付特約条項の規定にかかわらず、子または妻に関する告知があった日の属する月の翌々月における契約応当日に特約の型が変更されたものとし、当社は、その日から変更後の特約の型による責任を負います。

第12条 養育年金付こども保険の死亡給付金額の特則

集団保険料率Bが適用されている養育年金付こども保険の場合、死亡給付金額の計算の基準となる保険料は、一般の保険料率^①による保険料とします。

第13条 保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約の場合の特則

この特約を付加した保障付積立保険契約、生存給付金付終身保険契約または医療保障保険（個人型）契約については、保険契約者または被保険者を第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件の計算に算入することができますが、集団保険料率Bはありません。

第14条 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）に付加した場合の特則

この特約を付加した変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の場合には、次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第6条	保険料の自動振替貸付	自動延長定期保険に変更後3カ月以内における、保険契約者からの延滞保険料に当社の定める率の利息を付けた金額の支払いの申出

第15条 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合の特則

- ① 保険料定期一括払特約が付加された保険契約の場合、第6条第①項の規定にかかわらず、保険料の一括払いを取り扱います。
- ② 第①項の場合、その払い込むべき保険料は、集団保険料率Bの適用される保険契約についても、一般の保険料率^①を基準にして計算し、当社の定める方法による割引きをします。

第12条 備考

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

第15条 備考

① 保険料払込方法（経路）が店頭扱い、送金扱いまたは集金扱いの場合に適用される保険料率のことをいいます。

① ② ③ … の番号がある場合には、対応する右の備考もご参照ください

第16条 最終生存者終身保険契約の場合の特則

この特約を付加した最終生存者終身保険契約については、第2条の集団扱いに関する契約の締結に際しての人数要件の計算にあたって被保険者は1人として計算します。

第17条 3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険に付加した場合の特則

この特約を付加した3年ごと利差配当付利率変動型積立終身保険の場合には、次に定めるところによります。

1. 主契約に付加された特約について、集団保険料率Bを適用します。
2. 次の規定を読み替えます。

規定	読替前の字句	読替後の字句
第8条	5. この特約を付加した保険契約が保険料の払込みを要しなくなったとき	5. この特約を付加した保険契約の保険料の払込みが終了したとき

第18条 責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合の特則

この特約を、責任開始時の属する月の翌月1日が契約日であると主約款に定めのある保険に付加した場合には、第4条（契約日の特例）の規定は適用しません。

(昭和46年6月2日実施)
(令和4年4月2日改正)

M E M O

A series of horizontal dotted lines for writing.

M E M O

A series of horizontal dotted lines for writing, spanning the width of the page.

保険のことば

～主な用語のご説明～

●太字の用語は他の項目で説明しています。 ●→の用語もご参照ください。

か

給付金

【きゅうふきん】

被保険者が入院したときなどの**支払事由**に該当したときにお支払いするお金のことをいいます。

契約応当日

【けいやくおうとうび】

契約日に対応する日のことで、年単位、半年単位、月単位の3つの契約応当日があります。

(例) 契約日が2017年5月1日の保険契約の場合、

- 年単位の契約応当日：2018年以降毎年の5月1日
- 半年単位の契約応当日：2017年11月1日以降毎年の5月1日および11月1日
- 月単位の契約応当日：2017年6月1日以降の毎月1日

契約日

【けいやくび】

保険契約が始まる日をいい、**保険期間**の起算日や**年齢**の計算の基準日になります。原則として**責任開始日**と一致しますが、**保険料の払込回数**や**保険料の払込経路**によっては異なる場合があります。

たとえば月掛の口座振替の場合は、責任開始日の属する月の翌月1日が契約日となります。

告知／告知義務／告知義務違反

【こくち／こくちぎむ／こくちぎむいはん】

被保険者の健康状態や職業、過去の傷病歴など、当社がおたずねする重要なことについて、事実をありのままに報告していただくことを告知といいます。

保険契約の申込みなどの際、**保険契約者**および被保険者にはこの告知を行う義務（告知義務）があります。その際に事実が告げられなかったときには、当社は告知義務違反として保険契約を解除したり、詐欺として保険契約を取消したりすることがあります。

さ

失効

【しっこう】

保険料のお払込みの**猶予期間**を過ぎても保険料のお払込みがなかったために、保険契約の効力が失われることをいいます。

→【払込期月】

支払事由

【しはらいじゆう】

給付金が支払われる場合のことをいいます。**被保険者**の入院などがこれにあたります。

→【免責事由】

社員配当金

【しゃいんはいとうきん】

決算で生じた剰余金から**保険契約者**に分配されるお金のことをいいます。

主契約／特約

【しゅけいやく／とくやく】

主約款（普通保険約款）に記載された契約内容を主契約といい、**特約条項**に記載されている契約内容を特約といいます。特約だけで契約することはできません。

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

主約款（普通保険約款）

【しゅやくかん（ふつうほけんやくかん）】

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

責任開始時／責任開始日

【せきになかいしじ／せきになかいしび】

保険契約上の保障が開始する時点を責任開始時といい、責任開始時が属する日を責任開始日といいます。

責任準備金／積立金

【せきにしゅんびきん／つみたてきん】

将来の給付金などをお支払いするために、保険料の中から必要な金額を積み立てています。この積立金のことをいいます。

た

第1回保険料相当額

【だいいっかいほけんりょうそうとうがく】

保険契約のお申込みの際に契約成立前にお払込みいただくお金のことで、第1回保険料充当金ともいいます。保険契約が成立した場合には、第1回保険料に充当されます。

定款

【ていかん】

当社の組織や事業運営の基本となる規則などを定めたものです。

特約

【とくやく】

→【主契約／特約】

特約条項

【とくやくじょうこう】

→【約款／主約款（普通保険約款）／特約条項】

な

年齢の計算

【ねんれいのけいさん】

保険契約上、被保険者の年齢は満年齢で計算し、1年未満の端数については、6カ月以下は切り捨て、6カ月超は切り上げます。

（例）満40歳7カ月の場合は41歳となります。

は

配当金

【はいとうきん】

→【社員配当金】

払込期月

【はらいこみきげつ】

保険料をお払込みいただく月のことをいいます。保険料の払込回数に応じ、次の契約応当日が属する月の1日から末日までになります。

- 新年掛：年単位の契約応当日
- 新半年掛：半年単位の契約応当日
- 月掛：月単位の契約応当日

被保険者

【ひほけんしゃ】

保険の保障の対象となる人のことをいいます。その人が入院や手術などをした場合に給付金が支払われます。

返戻金

【へんれいきん】

保険契約が解約された場合などに保険契約者にお払戻しするお金のことをいいます。

保険期間

【ほけんきかん】

保険契約上の保障を開始してから終了するまでの期間のことをいいます。

保険契約者

【ほけんけいやくしゃ】

当社と保険契約を結び、保険契約上の権利（契約内容変更の請求権など）と義務（保険料のお払込みなど）を持つ人のことをいいます。

保険証券

【ほけんしょうけん】

保険契約の成立や内容を証する重要なもので、保障の額や保険期間などを記載しています。

保険年度

【ほけんねんど】

契約日から起算した1年ごとの期間のことをいいます。契約日からの最初の1年間を第1保険年度といい、以後、第2保険年度、第3保険年度…といいます。

保険料

【ほけんりょう】

給付金などの対価として**保険契約者**からお払込みいただくお金のことをいいます。

保険料の払込回数／保険料払込方法（回数）

【ほけんりょうのはらいこみかいすう／ほけんりょうのはらいこみほうほう（かいすう）】

保険料の払込回数には、年に1回払い込む**新年掛**、半年に1回払い込む**新半年掛**、毎月払い込む**月掛**があります。

→【払込期月】

保険料の払込経路／保険料払込方法（経路）

【ほけんりょうのはらいこみけいろ／ほけんりょうのはらいこみほうほう（けいろ）】

保険料の払込経路には、口座振替によるお払込み、給与引去りによるお払込みなどがあります。

ま

免責事由

【めんせきじゆう】

被保険者が**支払事由**に該当された場合でも、**被保険者**の自殺行為などのケースでは**給付金**が支払われないことがあります。この支払われない事由のことをいいます。

や

約款／主約款（普通保険約款）／特約条項

【やっかん／しゅやっかん（ふつうほけんやっかん）／とくやくじょうこう】

約款は、お支払いする場合や、**保険料**のお払込みなど、**保険契約**の内容をあらかじめ定めたものです。

このうち、**保険契約者**と当社との間の基本的な取り決めを**主約款**（普通保険約款）といい、追加的な取り決めを**特約条項**といいます。

→【主契約／特約】

猶予期間

【ゆうよきかん】

払込期月内に**保険料**のお払込みの都合がつかない場合のために、お払込みの**猶予期間**を設けています。猶予期間内に**保険料**のお払込みがないと**保険契約**は解除となりまたは**失効**します。

予定利率

【よていりりつ】

保険料は、将来見込まれる**資産運用**の収益をあらかじめ割り引いて算出していますが、その際に用いる利率のことを**予定利率**といいます。

説明事項ご確認のお願い

この冊子には、ご契約に伴う大切なことがらが記載されています。内容を十分にご確認のうえ、ご契約をお申込みいただくようお願いいたします。

特に	しよりのページ
● 保険契約のお申込みの撤回または解除(クーリング・オフ制度)	9
● 保険の特徴と仕組み	11
● 健康状態や職業などの告知	15
● 保障の開始	17
● 給付金をお支払いできない場合	29
● 保険料の払込回数など	42
● 保険料の払込経路	44
● 猶予期間内に保険料のお払込みがない場合のお取扱い(解除、失効、失効取消)	45
● 解約と返戻金	49

などは、ご契約に際してぜひご理解いただきたいことからですので、わかりにくい点がございましたら下記にお問い合わせください。

お電話によるお問い合わせ窓口

コミュニケーションセンター



0120-662-332

月曜～金曜 (除く祝日・年末年始) 9:00～18:00

土曜 (除く祝日・年末年始) 9:00～17:00

お問い合わせは契約者ご本人さま、給付金・保険金のご請求は被保険者さままたは受取人さまからお願いいたします

コミュニケーションセンターとのお電話の内容は、当社業務の運営管理およびサービス充実の観点から録音させていただいておりますので、あらかじめご了承ください。なお、当社におけるお客さまに関する情報の取扱いについては、ホームページをご覧ください。

ご契約の商品に係る指定紛争解決機関は(一社)生命保険協会です。(一社)生命保険協会の「生命保険相談所」では、電話・文書(電子メール・FAXは不可)・来訪により生命保険に関するさまざまな相談・照会・苦情をお受けしております。また、全国各地に「連絡所」を設置し、電話にてお受けしております。(ホームページアドレス <https://www.seiho.or.jp/>)

なお、生命保険相談所が苦情の申し出を受けたことを生命保険会社に連絡し、解決を依頼した後、原則として1ヵ月を経過しても、契約者等と生命保険会社との間で解決がつかない場合については、指定紛争解決機関として、生命保険相談所内に裁定審査会を設け、契約者等の正当な利益の保護を図っております。

明治安田生命保険相互会社

本社 〒100-0005 東京都千代田区丸の内2-1-1 電話 03-3283-8111(代表)

明治安田生命ホームページ

<https://www.meijiyasuda.co.jp/>

明治安田生命

検索

